

外国人集住都市会議 津会議 2017 報告書



多様性を活かした、活力ある地域社会を目指して

—魅力のある雇用・生活環境の実現、日本語支援及び次世代育成を—

開催日

平成29年 **11月20日** 月

会場

津センターパレス 5階 津市センターパレスホール
三重県津市大門7番15号

▶ 主催

外国人集住都市会議

▶ 後援

多文化共生推進協議会

一般財団法人自治体国際化協会



目次

プログラム	2
外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール	4
講師・コーディネーター・事例発表者プロフィール	9
開会	10
基調講演	
「当事者として考えるニューカマーの子どもたちの現状と課題 －第二世代の進路と将来像の実態－」	14
南米ボリビア アイマラ民族伝統音楽	24
セッション1	
外国人住民の自立と共生社会の実現に向けて	25
セッション2	
外国人の人材育成と地域経済の活性化に向けて	44
事例発表	61
津宣言	66
閉会	68
外国人集住都市会議会員都市及び関係団体によるパネル展	70
当日資料	71

プログラム

時間	プログラム
13:00-13:15	開会
13:15-14:00	<p>基調講演「当事者として考えるニューカマーの子どもたちの現状と課題 －第二世代の進路と将来像の実態－」</p> <p>奈良学園大学 人間教育学部 人間教育学科 助教 オチャンテ 村井 ロサ メルセデス</p>
14:00-14:15	<p>Duo K'oa ～南米ボリビア アイマラ民族伝統音楽～</p> <p>NPO 法人日本ボリビア人協会</p>
14:15-14:20	休憩
14:20-15:20	<p>セッション1「外国人住民の自立と共生社会の実現に向けて」</p> <p>【外国人集住都市会議会員都市】</p> <p>三重県津市長 前葉 泰幸 三重県亀山市市長 櫻井 義之 三重県伊賀市長 岡本 栄 三重県四日市市長 森 智広 愛知県豊田市長 太田 稔彦</p> <p>【府省庁関係者】</p> <p>法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋 文化庁文化部国語課長 西田 憲史 文部科学省初等中等教育局国際教育課課長補佐 桜井 康仁 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 赤松 俊彦</p> <p>【コーディネーター】</p> <p>関西学院大学経済学部教授 井口 泰</p>
15:20-15:35	休憩

時間	プログラム
15:35-16:35	<p>セッション2「外国人の人材育成と地域経済の活性化に向けて」</p> <hr/> <p>【外国人集住都市会議会員都市】 岡山県総社市長 片岡 聡一 三重県鈴鹿市長 末松 則子 静岡県浜松市長 鈴木 康友 滋賀県甲賀市副市長 正木 仙治郎</p> <p>【府省庁関係者】 法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 赤松 俊彦 外務省領事局外国人課長 高橋 良明 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 （定住外国人施策担当） 北風 幸一</p> <p>【コーディネーター】 関西学院大学経済学部教授 井口 泰</p>
16:35-16:45	休憩
16:45-17:10	<p>事例発表</p> <hr/> <p>MIFILCO（三重フィリピン人調整協議会） 副代表 アンダーヤ ジョーイ ララ</p>
17:10-17:30	津宣言・閉会

外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール

平成 29 年 11 月 20 日現在

《会員都市》

群馬県太田市

清水 聖義（しみず まさよし）【1941 年 12 月 7 日生】

前職：群馬県議会議員 就任年：2005 年 4 月（旧太田市長 1995 年～2005 年）
当選回数：3 期目（旧太田市長 3 期）

地域における多文化共生を推進していくにあたり、外国人住民の持つ文化や価値観などの多様性を生かし、地域住民がともに安心して暮らせるまちづくりを目指します。



群馬県大泉町

村山 俊明（むらやま としあき）【1962 年 7 月 25 日生】

前職：大泉町議会議員 就任年：2013 年 5 月 当選回数：2 期目

人口の約 18%を外国人が占める大泉町では、正しい情報を正しく伝え正しく理解してもらうことを多文化共生施策の基本とし、国籍に関わらず各国の住民と行政とが協力し、多文化共生のまちづくりを進めていくよう取り組んでいます。



長野県上田市

母袋 創一（もたい そういち）【1952 年 7 月 6 日生】

前職：長野県議会議員 就任年：2006 年 4 月（旧上田市長、2002 年～2006 年）
当選回数：3 期目（旧上田市長、1 期）

外国人が住みやすいまちは、誰もが住みやすいまちであり、誇りを感じることができる地域です。私たちは、多様な暮らし・文化背景をもつ人々がそれぞれの違いを認め合う、多文化共生社会を着実に目指していきます。



長野県飯田市

牧野 光朗（まきの みつお）【1961 年 8 月 16 日生】

前職：日本政策投資銀行 就任年：2004 年 10 月 当選回数：4 期目

リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田市の将来像「小さな世界都市」実現のためには、多文化共生社会の推進が重要となってまいります。市民・関係団体・事業所等の協働による取組を通じて、多様性を活かした地域づくりを目指します。



<p>岐阜県美濃加茂市 藤井 浩人 (ふじい ひろと)【1984年7月25日生】 前職:美濃加茂市議会議員 就任年:2013年6月 当選回数:3回</p>	
<p>地域・企業・行政が一体となって、文化背景の異なる人々が互いを認めあい、対等な関係で、それぞれの能力や自分らしさを発揮しながら、多様性を生かしたまちづくりを推進してまいります。</p>	

<p>静岡県浜松市 鈴木 康友 (すずき やすとも)【1957年8月23日生】 前職:衆議院議員 就任年:2007年5月 当選回数:3期目</p>	
<p>国内外の多文化共生都市との連携を一層推進し、異なる文化を持つ多くの人々の交流を通じて、新たな文化を創造・発信し、地域の活性化へとつながる、誰もが活躍できる魅力あふれた都市を目指してまいります。</p>	

<p>静岡県富士市 小長井 義正 (こながい よしまさ)【1955年7月30日生】 前職:富士市議会議員 就任年:2014年1月 当選回数:1回</p>	
<p>全ての市民が国籍や言語など互いが持つちがいを理解を深め、そのちがいを地域の力として、富士山のもとで快適に安心して暮らすことができる「心通い合う多文化共生のまち ふじ」の実現に向けて、取り組みを進めます。</p>	

<p>静岡県磐田市 渡部 修 (わたなべ おさむ)【1951年4月16日生】 前職:磐田市議会議員 就任年:2009年4月 当選回数:3期目</p>	
<p>「互いを認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる多文化共生のまちづくり」を基本理念に、外国人市民と日本人市民が、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域社会を支える担い手として、地域の活性化を推進します。</p>	

<p>静岡県掛川市 松井 三郎 (まつい さぶろう)【1946年10月6日生】 前職:静岡県議会議員 就任年:2009年4月 当選回数:3期目</p>	
<p>掛川市は総人口の約3%が外国人市民で、そのおよそ半数に永住資格があります。市政運営の基本理念である「協働のまちづくり」に多文化共生の視点を取り入れ、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現を目指します。</p>	

静岡県袋井市**原田 英之 (はらだ ひでゆき) 【1943年1月12日生】**

前職:静岡県健康福祉部長

就任年:2005年4月(旧袋井市長 2001年~2005年)

当選回数:4期目(旧袋井市2期)

袋井市では、総人口の約4.2% (約3,700人) の外国人住民が生活しており、お互いに安心して暮らせるまちづくりに取り組むとともに、2019年のラグビーワールドカップの開催に向け、まちの国際化にも取り組んでまいります。

**静岡県湖西市****影山 剛士 (かげやま たけし) 【1974年5月22日】**

前職:財務省主計局 予算執行企画室 総括課長補佐 就任年:2016年12月

当選回数:1期目

総人口の約4.5%が外国人市民である湖西市では、「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」を基本理念に、地域が直面する生活、教育などの課題解決に向けて、行政はもとより様々な多文化共生の担い手が連携を深めながら取り組んでいきます。

**静岡県菊川市****太田 順一 (おおた じゅんいち) 【1950年4月28日生】**

前職:菊川町議会議員

就任年:2005年1月から現職(旧菊川町長 1998年~2005年)

当選回数:4期目(旧菊川町2期)

菊川市では、総人口の約6%を占める外国人住民が暮らしています。本年3月に策定した「第3次菊川市多文化共生推進行動指針」に基づき、基本理念である「国籍を超えて誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生社会」の実現を目指します。

**愛知県豊橋市****佐原 光一 (さはら こういち) 【1953年11月10日生】**

前職:国土交通省中部地方整備局副局長 就任年:2008年11月

当選回数:3期目

豊橋市は、永住資格を持つ日系外国人数が全国トップレベルのまちです。こうした永住者や定住者などの外国人住民が地域の一員として、その多様性を生かしながら活躍できる多文化共生社会の実現を目指します。

**愛知県豊田市****太田 稔彦 (おおた としひこ) 【1954年4月30日生】**

前職:豊田市総合企画部長 就任年:2012年2月 当選回数:2期目

豊田市では、ラグビーワールドカップ2019™日本大会の開催地として、都市の国際化を推進し、国内外から来訪する方々を温かく迎えらる環境づくりを進めています。



愛知県小牧市

山下 史守朗 (やました しずお) 【1975年7月6日生】

前職:愛知県議会議員 就任年:2011年2月 当選回数:2期目

総人口の約5.5%が外国人市民である小牧市では、『みんな「こまき市民」、助けあって笑顔で暮らせるまち』をスローガンに、地域・企業・行政が一体となった事業を行い、さらなる多文化共生社会の推進に向けて取り組んでいきます。



三重県津市

前葉 泰幸 (まえば やすゆき) 【1962年4月7日生】

前職:デクシア銀行東京支店副支店長 就任年:2011年4月

当選回数:2期目

地域におけるより一層の異文化理解の向上と、外国人住民の地域社会への更なる参画の促進に取り組み、日本人住民と外国人住民がお互いを尊重し合い、誰もが能力を発揮できる活力ある多文化共生のまちづくりを推進してまいります。



三重県四日市市

森 智広 (もり ともひろ) 【1978年5月27日生】

前職:四日市市議会議員 就任年:2016年12月 当選回数:1期目

「31万人元気都市四日市」の実現に向けて、日本人市民と外国人市民が、互いに尊重し合い、ともに支え合う多文化共生社会を目指す取り組みを、地域活動団体や関係機関などと連携しながら進めていきます。



三重県鈴鹿市

末松 則子 (すえまつ のりこ) 【1970年11月14日生】

前職:三重県議会議員 就任年:2011年5月 当選回数:2回

地域で生活するすべての市民が、国籍や文化的背景に関わらず、互いに違いを認め合い、尊重し合いながら暮らせるよう、関係機関をはじめ地域活動団体など、まちづくりに関わる方々と連携を図り、引き続き多文化共生施策を推進します。



三重県亀山市

櫻井 義之 (さくらい よしゆき) 【1963年2月25日生】

前職:三重県議会議員 就任年:2009年2月 当選回数:3期目

『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま』の実現に向け、外国人住民に対するきめ細かな情報提供はもとより、外国人住民と日本人住民が互いに認め合う、共生社会の実現に向けて力強く取り組みを進めてまいります。



三重県伊賀市

岡本 栄 (おかもと さかえ) 【1951年9月18日生】

前職: 関西テレビ放送株式会社アナウンサー

就任年: 2012年 当選回数: 2回

当市では外国人住民も安全安心して暮らせるよう多言語での生活相談を行っています。地域の活性化には外国人住民の力も必要であり、多様な文化や考えを柔軟に受け入れながら伊賀流の多文化共生施策を進めていきます。



滋賀県甲賀市

岩永 裕貴 (いわたが ひろき) 【1973年9月3日生】

前職: 衆議院議員 就任年: 2016年10月 当選回数: 1期目

お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくりを基本理念とする「甲賀市多文化共生推進計画」に基づき、日本人も外国人も安心して元気に暮らせる地域づくりを進めます。



岡山県総社市

片岡 聡一 (かたおか そういち) 【1959年8月2日生】

前職: 国会議員(橋本 龍太郎元首相)秘書 就任年: 2007年10月

当選回数: 3期目

総社の多国籍コミュニティ (SBC&IF) をはじめ、各種機関・団体等と連携を図りながら、就労・福祉・防災・教育等、様々な分野で真心を込めた事業を実施し、総社市流の多文化共生のまちづくりを進めていきます。



講師・コーディネーター・事例発表者 プロフィール

基調講演講師

奈良学園大学 人間教育学部 人間教育学科 助教
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス

ペルー リマ市に生まれ、15歳の時に来日。中学校3年生に編入し、定時制高校を卒業。京都ノートルダム女子大学卒業。三重大学大学院修了。5年間、三重県内の小・中学校で外国人児童生徒巡回相談員として、外国人児童生徒の支援に関わってきた。現在、奈良学園大学人間教育学部に勤務。三重県を中心に多文化共生や国際理解に関わる活動に参加すると共にNGO「大阪ラテンアメリカの会」の副会長として南米支援の翻訳と通訳等を行う。また、NPO法人「Mixed Roots x ユース x ネット★ こんぺいとう」で、外国にルーツをもつ子どもたちが活躍できる社会作り貢献している。



セッションコーディネーター

関西学院大学 経済学部 教授
井口 泰 (いぐち やすし)

一橋大学経済学部卒業後、労働省入省。ドイツ連邦共和国ニュルンベルクに留学。1987年から外国人労働者問題に従事、95年外国人雇用対策課長を最後に労働省退職、関西学院大学助教授。97年教授、99年経済学博士。2000年仏・リール大学客員教授、01～02年独・マックスプランク研究所客員研究員。03年から外国人集住都市会議アドバイザー、05～10年規制改革会議専門委員(海外人材担当)として入管・住基・雇対法改正に関与。13～15年移民政策学会会長、15～17年国際メトロポリス会議愛知名古屋2016組織委員長。08年から現在まで、三重・滋賀・岡山ブロック担当。



事例発表者

MIFILCO (三重フィリピン人調整協議会) 副代表
アンダーヤ ジョーイ ララ

1996年10月、日本人妻と結婚し来日。1998年FINCA(フィリピン・日本人カップル交流会)東京支部代表を経て、2006年、地域との架け橋になりたいという思いから、UFPA(フィリピン交流会)三重支部を立ち上げる。2008年JICE(日本国際協力センター)地域コーディネーターとして、日系外国人への日本語支援を行う。

現在、鈴鹿市教育委員会の就学促進員として外国人児童生徒の就学支援を行うとともに、ALTとして公立小中学校の英語アシスタントを務めている。週末には、鈴鹿市人権センターにおいて、出会い広場、きら村のイベントスタッフとして、言語の壁を越えた交流を深めている。また、本年から、YES(ユースフォーエティカルサイヤティ)のコーディネーターとして、日系外国人2世の教育的支援活動を行っている。



開会

〈座長挨拶〉

津市長 前葉 泰幸



皆さん、こんにちは。本年度、外国人集住都市会議の座長を務めさせていただきます津市長の前葉泰幸でございます。

今日は、外国人集住都市会議津会議2017を開催いたしましたところ、皆様方大変お忙しい中をお運びをいただきました。地元津市長として心から皆様を歓迎申し上げます。大使館、領事館の皆様方、そして国際関係機関の皆様、それぞれご来賓としてご参加をいただきました。また、関係府省庁の皆様方には国会開会中にもかかわらずお運びをいただきましてありがとうございます。また、会員都市の首長さん方にはそれぞれ本当にお忙しいところお時間をつくっていただきありがとうございます。また、関係する活動団体の皆さん方、そして個人でこの問題に大きな興味をお持ちいただいている、そして熱心に関わっていただいている皆様方、さらには各県あるいは市町村の議員の先生方でこの問題に大変お詳しい、あるいは非常にご自身がどう関わっていくかということを中心に考えていただいて議会でもご議論いただいている先生方、本当にいろんな皆さんのそれぞれのご関心分野からこの会議にご参加をいただきましたこと、心から御礼を申し上げ、また歓迎をさせていただきます。

この外国人集住都市会議は2001年に発足いたしました。今年で17年目を迎

えるわけでございます。津市は当会議に2007年に加盟いたしました。これは実は私ども10の市町村が合併した後の直後ということでございます。10の市町村の合併でございます。全国で5番目に多い合併でございましたので、私ども面積が広うございまして、710平方キロでございます。琵琶湖の面積と同じでございまして——全然ピンときてないので、国際会議ですから、シンガポール一国と同じ面積でございまして——反応が良くなりましたですね。そういう面積でございますので、各地に外国人の方がお住まいを構えておられます。特に製造業が多いということで、働く場所もたくさんあるということでありまして、リーマンショックにより一時的に減少いたしました。近年は増加に転じました。現在は人口28万人の2.8%が外国人ということがあります。南アメリカ、南米の方々が多かった時代から、近年はアジア諸国、フィリピンの方も多くいらっしゃいまして、ポルトガル語以外にタガログ語への対応ということも求められている、こういう状況でございます。

こういう状況のもとで、自治体におきましては独自に考えて対応するのが非常に難しい案件、あるいは同じような境遇にある自治体で情報を共有し、あるいは場合によっては一丸となって国にお願いをしていく、こういうことを外国人集住都市会議としてやってまいりました。今回は私どもがお預かりをしたということで、私どもが所属する三重・滋賀・岡山ブロックで意見を出し合い、随分積み上げをしてまいりました。こちらはどちらかというとなら我々地方都市というのはちょっと言葉がおかしいかもしれません。首都とか大都市ではないところでどんなふうに悩みがあるのかということをお知らせすると、これは人口の減少は少子高齢化、あるいは都市への人口集中の中で避けられない現実でございます。その反面、外国人の方は増えているということは、我々としての問題解決の糸口は外国人の定住化ということがあるわけでございます。外国人の住民の方が職業を自由に選択し、安定した雇用が得られるような社会をしっかりとつくっていくとともに、外国人住民の方々の日本語を学んでいただく環境づくり、あるいは雇用を安定的に雇われている状態、あるいは事業をしている状態を続けていく、こういうことは大変大切なことでございます。

昨年11月に公布されました出入国の管理及び難民認定法の一部改正法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律によりまして、本年9月1日から在留資格に介護が加わり、さらに今月の1日からは技能実習制度の対象職種に介護職種が加わって新たに施行されたところでございます。このことによりまして外国人が例えば介護福祉士の資格を取得すれば日本で働けるようになるということでありまして、1つの観点、つまり少子高齢化によりこれからますます深刻な人手不足ということが介護の現場で出てくるわけでありまして、その救いの手を差し伸べていただいた制度改正ではないかとも思っております。しかしながら、一方、介護と

というのは対人職種でありますので、日本語の微妙なニュアンスでありますとかそういうことはますますもって身につけていただければ大変ありがたいと思いますし、それから技能実習制度としての職種拡大は新たにそういう現場で外国人を受け入れるということになりますと、受け入れ側の体制も整えていかなければなりません。我々も国や県へ支援を求めるだけではなくて、みずからも考え、行動する必要があるというふうに思います。お互いの役割をしっかりと認識し、よりよい外国人施策が連携して実行できるように考えていくべきだというふうに思っております。その架け橋となるのがこの会議だというふうに承知しております。

本日は、基調講演、アトラクション、事例発表、そしてセッションが続いて行われます。かなりハードなタイムスケジュールとなっておりますが、よろしくごお願い申し上げたいというふうに思います。

津市は、山あり、海あり、そしておいしい食材ありということで、レスリングで有名な吉田沙保里選手のふるさとでもあります。沙保里さんのように世界で活躍するということまでは申しませんが、私も三重県都、津市の首長として国際社会に対応したまちづくりを目指して頑張ってまいりたい、こういうふうに思っております。本日の会議にご参加いただきました皆様にとって有意義なものになりますようお願いを申し上げ、座長としての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

＜来賓挨拶＞

在名古屋ブラジル総領事館 総領事代理

ファビオ・ルイス・ロペス・デ・マガリャンイス



津市長、前葉泰幸様、各都市の市長様、政府関係者様、参加者の皆様、こんにちは。本日は、日本に住む数多くのブラジル人を抱える三重県の津市で開催されます外国人集住都市会議に前年度に引き続きご招待いただきまして誠にありがとうございます。

今日、日本にはおよそ18万1,000人のブラジル人が暮らしております。ブラジル人コミュニティはこの国における外国人コミュニティの中でも引き続き大きい割合を占めております。この会議において参加者の皆様方が情報及び意見交換することにより、日本人と外国人居住者の間でさらなる共存及び共通意識が生まれるよう提案されることを願っております。

最後に、参加者の皆様方にとって実りある意見交換ができますことを願っております。

ありがとうございます。

基調講演

「当事者として考えるニューカマーの子どもたちの現状と課題 — 第二世代の進路と将来像の実態 —」

奈良学園大学 人間教育学部 人間教育学科 助教
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス



(冒頭 スペイン語挨拶)

皆さん、こんにちは。安心してください。日本語でやります。私は日本に来たときは全く日本語が分かりませんでした。ですので、さっき皆さんが、「え、スペイン語、何語でされるのかな」というような不安はよくわかります。日本に来たころは何もわからない状態でずっと教室に座っていたという体験もしています。少しでも皆さんにもそのような体験を味わってもらいたいと思いスペイン語で挨拶をしました。

今日のテーマは「当事者として考えるニューカマーの子どもたちの現状と課題— 第二世代の進路と将来像の実態—」です。テーマは大きく子どもというタイトルになっているんですけども、主に子どもの教育のことと、保護者の労働のことという2つのテーマを大きく取り上げていきます。

今日の基調講演の概要になります。皆さんのお手元資料の「講演の骨子」に書いてある順番通りに講演を進めていきたいと思いますので、できればそれを見ながらお話を聞いていただければと思います。

まず自己紹介ですけど、とても長い名前なんです。オチャンテ・村井・ロサ・メルセデスです。オチャンテは私の父の名字です。村井は母の名字です。ロサはファーストネーム、メルセデスはミドルネームです。メルセデスということでベンツとか学生によく言われるんですけど、これは普通にスペインの女性の名前です。慈しみという意味が籠められているんです。慈しみの聖母、マリア様の名前からもらったんですけど、なかなか日本でそれはわからないので、よくベンツさん、ベンツ先生とかからかわれたりしているんです。

私は日系4世のペルー人です。1996年の12月に来日しました。日系4世って最近話題にはなっているんですけど、私は来日した当時15歳だったんです。未成年であったため日系3世の扶養として定住者ビザを取得しました。最初は定住者として1年のビザをもらって、その後更新して1年、次は3年。5年たった後、永住権を取得しました。今は永住権というビザで就労しています。

村井という名字がついているので、「ハーフですか」、「ダブルですか」とよく言われるんですけど、「日系です」、「日系ペルー人です」といつも答えています。この写真にいるのは私のひいおじいさん、村井国重という富山県出身の男性で、

明治42年(1909年)、ペルーに渡りました。当時は飛行機はなかったので船で3カ月かかったそうです。このひいおじいさんは長男だったんです。村井家の長男です。当時は長男が移民するのは珍しかったそうです。次男とか三男が行くことが多かったけれども、長男として行った理由は、当時日本は戦争していて、貧しいということもあり、そんな日本で長男として生きてほしくないということでペルーにひとりで行くようにお母さんが勧めたそうです。それでひいおじいさんはひとりでペルーに渡りました。向こうでペルー人と結婚して、その子どもが私の祖父にあたります。その次が母で、そして私という順です。その後、1990年から出稼ぎとして今度は私の両親が日本に来ることになったんです。両親が1991年に初めて日本に来た理由というのは、ペルーで家を建てるためです。ペルーで一軒家を建てるために出稼ぎとして1年、長くても2年働いて、お金をためてペルーに戻るという目標で来日しました。しかし、なかなか思いどおりに貯金ができませんでした。これは父だけではなく日本に出稼ぎとして来た人たちのほとんど同じような体験をしているんです。長くても2年でできるだけお金をためて自分たちの国に戻るという目標はほとんどの人は立てる。しかし、やはり多くの方は色々なところからお金を借りて日本に来るわけです。両親の場合はある派遣会社が全ての費用を出して、1年間でその費用を返していくような形でした。給料は5万円とか、最初の月は5万円、6万円とか、なかなか思いどおりに貯金ができず、1年が2年、2年が3年、3年が4年になっていくわけです。しかしそれまで家族と離れ離れです。最初は両親だけで来たので、離れ離れになっていた。その1年、2年で色々な変化がありました。さまざまな日本人との出会いがありました。その日本人というのは「伊賀日本語の会」というボランティアの日本語学校、外国籍向けのボランティアの学校があります。そこの先生たちとの出会いを通して日本のことが好きになっていったんです。それまでには会社の中での日本人との出会いや関係しかなかったんですけど、やはり言葉がわからないということでいろんな差別を受けたり、例えば父の名字はオチャンテですけど、オチャンテと呼ばず村井、母の名字で呼ばれたりとか、それがすごく父は嫌いで、何で自分の名前で呼んでくれないとか、お父さんは本当はペルーでは大学を卒業してエンジニアだったんですけど、日本語がわからないため、日本では普通の会社で労働していたんです。ですので、そういう色々な嫌な思いをしていたんです。しかし、この日本語の先生との出会いを通して日本のことが好きになり、日本の文化、日本の人たち、「こんなに優しい日本人もいるんだ」と気づいたり、彼らと出会えたことで自分の文化を日本人に紹介するようになったんです。この写真、見えにくいかもしれませんが、自分がギターを弾いて、スペイン語の歌とか、南米の民謡のバンドを日本人の友達と親戚のみんなで作って、いろんな小学校に行くようになったんです。

今度は私が1996年に来日するんですが、私ここにいるんですけど、同じよ

うにバンドに入って私たちも自分たちの文化、ペルーの文化をいろんな小学校、主に伊賀市の小学校、中学校で紹介するようになったんです。一番伝えたい思いというのはやはり「外国人は怖くないんです」ということです。父が来日した当時は1991年でまだ外国人が少なかった時期です。今は私は普通に伊賀を歩いても何も感じないです。見られているというようなことは感じないです。みんなも慣れてるんです。しかし、当時はやはり外国人が怖いという思いとか、慣れてないということもあって、父は小学校に行って子どもたちに「外国人というのは怖くないんです」、「同じ人間です」ということをいつも紹介していました。

私は1996年の12月に来日して、中学校に入って、1997年の1月に中学校に入りました。わずか2カ月で卒業して、1997年の4月に定時制高校に進学しました。これは当時の写真です。ここにいるのは私です。ここに兄がいます。兄は当時16歳です。私は当時15歳でした。15歳だったのですぐに中学校に入学することができたけれども、兄はやはり16歳で本当は高校1年生の年齢で来た。けれど、やはり高校に行きたいという思いがありましたので、当時の中学校の先生の理解があって、16歳という年であるけれども、編入することができ、中学校の卒業資格をもらえて一緒に定時制高校の試験を受けました。まだ来日して2カ月目でしたので、平仮名、片仮名を2カ月で覚えました。そして、小学校1年生の漢字も覚えました。けれど、会話が全くできなかったです。会話ができないまま試験を受け、何とかそれでも合格はできました。それはやはり定時制高校の校長先生が理解がある人で、「日本語はわからないけれど、勉強したいという強い希望がある」ということで、何とか日本語わからなくても、「この子たちなら何とか勉強するだろう」と考えてくれたのだと思います。それがあって兄と私は入学することができました。多分これがなければ、おそらくもう1年間日本語の勉強をして、次の年に受験をしていたと思うんです。それでもなかなか難しかったと思います。今だと高校入試のハードルがどんどん高くなってきているので、こんなことはできないのではないかと思うときがあります。でするので本当にそういう面では自分は恵まれた人間だなといつも思います。定時制に入学することができ、自分の夢に向かって歩みました。その後大学にも進学しました。定時制高校はもちろん夜間の高校ですので昼間は働かなければなりません。昼間はアルバイトをして、夜は学校で勉強しました。言葉がわからないということで、毎週月曜日から金曜日まで勉強が始まる30分前から学校に行って、日本語の先生が側について、毎日30分間、日本語の勉強をしていました。そして社会とか国語の授業の代わりに日本語の勉強をしていました。そういうサポートがたくさんあって、私は基礎的な日本語をそこで覚えて、その次のステップを踏むことができました。

これは定時制高校の時の写真です。私の同級生です。定時制高校というのは面白いところです。さまざまな人が勉強している。例えば不登校になって、普

通の全日制高校に行ったけど、そこを中退してもう一回定時制でチャレンジする生徒もいましたし、60歳で若いときに高校に行けなかったという人も同級生にいました。そういう仲間と一緒に4年間頑張って勉強して日本語も覚え、大学に行くことができました。大学では心理学を専攻して、大学院は三重大学に進学しました。その後、三重県の小中学校で外国人児童生徒巡回相談員という仕事をして、三重県内の小学校、中学校を毎日周って外国籍の子どもたちの様子を見ながらいろんな言葉、私の母語はスペイン語ですけど、やはり三重県、伊賀ではブラジル人が多いので、ポルトガル語も覚えて、また簡単な英語も覚えて、それで3カ国語で対応していました。現在は奈良学園大学で助教授をしています。こういう流れで私は日本で勉強する機会に恵まれ、いろんなチャンスを与えられたから今私はここにいるんです。こうして皆さんの前で話をしています。

しかし、最近、高校に進学しようと思っている人たちが増えてきています。次は2番目のニューカマーの若者の高等学校進学の実態と高等学校を中途退学する子どもたちの話をします。

私の当時に比べるとどんどん「高校に行きたい」と進学を目指している人たちが増えてきています。高校進学に対する意識が高くなって、そして肯定的になってきています。やはり高校に行くと卒業資格をもらえます。卒業資格をもらえると正社員にもなれます、その後大学にも行けます。そのことを子どもたちも理解するようになってきています。そして行政や地域のボランティアのサポートも充実してきています。土曜日とか夜の学習支援教室とか、またボランティアの日本語の学校とかも増えてきています。子どもたちの話を調査で聞いてみると、「そこに行くといろんな問題を共有できる」と言います。相談相手という役割を果たしている。なかなか担任の先生に言えないようなこと、保護者にも言えないようなことを、そこのボランティアの先生に話をしている、そこで色々と理解をされている。そのような役割も果たしているんです。日本語だけではなくそういう心理的な、精神的な支援というのもその先生たちが行っています。

そして、身近なロールモデルの存在も増えてきています。これは伊賀市の進路ガイダンスの写真ですけど、この場面が一番人気です。大学に行っている、高校に行っている先輩の話聞く場面です。または社会人になっている先輩の話聞くことで、子どもたちも、「自分も将来こういうふうになりたい」、「大学行きたい、高校行きたい」と思えるようになってきているんです。

しかし、やはり課題というのはまだまだ残っています。学力の問題、入学試験の壁、また親の期待と自分の学力の相違があります。日本語を話す外国籍の子どもたちも、日本生まれの子どもたちも増えているので、堪能に日本語を話せる子は保護者の通訳もしています。そのため、子どもたちの勉強も成績も良くなっていると勘違いする保護者がいます。懇談会とかにも何回か立ったこと

があるけれども、子どもの成績とかを見ると、自分が行きたい高校はあるけれども、学校の先生は「ここはちょっと難しいのでここにしなさい」とか、そういう場面で保護者が、特にお母さんたちだとすぐ泣いたりします。ですので、日本語ができるから勉強もうまくいっていると勘違いしている保護者がたくさんいます。また、多様な将来の夢を描けないという課題もあります。特に日系ブラジル、ペルーの場合、周りの親戚のほとんどが派遣会社を通じた労働環境で働いているので、自分たちの叔父さんや叔母さんを見て育つと、子どもたちは「自分も高校に行ってああいう仕事になるのかな」と思うようになります。おそらく皆さんは誰々が大学に行ったとか、大学でこういうふうになったとかを聞いて色々な将来像を描いていたと思うんですけど、ニューカマーの子どもたちにはなかなかそれがないんです。「将来の夢は何ですかと」聞くと、女の子の場合はモデルとか、男性だったらサッカー選手。限られた将来の夢しか描けないということは課題になってきているんです。目標を立て大学の入学試験にも合格したけれども学費が払えないからやめてしまう若者もたくさん見てきました。

高等学校に進学できたにも関わらず中途退学している若者が少なくありません。これも最近の問題になってきているんです。退学につながる要因として、今自分が調べていることなんですけど、やはり学力の問題です。勉強についていけないとか、特に小学校、中学校ではいろんなサポートを受けている。学校で日本語の指導とか教科指導してくれる先生がいたりするけれども、高校に行くとその支援がなくなったりするようなこともあります。ですので、高校に行っても勉強についていけないからやめてしまうとか、進学した高校が自分たちに対し無関心であるというふうに感じるようになります。または高校でのいじめ、そして経済的な問題が退学につながる要因になっています。特に高校になっていくと両親は年をとっているわけです。40代後半とか50代とかです。両親もどんどん年をとって病気になったりすると、高校で勉強するよりも働いて親の支援をしたいと思うようになる子どもたちもいます。高等学校の教育制度を十分に理解していない保護者もいます。高校は中学校と同じような制度、いつまでも編入ができるとか、一旦帰国してまた戻って来ても高校に行けると思っているなど、十分に制度を理解していない。中学校のときのイメージでたくさん休んでも高校でも何とかなるとか、そういうような考え方を持っている人も中にはいます。このようなことで頑張って進学をしたけれど、途中で学校に行くのが辛くなったりして辞めてしまうケースもあります。

次に、外国人労働者の実態についてお話しします。子どもたちと保護者の労働環境は非常につながっています。外国人労働者の多くは非正規雇用です。私の親戚も多くは派遣会社で働いています。やはり3カ月ごと、または6カ月ごとに、「ロサ、これちょっと手伝って」と契約書を一緒に書いたり手伝ったりすることがよくありますが、毎回やはり非常に不安定な立場に置かれている状態

です。人手不足を補うための使い捨て労働者かなと思うときもあります。残業が多いときには「今日は9時まで働いた」とか、仕事が減ってくると、「今日はみんな3時に帰った」とか、「今日は昼までに帰った」などとよく聞きます。そうすると、やはり定時まで働いても低賃金で、生活費を稼ぐので精一杯になってきます。将来のためにとか緊急時のために貯金ができない状態です。ですので例えば、カトリック教会にボランティアで行っているんですけど、病気になった時、入院することになった時、大変困る人が出てきます。その場合、みんなが集まってさまざまに支援をしています。物を出し合ったりとか、お米を持っていったりとか、そのようなことをしています。中には、「娘が今度修学旅行に行くけど、そのお小遣いの1万円を出せないから貸してほしい」とか、そのような保護者たちの支援を教会がしています。また学校に巡回したときも先生たちは、「1万円をお母さんが出せないのでどうしよう」と言ってきたり、自分のお金で先生たちが貸してあげたりする場面もたくさん見てきました。ですので、将来のために貯金しなさいとか、なんで貯金できないというのは、やはりこのような状態にいるからなんです。不安定な立場に置かれているからなかなか大学に子どもを行かせたくても行かせてあげられません。将来のための学費を稼げないとか、貯金できないというような立場になってきているんです。余裕のない生活で、生活困窮者になっていってしまうんです。または交代、シフト制度とかの勤務になって、例えば4日勤務で2日休みとかで、週末は必ず仕事とか、なかなか子どもたちとまとまった時間をとれない、一緒にどこかに遊びに行ったり、クリスチャンだったら教会に行けないとか、そういうことがあります。

この労働環境を改善しない限りいつまでもこの不安定な生活というのは、子どもたちにも影響していきます。学校生活や、高校や大学への進学にも大きく影響しています。私は15歳のときに来日していますが、よく両親は隠れているんな会社の仕事の話をしていました。日本人にこう言われたとか、こんなことをされたとか、嫌だなというような話も聞きました。おそらく子どもたちもそういう話を聞きながら、学校の先生は優しいし友達と仲良くしているけれども、お父さん、お母さんは会社ですごく困っているんだと思う。それもすごく子どもたちに影響していると思います。幾ら日本に慣れなさいとか、日本の友達と仲良くしなさいと言っても、大好きな両親が、日本人から酷いことをされたと聞きながら生きていくと、前向きに学校に行こうとする気持ちにはなれなくなります。学校で先生方が一生懸命頑張ってくれても、保護者の労働環境が改善されなければ学校で勉強しようというポジティブな気持ちにはなれません。

もう一つ、大人と子どもを含めた日本語学習機会の保障が必要だと考えます。人材育成による雇用の安定についてなんですけど、三重県における日本語指導が必要な児童生徒のほとんどは南米と東南アジア出身者です。東南アジアではフィリピンが非漢字圏の8割を占めています。日本語と母語についての、使っ

ていい言葉であるかどうか分かりませんが『ダブルリミテッド』という言葉があるんですけど、そういう子どもたちが多く存在しているという現実を踏まえる必要があります。例えば私の母語はスペイン語です。スペイン語がちゃんとできて日本語ができないとか、反対でもいいですが、どちらかの言語がきちんとできるようになる必要があります。私は15歳のときに来たので、やっぱりスペイン語のほうが話しやすいと思うんですけど、弟は6歳のときに来日したんです。弟とは9歳年が離れているんですけど、弟はどちらかという日本語のほうが話しやすいそうです。彼がいろんなものを調べるときは全部日本語ですし、読んでいるものも全部日本語なんです。でも、2人での会話はスペイン語でしているし、彼は大学院を卒業して今会社で働いているんですけど、やはり日本語がメインです。でもよく出張とか、これから海外に行くことになるのでスペイン語の勉強も今やっているんです。

私はどちらかといえばスペイン語のほうが得意なんです。そういう得意な言葉が一つあって、あとは日本語とか、またはスペイン語とかがあってもいいと思います。でもやはり自信を持って話せる言葉が1つもないという子どもたちが残念ながら増えています。日本生まれの子どもたちも増えてきているのに日本語もわからないとか、例えば同じ小学校1年生でスタートするけれども、小学校3年生になってもまだ片仮名を勉強している子どもたちがいたり、小学校2年生の漢字もちゃんとマスターしてないけれども3年生の漢字が増えてきて困ったり。小学校1年生の漢字だと山とかいろいろ写真を見せながら覚えることはできるけれども、3年生以上になってくると、写真では説明しにくくなる。その子どもの言葉でも、日本語でも説明しにくくなります。ですのでやはりその子どもたちには基礎的な日本語の指導が必要となってきているんです。外国人労働者になってくると、日本語を学習する機会はボランティア教室になりますが、ボランティア教室や自治体レベルでは限界があります。ほとんどの労働者は、例えば土曜日の夜にボランティアの学校に行ったりはしませんが、仕事が入ってくるとそこに定期的に通えないとか、またはボランティア教室の先生が集まらないとか、そういう課題もあります。

あとは人手不足です。会社のために彼らを受け入れる国や企業から日本語の学習機会を保障する必要があるのではないかと思います。または日本語学習へのモチベーションを上げるように、日本語3級をとってれば正社員として受け入れるとか。みんなだいたい時給制で、休みが多いときだと給料が少なくギリギリの生活になっていくけれども、例えば正社員ならボーナスも出るとか、そういう何かモチベーションとなるものがあればいいないつも思います。人手不足解消のため、最近では人工知能とかAIを使うと新聞でよく読んだりするんですけど、いつも思うんですけど、外国人労働者が今日本にいるからいろんなまちが活発になってきているんです。元気になっているまちがたくさんあります。ロボットがいても消費はしないと思いますし、税金も払わないと思

ます。でも外国人労働者たちは日本で日本のことを好きになって、日本で働きたい、生活したいと思ってる人たちが多いんです。土日になってモールに行くとお客さんの半分は外国人です。私は伊賀に住んでいるのですが、伊賀の場合、土曜日とか日曜日にレストランに行くと半分以上外国人なんです。消費しているんです。税金も払っています。そういうことは多分ロボットではできないと思います。

外国人労働者を受け入れる企業にも「やさしい日本語」って最近話題になってきているんですけど、「やさしい日本語」で彼らに対応できるような研修を日本人側が受ける必要があるのではないかと思います。もちろん外国人労働者は日本語を勉強すると同時に、そこで受け入れている会社も彼らとコミュニケーションをとるために「やさしい日本語」の研修を受けると、多様化に進んでいる今、この「やさしい日本語」を共通語として、そのスキルを習得することは会社側にも必要があるのではないかと思います。

今後入国する、よく言われている日系4世とか5世とか、当初の出稼ぎの人々が歩んだ苦しい道を体験させないようにやっぱり早急に対策を考える必要があると思います。今までのことで反省する部分は反省して、そこから学んで次のステップに向かうんです。4世だけではなくこれからどんどんいろいろな国からの労働者を日本は受け入れるようになると思います。これは変わらない事実だと思います。ですのでやはり受け入れる体制は早急に整えなければなりません。

次は必要な支援と課題についてお話します。お手元資料の5番になります。やはり基礎的な日本語能力を身につけるだけではなく、これは子どもたちの場合です。基礎的な日本語を学んで教科学習も向上させる必要があります。私の場合、自分の話ではパパッと、無事に大学に行けた、問題なく今まで来ているみたいに感じると思うんですけど、実際自分もいろいろな困難を乗り越えたんです。例えば日本に来て4年目で大学に行きました。しかし、大学ではやはり最初の1年目のときレポートは書けなかったです。最初はスペイン語で書いて、そこから翻訳して、何かすごい作業、レポート1枚で何時間もかけて行っていた。ですので、大学行っただけからスムーズにいったというわけではないんです。今だともちろんいろいろ書いたりできるんですけど、最初はやはり、日本に来て4年目とかでもレポートは書けない状態だったんです。5年目、6年目から、このままではいけないということで自分で努力して、レポートが日本語で書けるようになったんです。そこからどんどん論文を書くようにはなったんですけど、やはりすぐに何かできるようになるというわけではないです。これは本当にいろんな学習支援という話にはなっていくんですけど、すぐに日本語を覚えるというわけではないので、時間をかけていくものだと思うんです。でも、基礎的な日本語を学んで、そして教科の勉強もする必要があると思います。初期の日本語指導、適応教室の充実、学習支援教室の運用のための補助金が必

要になってきます。私は日本語の先生についてもらったから基礎的な日本語を覚えて大学にも行けたけれども、これがないとやはり幾ら頑張っても勉強しなさいと言われてもひとりでは勉強できないんです。やはり指導を受ける必要があります。

経済的な理由から進学できないケースもたくさんあります。ですので、彼らを対象とした奨学金も増やすとか、または国立大学の入学枠を拡大するような検討はしなければならないでしょう。私は学生の時いろいろな奨学金を受けたいと思った。いろいろ調べるとみんな留学生のためでした。「私は外国人です」と言っても、「あなたは日本で生活しているからこれは受けられない」と断られたりする奨学金がたくさんありました。でも結局私はこれから日本で生活するのに何でそういう奨学金がないのって思いました。

さらにドロップアウトした若者が再出発ができるような支援も必要です。そこはやっぱりもう一度教科の勉強ができるような、日本語の学習の場の設置が必要になります。高校の卒業資格がないと正社員として雇ってもらえないとか、低賃金で保護者と同じような道を歩んでしまうんです。

大人の外国人労働者の場合はやはり労働環境を改善し、日本語を学習する機会を確保する。使い捨て労働者ではなく豊かな人材として養成することが重要です。さっきお話をしたように、父はエンジニアだったのです。1990年代当時のペルーはテロ事件があったり生活するのが難しい国になっていた。それで、父と同じ年代の友達がアメリカに移住したりフランスに移住したりするようになりました。その父の友達は、今アメリカで大学の先生をしたり、高校の先生になったり、看護師として向こうで働いているとか、ペルーで看護師だった人は今フランスで看護師になって、フランスに帰化して、結構良い生活をしてるんです。しかし、私の両親は、やはり日本語の問題だけではないと思うんですけど、外国人労働者でいつまでも単純労働者のままになってしまったのがすごくもったいないと思うんです。いろいろな力を持っている人たち、いろいろな大学を出て資格を持っている人たちって、たくさんいます。そういう人の力を使って日本のために何かできるようになる、貢献できるようなこともたくさんあると思います。本当にそういう話を聞くともったいないいつも思います。

また日系4世、5世、日本語の習得問題だけで解決しないことがたくさんあります。やはり日本社会へ適応できるための講座も必要です。私も日系4世です。日本に来て、全く日本語はできなかつたし、日本の文化も知らなかつたです。ひいおじいさんも亡くなっていたし、全く日本の文化に触れることなく日本に来ました。ですので、日系4世とか5世になってくるとそういう日本のことをあまりわからない人たちになってくると思うので、やはり言葉だけではなく、適応できるための講座を開いたりすることも不可欠なんじゃないかなと思います。

終わりに、ニューカマーの子どもたちの将来についてです。彼らもこの日本

を担っていく者となります。ですので、社会を担っていく一員であるという認識も必要になってきます。そのため就学保障が重要です。入学後のサポートとかもです。これは保護者、行政と地域のボランティアが連携して行う必要があります。豊かな人間性を持って社会に貢献できる大人を育成したいと願っています。

そして、労働者の場合はやはり先ほど話したように日系2世、3世の受け入れに当たって学んだことを、同じ過ちを繰り返さないように受け入れ国として対策を練る必要があると思います。そして、外国人と日本人が共生できる社会を目指して、実現のために考えていけたらなと思います。

私は何人と言われたら、いつもペルー人と答えます。それは迷わずに答えます。でも、地元はどこですかと言われたら、私はいつも三重県の伊賀市と答えているんです。地元は伊賀市ですといつも答えているんです。ですので、外国に行ってもそうなんです。私と同じ思いを持っている人たちがたくさんいます。外国籍の人で、ブラジル人だけど、自分の地元は三重とか愛知とか。その住民、市民になっているんです。ですので、将来をいっしょに築いていくような共通意識、理解とかを持てるためのきずなを、また関係性をつくっていけたらないつも願っています。これからはデカセギより移住する人が増えると思います。これからもあまり帰る人はいないと思います。例えば私の周りには3世代で生活している人たちがたくさんいます。おじいちゃん、おばあちゃん、当時1990年代で来日した人たちの子どもが子どもを産み、3世代にわたって地域の活性化に励んでいる人たちがたくさんいます。おそらくこれからの人たちがみんな帰らないのは、やはり日本が好きだからです。日本は安全だからとか、日本の生活に慣れたとか。帰ってももう向こうの生活も変わっているわけです。ペルーに戻っても私は知り合いがいるけれども、でももう戻っても生活できないです。ほとんどの知り合いはこっちにいるんです。帰ったら多分ゼロからになる、同じように新たに外国人として。ですので、結局日本に基盤をつくっている人たちがほとんどなんです。そういう思いでみんながこの国のために頑張っていきたいと思っている人たちがいます。私も税金を払っています。私と同じようにたくさんの外国人が日本のために働きたい、頑張っていきたいと思っているので、ぜひそういうことを頭に入れて、心に入れて一緒に頑張っていけたらなと思います。

すみません、ちょっと時間が過ぎてしまったけれども、これで基調講演を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

南米ボリビア アイマラ民族伝統音楽

Duo K'oa (夫婦音楽隊)



セッション 1

「外国人住民の自立と共生社会の実現に向けて」



登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

三重県津市長 前葉 泰幸
三重県亀山市市長 櫻井 義之
三重県伊賀市長 岡本 栄
三重県四日市市長 森 智広
愛知県豊田市長 太田 稔彦

【府省庁関係者】

法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋
文化庁文化部国語課長 西田 憲史
文部科学省初等中等教育局国際教育課課長補佐 桜井 康仁
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 赤松 俊彦

【コーディネーター】

関西学院大学経済学部教授 井口 泰

＜登壇者による意見交換＞

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰



皆様、三重県津市によくおいでくださいました。今回のこの外国人集住都市会議の津会議は、三重・滋賀・岡山のブロックが中心になって、動かしてまいります。

この地域は、津市を中心とし、比較的小さい都市が市の境を接し合い、外国人の方々があちらで住み、こちらで働く、そういうところなんです。そういうことから、この地域には、力を合わせていこうという風土があるのです。その地域は滋賀県にまでつながっています。この地域は、ものづくりを中心として、高い競争力を維持して雇用を生み出してきたということが非常に重要です。同時に、人口の減少、若者の流出などの問題も抱えています。

私の簡単な自己紹介をします。私は、2003年から外国人集住都市会議のアドバイザーを務めています。当時はアドバイザーが3名おりましたが、私もその1名として、2004年には豊田宣言の作成などに関与しました。また、2005年、2006年及び2007年には、出入国管理及び難民認定法や住民基本台帳法、それから雇用対策法の改正の動きに、外国人集住都市会議の方々と一緒に関与しました。その後、ほぼ2009年ごろからは、このブロックのアドバイザーとして、ずっと活動してきました。そういう意味で、この地域はほとんど私の地元のようなところなんです。

さて、今日のこれからの進め方をお話しします。外国人集住都市会議の首長会議では、やはり各都市の市長と、それから関係省庁の方々に直に議論していただくことが、極めて重要な役割を果たしています。そこで、まず私のほうで問題提起をしたら、各市長にご発言いただきます。各市長の1回目のセッションでのご発言は、申し訳ないのですが5分以内でお願いし、関係省庁の方々の最初の応答は3分以内でお願いしたいと思います。これは、第二ラウンドでもう一回討論ができるように、そのための時間をとっておきたいからなんです。ということで、ぜひご協力いただきたいと思います。

スクリーンに出ている図表のとおり、セッション1には、大きく2つの内容があります。第1は、権利の保障と義務の遂行を促すことです。先ほど住民基本台帳法に言及しましたが、2009年の法改正で、外国人の方々も住民基本台帳に記載されるようになりました。これを基礎として、外国人の権利を保障し、義務の履行を促すためのシステムを構築すべきでした。しかし、現在でも、まだまだそれは達成できていません。社会保障を含む権利保障について、現実はいまだ理想とかけ離れています。第2は、その右側に書いてある日本語学習機会の問題です。これも、先ほどロサさんがお話しいただきました。この、特に日本語能力の不足が、外国人の方々が日本の社会でチャンスをつかみ、希望を持って

生きていくうえで、大きな妨げになっています。外国人の人たちが日本語を習得できない状況があるからです。このことは、次のセッション2で議論する予定なのですが、外国人労働者に、派遣・請負労働者が多いことと関係しています。特に、外国人集住都市では、外国人労働者全体に占める派遣・請負労働者の比率は概ね50%に達しているのです。この地域は、一方で高い国際競争力を維持している産業があるのですが、他方で、外国人雇用にはこういう実態があるのです。こうしたなかで、短期的な人手不足に対応するだけではなくて、地域を支えていく人材をどうやって育てるか。このことが大きく問われているのです。

皆さんには、基調講演をしてくださったロサさんの顔を思い出しながら、議論していただきたいと思います。ひとりひとりの外国人、ひとりひとりの日系人の方々が、それぞれ自分の人生を歩もうとしているのです。ひとりひとり皆が、みな違うのです。同時に、日系2世、3世が、非常に苦しい経験をしてきたことを忘れないでください。しかし、この人たちが必死になってチャンスをつかもうとしてきた、その勇気を思い出してください。そのような意味で、外国人集住都市会議は、特に南米日系人の方々に本当に感謝しなければならない地域なのです。

それでは、今から議論に入らせていただきたいと思います。第1のセッションは、「外国人住民の自立と共生社会の実現に向けて」をテーマに、各市長のほうから関係省庁に問いかけをしていただきます。

それでは、まず最初に、三重県津市の前葉泰幸市長からお願いします。

○津市長 前葉 泰幸



井口先生、ありがとうございます。

私のほうのスライドを1枚目出してください。先ほど申し上げましたように10の市町村の合併都市であります。

姉妹都市、友好都市はブラジルのオザスコ市、これはサンパウロ市の隣でありますので、日系人が多いところがございます。三重県からの方もたくさんいらっしゃっているところがございます。それから中国の江蘇省鎮江市であります、こちらは35年の長くずっと交流を続けておるといってございますが、大学を通じた交流でございます。1年前に江蘇大学と三重大学が協定を結んだ江蘇大学がこの鎮江にございますので、その後私どもが仲良くしておる、こういうことでございます。

棒グラフのほうが総人口で、平成21年から減少局面に入っております。一方で折れ線グラフが外国人登録者数でございますが、平成25年をボトムにして再び増えてきておると、こういう状況でございます。これがまさに我々が考えるべきこの社会の、日本のこの地域の構図であろうかというふうに思っております。

して、どれだけ外国人と日本人が共生していくような社会をつくるかというのが我々の都市としての課題でございます。内訳は円グラフ、パイチャートにございますようにブラジル、中国、フィリピン、ベトナムというふうが続いております。76の国籍の方がお住まいいただいております都市でございます。

そこで、私ども今日テーマとして掲げたいのは外国人に対する日本語教育の推進、あるいは行政サービスの充実ということを考えてみますと、やはり我々もより国際的な人材として外国人の方とお話をできるようにしたいということで、今年からですが、この集住都市会議を担当していた者をクレアのロンドン事務所に送りまして、国際人として市役所職員として育てていこうということにいたしました。28万人の人口の都市で、クレアの現地駐在を出してるとするのは非常に少ないかと思いますが、これから常に誰かが1人外国に勤務しているような状態をつくっていききたいということで第1号を出したわけでございます。

本題のところが次のスライドであります。ご覧いただいておりますとおり、外国につながる子どもの数というのが平成29年で602名なんですけど、5年前が319人ですので約倍増になっておるということでございます。それとともに、下の棒グラフをご覧のとおり高校進学率が非常に顕著に上がっております。これをご覧いただきますと容易に想像できることは、外国人の方、しかも最近増えているということは、長くいらしていただいている。ほぼほぼ、先ほどオチャンテ先生がおっしゃったように、日本にずっといるんだという形で、その子どもたちがたくさんいるということになります。それに対してやっていることというのが右側でございますようにきずな教室というのを開きまして、これは日本語指導ボランティアの協力によりマンツーマンの日本語指導。約4カ月やりますとほぼほぼ普通教室で授業が受けられる、そういう形になっております。津市版の初期日本語指導カリキュラムというものを使っております。この教室が受けられない方については移動教室ということでやっております。日本語能力測定の方法というのを活用したり、あるいは巡回指導員、それから母語支援協力員というのを派遣したりというようなことをやっております。きずな教室はおおむねこのようなスタイルで実施をしておるということでございます。

最後のページでございますが、国への投げかけといたしまして、我々としてはかなり一生懸命やっておるんですが、1番、外国人住民に対して日本語学習の機会を保障するような制度の導入をしていただきたいと。カリキュラムとか能力判定方法の確立をお願いしたい。そして2番目、ボランティア講師の人材確保を我々やっておりますが、やはり職業としての日本語教師の養成と活用、これをぜひお願いしたいということでございます。よろしくお願いたします。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

ちょっと一言つけ加えておきます。日本語講習を受講している方々は、昨年の文化庁の推計で全国に21万人ぐらいでした。そのうち、大学等機関で受講する留学生を除くと、地域で日本語講習を受講している外国人の方々は14万人位だろうと思います。ところが、日本に在留されている方々は、2016年末の数字で238万人に達しています。厚生労働省が実施する「外国人就労・定着支援研修」は、年間に4,000人位の参加者がいます。ところが、外国人で、一般永住者又は日系人などの地位・身分で就労している人は、42万人位に達しています。そのことも、念頭に置いてください。

それでは次に、三重県亀山市、櫻井市長からお願いしたいと思います。

○亀山市長 櫻井 義之



皆さん、こんにちは。三重県亀山市の櫻井でございます。

私ども亀山市、本年度、当会議の三重・滋賀・岡山ブロックのブロックリーダーをさせていただいております。本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

さて、当市であります。三重県の北中部に位置しております。古くは鈴鹿関すずかのせきが置かれた場所でもございます。中世時代には東海道の宿場3つを有しております。交通の要衝でございました。近年では高速道路等々の整備が進みまして、名古屋、大阪、京都など交通アクセスにも恵まれた人口約5万人の小さなまちでございます。また、古くから本市は高度成長期であります。内陸工業都市として成長してまいりましたけれども、近年、高速道路が結節いたします充実した交通ネットワークを背景に、写真の工業団地のように、例えば液晶関連産業でありますとか、これは従来からそうあります自動車関連産業などの多様なものづくりの事業所が立地いただいてまいりました。左下の写真は東海道の関宿のまち並みでございますし、中央は高速道路の亀山ジャンクションでございます。将来はリニアの中央新幹線の三重県停車駅の誘致に向けて今頑張っておるところであります。

これは亀山市の将来都市像、「緑の健都 かめやま」、これを掲げて頑張っておるところであります。

こちらは当市の外国人住民の皆さんの状況であります。現在33カ国、人口にして1,936名の皆さん、11月1日現在であります。外国人の割合が3.9%と。この半年で300名ぐらいの人口が増えておりまして、先ほどの景気とも連動いたしますが、そのような状況で現在3.9%でございます。円グラフを見ていただきますとブラジル国籍の方が全体の4割以上を占めていただいております。次

に中国、ベトナム、フィリピン、ボリビアという順番になってございます。

次に、外国人住民の皆さんが日本語を習得することの重要性につきまして、先ほどオチャンテ先生のご講演でもご提起をいただきましたが、1点目は職の安定、生活の安定、2つ目に社会保障費増大の抑制、3つ目に子どもたちの教育の充実、4つ目に地域社会の将来担い手になると。まさに先ほどのご講演、本当に同感いたしました感銘をいたしましたところでございます。

当市におきましては、外国人住民の日本語習得を支援するために亀山日本語教室を実施いたしてまいりました。この棒グラフは受講申込者数と認定者数をお示しいたしております。認定者とは、たとえ年度途中からの受講でありましても最後まで頑張って教室に通っていただいた学習者のこととございまして、この図からわかりますようにどの年度を見ましても受講申込者数に対して認定者数はその半分にも達していないのが現状でございます。これは、学習者が日本語を学習する具体的なメリットを感じられていないということの大きな要因ではなかろうかと思えます。

あとこれは、そのスタッフにつきましては、17年ほど前からスタートしておりますが、やはり女性のボランティアのスタッフが中心となって運営が行われておりますが、ここがなかなか限界も見えてきておりまして、今後この継続が困難になってきておるのではないかと心配をいたしております。

最後に私からの投げかけということで、まず1点目に、申し上げるまでもありませんが外国人住民の日本語習得は非常に重要でございますので、継続した日本語学習につながるよう、日本語学習への参加履歴や、日本語能力に関連する項目を、例えば在留資格の更新変更の審査における優遇措置項目としてその対応をしていただけないかということです。2点目につきましては、スタッフの高齢化や女性の社会進出などを背景にボランティアスタッフの不足に対しまして、ぜひ人材確保、あるいはボランティアということではなくて職業としての日本語教師の養成制度の導入をお願いいたしたいと思えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

どうもありがとうございました。

続きまして、三重県伊賀市、岡本栄市長からお願いいたします。

○伊賀市長 岡本 栄



それでは、改めまして、皆さんこんにちは。伊賀市の岡本でございます。今日はあちらこちらからお越しいただいておりますので、まずこの伊賀市の紹介を簡単にだけさせていただきます。

伊賀市は三重県の中央内陸部にあります。周囲を山に囲まれたまちで、忍者のまちとして世界に発信しております。今年、2月22日、忍者市宣言をいたしました。京都府と隣接しまして、伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョンを策定するなど、川の流れとともに経済、文化ともに近畿地方とのつながりが大変深い地域であります。位置的には名古屋からも大阪からも京都からも車でおよそ1時間少しというようなところで、大変アクセスの良いところがあります。

人口は今年の10月末現在で9万3,092人、外国人住民の比率が5.1%となっております。人口推移、国籍順、在留資格の比率はグラフのとおりでございます。こうしたことから、この会議のこれまでの取り組みや方向性を基本としつつ、多文化共生という政策推進への広がりを持った活動をするため、名称見直しの考え方についても継続的に議論することが必要でないかとも考えるところでありますが、今日私から投げかけさせていただく課題は、「学校における日本語指導体制」であります。1990年代から始まりましたいわゆるニューカマーの日本語習得問題はもちろんのこと、年月が経ちまして在日2世となる子どもも増えており、多様な教育支援が求められてきています。子どもがいる世帯の定住化、永住化が進んでいることから、日本の将来を担うこのような子どもたちへの教育の充実が喫緊の課題であります。

外国人集住都市会議の調査によりますと、会員都市の高校進学率80%を超えているものの、16歳から19歳の外国人の子どもの就学と就労の状況を見ますと、日本語能力が不十分な若者の就労率が高いことがよくわかります。義務教育課程においては日本語指導を必要とする児童生徒数を把握し、各校でさまざまな取り組みが行われております。この児童生徒数には外国にルーツを持つ子どもだけではなく、日本国籍を有しているものの外国語を母語とする子どもなども含まれています。近年、母語や家族構成も多様化しているわけでもあります。

伊賀市では就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業運営協議会を設置しまして就学支援、学習支援、指導研修の課題の共有や解決に向けた取り組みを長年にわたって行っております。進路ガイダンスは毎回200人を超える児童生徒とその保護者や関係者が参加する恒例行事となっております。16年間継続しております。日本語指導者研修だけでなく指導者に対して授業観察を行い、児童生徒の習熟度に合わせた教科指導の方法を相談する巡回コーディネーターを派遣しまして、教員側のサポートにも力を入れているところであります。初期

適応教室については市内の拠点校において初期の日本語指導と学校への適応指導をしています。その後、自校での個別指導や県教育委員会によります巡回相談員の支援等を受けながら日本語学習を継続している状態で、昨年度は財政的、人的不足によりまして、希望者が多い時期には受け入れ者数を制限せざるを得ないこともありました。また、中学3年の3学期に入室する生徒もいまして、高校進学につなげることができませんでした。義務教育の間に生活や授業に必要な日本語を習得していないと、高校進学しましても卒業できずに中退してしまうこともあります。このような時期に来た児童生徒の学習機会の保障や進路の問題に対しては、必要に応じて下学年編入などの配慮も必要ではないかというふうに考えております。現状としまして、学校によって日本語指導の取り組みや指導体制に差があると伺っています。指導体制の確保と子どもの能力に合った日本語教育を提供できる環境整備が急務であります。

平成26年度に「特別の教育課程」として小中学校で児童生徒の日本語能力に応じた指導を実施することが可能になり、昨年この会議で要望させていただきました「特別の教育のための基礎定数化」が実現いたしました。しかしながら、この基礎定数は18人の児童生徒に1人の割合で、しかも教員を10年間で段階的に配置するものであります。平成27年8月に実施しました外国人集住都市会議の制度の運用状況と課題調査の結果では、実施していない自治体は24%ありました。その課題として、日本語指導担当教員の配置等日本語指導の体制や指導力の向上、児童生徒一人ひとりに応じた日本語指導計画の作成・評価が掲げられておりました。「特別の教育課程」を継続していくにあたりましては、専門知識を持つ教員の採用や人材育成、研修などの支援を充実していただきたいと思っております。また、散在地域における定数の緩和や、18人に1人の割合が適切であるかなど、今後も議論を深めていただきたいと思っております。

時間がなくなってまいりましたけれども、また調査の中で指導体制を聞きましたけれども、どの教育委員会でも教員以外の日本語指導担当教員や児童生徒の母語を話せる支援員の派遣を行っているのが現状です。地方都市で専門的な人材が不足していることに加え、財政的にも厳しい状態であります。円滑な指導をしていく上で不可欠な取り組みでありますので、人的、財政的支援を引き続きお願いしたいというふうに思います。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

どうもありがとうございました。

続きまして、三重県四日市市、森智広市長からお願いいたします。

○四日市市長 森 智広



皆さん、こんにちは。四日市市長の森でございます。本日は、よろしくお願いたします。

まず、四日市市の紹介をさせていただきたいと思ます。まずトピック、ホットな話題としまして、このスライドの右の下側に、私の四日市市のマスコットキャラクター「こにゅうどうくん」が載っていますが、昨日ナガシマリゾートでゆるキャラグランプリ2017の最終決戦投票が行われまして、1,150体が出場したグランプリで総合ランキング7位、ご当地ランキング4位という非常に良い結果が出まして、この四日市の「こにゅうどうくん」が全国区になったということで、四日市内ではすごく話題になっておりますので、ぜひとも「こにゅうどうくん」を覚えて帰ってもらいたいなと思っております。そういう「こにゅうどうくん」から始まりまして四日市の紹介を続けていきますと、まず西は鈴鹿山脈、東は伊勢湾に面した自然豊かな地域でありまして、また東海、北陸、近畿という3つの経済圏につながる地理的条件にも恵まれた人口31万人の都市でございます。また、古くは宿場町や市の町として、近年においては全国有数の産業都市、コンビナート夜景などが非常に有名になっております。一方、経済発展の過程で公害が発生しましたが、市民、企業、そして行政が一体となって環境改善に取り組んだ結果、良好な環境を取り戻してございまして、現在では環境保全に関する知識や技術を広く国内外に発信しているという状況であります。

それでは、本市における外国人市民の状況について、ご説明していきたいと思ます。まず、外国人市民数の推移であります。本市におきましても、平成2年の入管法改正以降南米からの入国者が急増いたしました。本年10月現在の本市の外国人市民数は8,801人でありまして、総人口の約2.8%となっております。国籍は、人口順に最も多いのがブラジル人で2,167人、そして次いで韓国、中国、フィリピン、ベトナム、ネパール、ペルーとなっております。リーマンショックの影響によって、ブラジルをはじめとする南米からの外国人市民の数はピーク時に比べて減少していますが、一方で、ベトナムやネパールなどアジアからの外国人市民の増加が著しいという状況であります。

本市の特徴としまして、外国人市民の約20%に当たる1,564人が市南部の四郷地区にある笹川団地に集中していることが挙げられます。笹川団地では、地区人口の約16%が外国人市民でありまして、国籍はブラジルやペルーなど南米系が約9割となっております。本市では、このように外国人市民が集住している笹川地区を地域全体で多文化共生を推進する多文化共生モデル地区として位置づけてございまして、外国人市民も日本社会に適応し、地域の構成員として参画するまちづくりを目指して重点的に取り組みを行っております。

笹川地区の外国人市民の状況であります。アンケートの結果、10年以上日

本に在住している人が約7割となっていて、定住化の傾向が見られます。雇用形態は正社員と派遣社員がほぼ同数。職種は工場での勤務が8割以上、就業地は約7割が市外という状況であります。

続きまして、本市の多文化共生の取り組みについてご紹介していきたいと思っております。多文化共生モデル地区であります笹川地区において、外国人市民のリーダー育成などを行っております。また、ボランティアによる日本語教室が開催されていたり、子どもたちに対しては放課後の学習支援の実施やキャリア教育の充実など、外国人の子どもたちが将来、社会的、経済的に自立した市民として定住していけるよう取り組みを進めているところであります。また、外国人市民を雇用する企業に対する働きかけも行っております。三重県や近隣市町と共同で、外国人市民を多く雇用している企業や団体を訪問いたしまして、日本語習得の促進に理解と協力を求めています。

このように、本市では多文化共生を推進するため、さまざまな取り組みを進めているところでありますが、特に重要な日本語学習の支援につきましては、地域ボランティアによる日本語教室等を中心に取り組んでおります。ただ、外国人市民は三交代勤務に従事する人も多いことから、仕事のために日本語教室に通えない人も多いということがあります。一方、企業においては、雇用対策法第8条に基づく、外国人雇用管理指針において、外国人従業員に対して日本語教育や日本の生活習慣等の理解促進のための指導を行うことは、現在では事業主による努力義務となっておるところであります。しかしながら、本市の企業への訪問や外国人集住都市会議が実施した調査におきましては、指針に強制性がないということもありまして、外国人従業員に対して日本語教育を行っている企業は少ないのが現状であります。

最後、投げかけでありますけれども、こういった状況を踏まえまして、私は就労している外国人住民に対して十分な日本語の学習機会を提供するため、企業による外国人従業員に対する日本語の教育や職業資格の取得の取り組みが積極的に図られるよう、それを支援する助成金制度を早急に設けることを国に要望したいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

どうもありがとうございました。地域だけではなくて企業によるさまざまな日本語習得や技能習得のための支援についても言及していただきました。

それでは最後に、長野・岐阜・愛知ブロックから参加していただいている愛知県豊田市の太田稔彦市長にお願いしたいと思います。

○豊田市長 太田 稔彦



豊田市長の太田でございます。

豊田市は面積918平方キロメートル、車のまちとして知られていますが、市域の7割は森林です。ですので、トヨタの車はものすごくたくさん走っていますが、同じようにイノシシもたくさん走っています。

最初に、このグラフは外国人住民の皆さんの高齢化が確実に進んでいるということを示しているグラフです。

そういう中で、在住外国人の人たちに将来への不安を聞いたグラフです。この結果ですと7割以上の外国人の皆さんが将来に「不安あり」と答えています。

では、どういう項目で不安を感じているかといいますと、健康、それから生活費、この2つが大きな課題になっています。健康を支える医療保険、老後の生活費を支える年金、この2つの加入状況について続いてお示しします。

まず、医療保険はほとんどの人が加入しています。つまり日常の暮らしに必要なだという判断をしているんだと思います。それに対して年金は6割近く、7割ぐらい加入しているだけという状況になっています。とりわけ問題なのは定住者の皆さんが「加入してない」、「わからない」、そういう回答を半分程度出されているということだと思います。

一方で、将来的な滞在予定年数は、いずれも相当な年数を予定しているということが書かれております。特に定住者の皆さんが半分ぐらい。こういう状態だということですね。永住、帰化、わからないも含めて半分程度あるという状況になっています。

では、年金に未加入の理由を聞きました。全体で見ますと、「知らなかった」、それから「お金がない」、「お金を払いたくない」。グリーンのところは「お金がない」ですので、これは最初の基調講演で話題に出た人たちなんだろうと思います。このような状況です。

このような状況を、特に年金の加入についての課題を解決するための課題の洗い出しを2点しています。1点目は、外国人住民の理解不足ということですが、この項目については言葉の壁、国、地方自治体の周知不足、通訳職員、相談員の不足、こういうことだろうと思っています。

この制度の周知不足につきまして、「説明を受ける機会があれば受けますか？」ということを知りました。そうしましたら83.8%の人はそういう機会があれば受けると回答しています。ただし、説明を受けたら、「じゃあ、入ります」ということとはちょっと違うと思います。ここは判断のしどころかなと思います。

こういう中で、例えば豊田市ですと、市内の10の国から1人ずつ出してもらった豊田市外国人市民会議という会議があるのですが、その人たちが日本語教

室の参加者に対して年金等への加入についての周知を図るという取り組みもしています。

問題は、加入促進に向けた環境整備だと思います。1点目は、年金の加入状況の正確な実態把握ができていないということだと思います。とりわけ市町村レベルですとこの把握のしようがないというのが現場の声だろうと思っています。それから、次の社会保障協定の締結国が少ないということについては、これはちょっと厄介な話ですので、話題提供程度に今日はとどめさせていただこうと思います。ちなみにこれは保険料の二重負担や掛け捨てを防ぐために二国間で協定を締結するというもので、今のところ発効済みの国は17カ国程度ということですので、ちょっと先の長い話かなと思います。

そういう中で、国への提言ですが、1点目は年金への加入を在留資格期限の変更・更新の条件としてはいかがでしょうかということ。ハードルは高いと思いますが、日本国内を見ても将来的に高齢者の増加だとか、あるいはシングル家庭だとかワーキングプア、貧困の問題を抱えますと、将来、相当生活保護費が増してくるんだらうと思います。それに加えて外国人の人たちの年金未加入がこのまま継続したときの国、地方の生活保護の負担は、ちょっと覚悟しなければならないなと思いますので、少しあえて厳しい意見なんですけど、提言とさせていただきます。2点目は、国の機関に通訳職員を配置し、自治体の通訳職員の人材育成における支援を行うということです。以上2点です。3点目は先の長い話ということで、参考意見でお願いいたします。

ありがとうございました。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

どうもありがとうございました。最後にご指摘のあった社会保障協定は、特に先進国との間では充実してきています。海外で治療を受けた場合、出身国の健康保険から直接医療費が支払われる例もあります。公的年金への加入を、二国間相互にチェックする仕組みが機能している場合もあります。しかし、日本に外国人を多数送り出している国々には、社会保障協定が有効に機能しにくい国が少なくないことも大きな背景にあると思います。

それでは、今省庁の方々にはたくさんのご質問があったので、誠に恐縮でございますけれども、ぜひ1回目は3分以内でとりあえずのところお答えいただけないかと思います。

それでは、最初は法務省の中山昌秋室長からお願いいたします。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋



法務省入国管理局の中山でございます。

私も実はこの地域になじみがございまして、平成26年、27年とこちらの地域を管轄しております名古屋入国管理局で仕事をしておりました。昨年から霞が関で勤務させていただいておりますが、日系の方が大変多い地域であることを認識しながら仕事をさせていただいております。例えば大企業が休みになりますと、名古屋入国管理局が大変混むというような形で、大変珍しい地域だなというふう感じておりました。

早速でございますが、櫻井市長から国への投げかけということでお話がありました日本語講習参加の履歴とか日本語能力に関する項目を「定住者」、「永住者」などの在留資格の更新・変更の優遇措置項目に位置付けるということでお話をいただいております。これは入国管理局としまして、いわゆる日系の方、それからその家族の方で在留資格の「定住者」で入国・在留しようとしている方のうち、成人に達している方については、入国・在留審査における在留期間の決定において、最長の在留期間である「5年」を決定する場合の要件の1つとして、一定以上の日本語能力を有していることを求めています。日本語能力を一定の優遇措置の項目と定めているというのは、「定住者」の在留期間が「3年」から「5年」に上がるときの措置ということでやっております。

市長のお話の学習意欲を高めるためにということもご指摘がありましたので、引き続き入国管理局においても参考にしながら、何か生かせるものがあれば参考にしてみたいと思っております。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

どうもありがとうございました。

それでは次に、文化庁の西田憲史課長からお願いします。

○文化庁文化語課長 西田 憲史



文化庁国語課長の西田と申します。よろしく申し上げます。

先ほど、津市及び亀山市から外国人住民に対する日本語教育機会の充実・保障、日本語教室で教える方々の人材養成等について御指摘いただきました。文化庁では、文化審議会国語分科会において、国語施策や外国人に対する日本語教育について議論していただいております。平成19年には、その国語分科会に、外国人に対する日本語教育に関する検討を行う日本語教育小委員会が設置され、地域で生活する上で必要な日本語を習得できるような環境整備について議論していただいたところでございます。その成果物として、平成22年から26年にかけて、日本語教育の大枠としての『「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案』等を取りまとめ、それを全国各地でのモデル事業で御活用いただいております。加えて、各種会議・研修等で先進的な事例の周知・普及を図る取組をしております。

人材育成に関しましては、昨年度から日本語教員や日本語教育に携わるボランティアの日本語教員養成、あるいは現職者研修に必要な教育内容について審議会で議論いただいております。この内容については、今年度末に教育内容とそのモデルを報告としてとりまとめていただく予定です。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

それでは、続きまして文部科学省の桜井課長補佐のほうにお願いしたいと思います。

○文部科学省初等中等教育局国際教育課長補佐 桜井 康仁



文部科学省国際教育課の桜井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

先ほど伊賀市の岡本市長から投げかけ、課題として提示されました、日本語指導が必要な子どもたちへのしっかりした教育を受けられる環境づくりと人材確保、財政的支援という投げかけございました。市長からご紹介もありましたけれども、学校の先生方につきましてはこれまで予算措置で先生方の配置というものを進めてきておったところですが、今年度から日本語指導のための特別の指導を行う先生方の配置につきましては、子どもたちの数に応じまして配置されるように法律を見直しまして、今後、安定的、計画的にということ、10年間をかけて配

置を進めていきたいというふうに考えております。

一方、先生方たちではない、いわゆる支援員の皆様の配置につきましては、こちら予算事業のほうで日本語指導の支援員、もしくは母語がわかる支援員の皆様の派遣、初期指導教室の設置、教材開発ですとかNPOの皆様などさまざまな関係機関と連携した取り組みを支援する取り組みを行っております。こちらの事業、非常に申し込みが多くて、来年度も予算を拡充して要求しているところをございまして、文部科学省としましても今後一層充実していきたいというふうに思っております。

私からはとりあえず以上でございます。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

それでは最後に、厚生労働省の赤松俊彦課長からお願いします。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 赤松 俊彦



厚生労働省の外国人雇用対策課長、赤松でございます。

私の実家の大阪府吹田市、実家の隣の方も韓国籍の方でいらっしゃいまして、身近に幼少のころから外国籍の方がたくさんいらっしゃった中で育ってまいりました。ただ、集住都市会議、皆様方の置かれている状況も、またそれとは少し違っているという認識も今日改めて思っております。冒頭、基調講演で先生がお話しいただきましたとおり、お父様が大学を卒業されてエンジニアでいらっしゃったのですけれども、日本に来られると非正規派遣というような働き方で長く厳しい状況であったということも踏まえつつ、これからの行政にも当たってまいりたいと思っております。

1点目、森市長からのお話でございました助成金に関して、直接のお答えができるわけではございませんが、厚生労働省で持っております、井口先生からもご紹介いただいた外国人就労・定着支援研修、こちらは在職者の方も対象となる研修でございます。具体的には夜間のコースであり、シフトで勤務されている方でも受講しやすいような形で工夫させていただいております。日本の職場のマナーであったり、労働法令であったり、あるいは本当に純粋に日本語であったり、そういったものを受講することができます。実際、派遣労働者の方を受け入れている企業様からご紹介をいただきまして、外国籍の方にこの研修を受講していただいているという例もございます。さまざまな形でご活用いただきたいと思っております。また、企業への助成金ということであれば、純粋な日本語研修ではないのですが、より専門的なキャリア形成的な高度な日本語知識を要するような訓練であれば対象となる人材開発助成制度などもございまして、

さまざまな機会を通じて周知させていただきたいと思っております。

また、太田市長からお話しございました社会保障の年金の関係でございます。要望内容にありませんでしたが、加入促進については今年の8月から強制適用的な、職権で適用させていただくという範囲が従来の永住者からさらに拡大しております。将来の安定的な生活に向けて年金制度の加入促進を図ってまいりたいと思っております。また、通訳の関係につきましては、これも新しい制度でございますが、今年の10月から全国8カ所の年金事務所におきまして、豊田さんも入っております、新宿、足立、港、八王子、豊田、浜松西、大手前、三宮、この年金事務所において、ポルトガル語、スペイン語を含む5カ国語の電話通訳サービスを行っているところであり、来年の10月にはその範囲をコールセンターの形でさらに拡大していこうと思っております。

以上でございます。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

ここままで第一ラウンドを終えましたが、予定の時間があと10分ぐらいしか残っていません。時間を有効に使うため、日本語の問題と、社会保障の問題を取り上げたいと思います。日本語の問題につきましては、法務省との関係も考えるべきだと思います。津市長から、これらをまとめて、日本語講習に関する再質問をお願いしたいと思います。

○津市長 前葉 泰幸

今、文化庁西田課長からいただきましたお答えで、生活に必要な日本語はカリキュラムとか教材を公開していくんだとか、あるいは人材確保については審議会で議論していただいているんだと、国の立場だからそういうことになると思うんですけども、ぜひ、我々現実に首長として話をしていると、例えば子どもの日本語教育をちゃんとやっても、その親の世代は日本語がいまひとつで、結局地域では子どもたちは交流できるんだけど、親の世代、自治会の中で交流を非常に妨げられているとか、それから子どもたちは日本語教室であってボランティア頼みになっているというような現実があるわけですね。したがって、もう一步ぜひ踏み込んでいただく。これは文化庁さんだけではなくて今井口先生おっしゃったように各省またがる話だと思いますので、ぜひお願いをしたいんですが、例えばもう一步踏み込むという意味では、今櫻井市長さんもおっしゃっている、法務省さんの入国管理の中で、現実に日本語ができる人というのをもうひとつ何か評価をしていただけないのかということとか、それから文化庁というよりも文科省になると思うんですけども、例えばボランティア頼みの今の子どもたちの日本語教室でいいのかということ、決してそうじゃない。やはり日本語教育を専門的にできるような人材を育成して、それを実際に定員と

して教育委員会がそういう外国人の子どもが多いような学校に配置するとか、そういうさらに踏み込んだことをやっていただかないと、現実にはなかなか動かないんじゃないかというふうなことを思いますので、いまひとつ大きな政策展開を期待させていただきたいと思います。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

今の再度の問いかけに対して、文化庁西田課長にはお答えいただけますか。いかがでしょうか。その後、法務省からも一言いただけますか。

○文化庁文化部国語課長 西田 憲史

ありがとうございます。まさに市長がおっしゃるとおりです。今も、実際に大学や日本語教員養成機関等で日本語教員の育成が行われており、それらは平成12年3月にとりまとめられた「日本語教育のための教員養成について」という報告をもとに実施されております。しかしながら、時代の変遷に応じて求められる教育内容も変わる部分もあることから、現在の日本語教育小委員会では、時代に合った形の教育内容を議論していただいております。今年度末には報告をとりまとめていただく予定です。また、審議会でも教育内容を議論するのみでなく、報告を根付かせるような新しい事業に関する予算措置を財政当局に要求している段階です。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

それでは、法務省、中山室長にお願いします。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋

前葉市長からお話がありました優遇措置ということですが、今やっております「定住者」の優遇措置としては、「3年」から「5年」に在留期間を上げるときに一定の日本語能力を有していることというふうにやらせていただいております。その一定以上という日本語能力ということは、例えば法務大臣が告示で定める日本語教育機関において6か月以上日本語教育を受けた者、日本語能力試験N2に合格した者、それから財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力JLRT聴読解テストの400点以上を取得している者、または学校教育法第1条に規定する学校において1年以上の教育を受けている者というふうな一定の要件を定めているところでございます。「日本人の配偶者等」だとか「定住者」だとか「永住者」だとか、いわゆる私どもの別表第2という在留資格で優遇措置をしているのは「定住者」のこの部分だけでございまして、別表第1の就労資格の部分においては、逆に基準省令で日本語要件を掲げているというところはございます。ですので、優遇措置の在り方というのとは

のような形でやっていったらいいのかというのは大変難しいというか、どのように研究していったらいいのかというのは私どものほうも課題ですし、果たしてそのレベルが妥当かどうかということのも関係省庁も含めて検討していくということになると思います。

市長からお話しいただいたことについては、今後何か政策を打つときの参考とさせていただければなと思っております。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

中山室長におかれましては、入管法上考慮すべき日本語学習の範囲や程度などにつきましては、厚生労働省が実施している外国人就労・定着支援研修なども含めて、広く省庁で検討していただくように、ここでお願いをしておきたいと思えます。

それから、最後になりますが、先ほど社会保障の問題がありましたので、これにつきましてもう一回中山室長にお願いしたいと思えます。この問題は、法務省だけでは、実際に履行を確保し、加入漏れをなくすというのは非常に難しいんではないかと思えます。その点についても含めて、最後にお答えいただけないでしょうか。公的年金や健康保険への加入漏れをなくすために、省庁全体としてどのように取り組んでいくかという問題です。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋

これは、井口教授には大変申し訳ないですけど、年金に加入していない外国人の住民の方については、厚生労働省において早期加入に向けた取組が実施されているということは私どもも承知しております。法務省として厚生労働省からの協力の依頼などがあれば、どのような対応が可能か検討していくということになると思えます。入国管理局は、不利益な処分も含めて扱うような役所になっておりますので、仮に年金に入っていないから、じゃあ、在留を不許可にするかということ、そこはなかなか難しい問題でございまして、先ほどの日本語の教育もそうですが、日本語ができないから不許可にするだとか、在留期間を短縮するかということ、そこもなかなかできない役所でございまして、あくまでも日本に何年住んでいたとか、どのくらい働いていらっやしたとか、総合的な判断をもって在留を認めているというようなやり方をしている役所でございまして、この年金についても加入がないからといって何か不利益なことができるかということ、そういうことはできませんので、厚生労働省から何か依頼があれば、どのような対応ができるかということを検討していきたいというふうに思っております。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

赤松課長、この件について、何かご発言いただけますか。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 赤松 俊彦

国民年金に外国の方も入っていただかなければならない、老後の安定した生活資金のためにも福祉制度の加入促進というのは非常に重要な課題でございます。それで、最近、年金機構では20歳、34歳、44歳、そういった区切りにおきまして職権ですべからくデータを突合するという作業も始まったばかりでございます。その年金の加入促進を進めていく上で法務省さんと連携する必要があるかどうか、そういった点については年金局ともよくよく相談しながら考えてまいりたいと思います。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

どうもありがとうございました。

○豊田市長 太田 稔彦

先ほども申し上げましたが、この国への提言はすごく極端な書き方をしております、考えていますのは外国人の未加入者を把握できるタイミングというのが市町村では持たれていない、年金機構も常には持たれていない。つまり在留資格の審査のタイミングが、議論をする中でもしかしたら唯一浮かび上がってくるんじゃないかなというふうに。そこで不利益な処分をすると、そう書かれておりますが、例えばこういうタイミングを捉えて情報提供をするだとか、例えばそのような何か緩やかな対応ができないかなと思うんです。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

今ご指摘ありましたが、法務省の在留資格の更新・変更に関するガイドラインでは、地方入国管理局で健康保険証の提示を求めることになっています。しかし、健康保険に未加入だからといって、すぐに不利益処分しているわけではありません。その後で、加入を促進することこそが目的であると思います。豊田市長からのご指摘もありましたように、公的年金に未加入なら不利益処分するというだけでなく、加入を促進する観点から、入管行政として、あるいは関係省庁全体としても、ご検討いただければと思います。

それでは、第1セッションは大分、予定の時間を過ぎてしまいました。第2セッション終わったところで、もう一回フォローアップをさせていただきたいと思います。まず第1セッションは、ここで一旦、打ちどめにしたいと思いません。参加していただきました市長の皆様、関係省庁の方々、どうもありがとうございました。

セッション2

「外国人の人材育成と地域経済の活性化に向けて」



登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

岡山県総社市長 片岡 聡一
三重県鈴鹿市長 末松 則子
静岡県浜松市長 鈴木 康友
滋賀県甲賀市副市長 正木 仙治郎

【府省庁関係者】

法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 赤松 俊彦
外務省領事局外国人課長 高橋 良明
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官
（定住外国人施策担当） 北風 幸一

【コーディネーター】

関西学院大学経済学部教授 井口 泰

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰



それでは、早速第2セッションを始めます。

既に基調講演を踏まえ、第1セッションでは日本語習得の問題をはじめ、社会保障加入の問題など、外国人の方々が地域で自立していく前提になる大事な問題を議論いたしました。後半の第2セッションでは、雇用問題を中心に議論させていただきます。三重・滋賀・岡山ブロックは過去7年くらいにわたりまして、日本語と雇用というコンセプトで、いろいろな調査を実施し、実態を調べ研究してきました。本日は、それらを集大成して、ご議論いただくこととなります。本日は、群馬・静岡のブロックから浜松市長にも入っていただいております。特に、この群馬・静岡のブロックは、南米からの日系人の方々を受け入れてきたパイオニア的な地域です。私たちは、日系2世、3世の出稼ぎの問題を、反省しなければなりません。そこには、もちろんチャンスもありましたが、大きなリスクを日系人の方々に背負わせることになりました。そのような意味で、今日系4世の受入れ問題が議論される中で、あのような受入れの仕方は良かったのだろうか、これから日本での外国人の就労をどのように考えていくべきか、人手不足への対策ということだけで良いのかといったようなことも含め、ご議論いただけることを期待しています。

それでは、早速始めさせていただきます。

まず最初に、岡山県総社市の片岡聡一市長から発表をお願いいたします。

○総社市長 片岡 聡一



皆さん、こんにちは。岡山県総社市長の片岡聡一と申します。すみません、僕座ったら話せないで立たせてください。

岡山県総社市は岡山県のど真ん中にありますが、この集住都市会議の一番西に位置する最西端の市なので、それなりに責任感を感じて頑張っています。ちょうどリーマンショックの前に僕の隣の隣に座っている浜松市長から、これに入ってみないかと誘われて入りました。ブラジル人が多かった。なぜなら三菱自動車の部品工場が総社市には多くあるので、ブラジル人が当時800人以上いて、人口今6万8,500人でありませけれども、まだまだブラジル人が市内にたくさん住んでいた頃と比べると、リーマンショック直後、本当に激減しまして、800人が今270人台に落ち込んでいます。その間、ブラジルの方々に対していろんな勉強して、日本語教育であるとかコミュニティをつくるであるとか、ありとあらゆるブラジル人政策を総社でやってきました。領事館が名古屋にしかないのです、総社市は人権・まちづくり課と

いうのを市役所の中につくったら、これがもう領事相談、生活相談に、中国、四国、九州からも総社市役所に相談に来るという物凄いことになりましたが、これからしゃべることはそれから一変して、今ベトナム人が大量に総社市に入ってきている。今ブラジル人をはるかに抜いて469人。これは、これからのこの国の政策を占うような課題である介護の問題です。介護福祉士が全国で38万人足りない。そして岡山県全体でも6,000人足りない。このショートする中で、介護ばかりではありませんけれども、ベトナム人、アジアの方々が入ってくる入り方でありまして、1つはEPA、いわゆる経済連携協定によってこれまでどおり入ってくるもの。これは国が決まっていますインドネシア、フィリピン、ベトナムであります。そして今回、厚生労働省の技能実習制度によりまして、11月1日から介護の領域もこの技能実習制度の改定によって入国が可能ということになってきました。我々日本はこの今の人口構造の中で、介護、あるいはその先、看護師のショートの部分を、外国人を受け入れながら、これを育てていくというのが絶対に急務であると思います。

そこで幾つかの問題があります。まず、EPAの部分でありますけれども、この部分、本当に僕は国が国費として研修部分を補ってくれるシステム、これはすばらしいと思います。よく頑張っていると思います。ここの部分において、例えば特別養護老人ホームであるならば、30床以上でないとEPAが適用されないという問題点があります。このアンダーな部分をいかにEPAで救っていただけるのかということ議論するべきではなかろうかと思えます。それから、技能実習制度でありますけれども、この部分で日本語の実力を——すみません、僕こういうのと全然関係ないことを言っているのでスライドは見ないでいいんです。N4です。N4程度で来るんです。1年間に実習期間中にN3にならないと本国に帰らざるを得ないという部分があります。この東南アジアの15カ国を中心として技能実習制度で介護なども含めて迎え入れるためには、やっぱりここに若干の国費を投入しながら、このN3という判断基準をもう少し柔軟に考えていくべきではなかろうかと私は思うんです。N3を甘くすると崩壊的になるというのは、絶対にそれは守らないといけませんけれども、この技能実習制度を活用して柔軟に対応しながら日本の介護、看護のあり方を外国人で補充していくということを私は提言します。

以上です。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。総社市の実態は、はるかに先を行っているというご指摘でございましたので、さらに議論させていただきたいと思えます。

それでは次に、三重県鈴鹿市の末松則子市長からお願いいたします。

○鈴鹿市長 末松 則子



皆様、こんにちは。鈴鹿市長の末松でございます。立ってしゃべると原稿が見えませので、座らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず鈴鹿市におきます外国人の状況でございます。10月末現在の全人口は本市20万882人ございまして、そのうち外国人7,993人、約4%を占めております。国籍別の人口といたしましてはブラジル、ペルーといった南米系の外国人で50%を超え、次いで中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順となっております、現在は58カ国の方々がお住まいになっております。

次のスライド、トピックスでございますけれども、本市でございますが、夫婦が婚姻届を提出した後に市役所内で約30分程度でございますけれども簡単な挙式を行う届け出挙式を本年3月からさせていただいてございまして、この11月12日の日曜日に開催いたしましたら何とブラジル国籍の方々のご夫婦がこのように本市の議場で挙式を執り行っていました。この日は、今浜松市長お見えでございますけれども、ブラジル人の国籍の方、浜松からもたくさんの参列者がお見えいただきまして、30人ぐらいの参列者が来ていただき、そういったブラジルの皆様方のつながりというものも改めて気がつかせていただいたとか、感じさせていただいたところでございます。

当市では、平成2年以降増え続けてきました外国人との共生に向けた取り組みや施策として講じていくべき方向性を、平成23年3月に鈴鹿市多文化共生推進指針として総合的かつ体系的に整理しまして、多文化共生社会の実現に向けた対応を図ってまいりました。行政のみならず市議会や教育委員会、またさらには地域関係機関が一体となりまして多文化共生の推進に取り組んだことで、市内で外国人人口の分布に偏りはございますが、外国人市民との交流が活発となり、多文化共生の地域づくりが進んできたところでございます。

そういった取り組みを進めておりますが、この外国人の方々により安定し、充実した定住をしていくためには、やはりその根本と位置づけているのは就労ということではないかと考えております。当市での就労面に関する取組といたしましては、これまでハローワーク、また職業訓練センターとの情報交換、また外国人を雇用する中小企業への聞き取り調査、あるいは市内の大学との外国人留学生に関する情報交換、また本市は第三国定住難民の受け入れ事業をしておりますので、それを通じまして政府、事業所等の関係機関が一堂に会しまして難民の就労に対する勉強会を開催したところでございます。また、公益財団法人鈴鹿国際交流協会では、外国人の人材としての可能性を拡大するといった観点から、外国人の起業を支援するためのセミナーを実施してございまして、県外からも大変たくさんの皆様にご参加いただいているところでございます。

一方で、留学生の視点から申し上げますと、別の就労の課題も見えてまいりまして、本市には鈴鹿大学がございまして、留学生の状況を伺うことがありますが、アルバイトにおける長時間労働の問題、あるいは留学生に対する就職に関する情報が不足しておりまして、在留資格やその変更などがわかりにくく、留学生の日本での就職を難しくしているといったことが課題として挙げられております。

そういったことから、私からはまず1点目といたしまして、日本で学ぶ留学生が資格外活動による制限を超えた長時間労働をすることのないように、入国管理行政と雇用行政が対応を強化していただきますとともに、学位を取得した留学生の多くが日本での就労を希望しておりますので、その現状に鑑みまして、留学生が継続的に日本で活躍できるよう、就労環境を整備すべきであるということをお願いしたいと思います。

参考に、留学生の就職状況でありますけれども、本市、ものづくりのまちでございまして、ものづくり、製造業以外にも銀行、あるいは出版業、それから中部国際空港旅客サービスなど、そういったところに優秀な留学生がたくさん就職いたしております。そういったところも含めて、こういった情報も含めてお願いをしたいというところでございます。

2点目でございますけれども、これはオチャンテ先生の基調講演で問いかけをしていただきましたとおり、優秀な人材として確保していく、企業が日本人の人手不足を補うということではないというところをぜひもう一度投げかけさせていただきたいと思っております。どうぞこの2点に対しまして、また事業主に対してもより徹底した周知啓発に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、問いかけとさせていただきます。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。鈴鹿市は、ミャンマーからの第三国難民の受け入れを率先して行われたこともあり、地元では、いろいろな取り組みが進んでいることがおわかりになったと思います。

それでは、次にまいりましょう。それでは、静岡県浜松市、鈴木康友市長からお願いいたします。

○浜松市長 鈴木 康友



浜松市長の鈴木康友でございます。それでは、ここから座ってお話をさせていただきたいと思っております。

外国人の人材育成と地域経済の活性化に向けてというタイトルでございますけれども、外国人の受け入れについてのお話をしてみたいと思っております。

これは浜松市の外国人市民数の推移の状況でございますけれども、最盛期は3万3,000人ぐらいいたんですけれども、リーマンショックで減りまして今3万1,000人ぐらいでございます。最近では若干増えていく傾向でございます。

これは浜松市の国籍別外国人市民の状況でございますけれども、南米系の外国人が約半分、最近では中国、フィリピン、ベトナムなどのアジア系が増えてきておりまして、特徴として在留資格で永住者、定住者が大体8割以上。長期に滞在する、あるいは浜松に永住するという外国人が8割を超えているという状況でございます。

これは最近の国における外国人人材の受け入れでございますけれども、次々と受け入れに関わる政策が打ち出されております。ご承知のように人口が減っていく、労働人口も激減していくという中で外国人の活用を図っていくということで、国もいろいろと動き出しているということでございます。

しかしながら、メニューはどんどん増えるんですけれども、なかなか、外国人集住都市会議でも毎年議論になります社会統合、これについては全然進んでまいりません。なぜかという、大体3年、5年で帰国してもらおうと、稼いで短期で帰ってもらうというのを前提とした受け入れがほとんどでございまして、なかなか社会統合の議論にいかないというのが実態でございます。しかし、ここにいらっしゃる多くの自治体の皆さんもお感じのとおり、本来短期で帰ると言っていた人たちが大体定住化していくということをご経験をされていると思うんですね。先ほど浜松も外国人の約8割がそうした長期滞在、あるいは永住権を持っているというお話をしましたけれども、ですから国の思うようにいかないんですね。ロボットを入れるわけではありませぬので、生身の人間が来てここで生活をしていきますと、もちろん短期で帰る方もいらっしゃいますけれども、やっぱりそこに根を張っていくということになります。したがって、私たちは前から、こうやって外国人を受け入れていくという時代になったんですから、しっかり社会統合政策を推進する、外国人施策を一義的に所管していく外国人庁のような組織をぜひつくっていただきたいということをお願いをしてみたいけれども、なかなか進展をしていないというのが現状でございます。

もう少し突っ込んでいきますと、政府が6月に閣議決定した「未来投資戦略2017」におきましては、高度な外国人材をもっともっと呼び込むということに

加えまして、外国人留学生の就職支援など、こうした事柄がこの中に盛り込まれました。また、先ほど来お話ありましたけれども、技能実習制度が改正になりまして、介護職等が追加をされています。それにあわせて入管法も改正されまして、介護が在留資格に加わることになりました。また、この後議論になりますけれども、労働力不足対策として、海外で暮らす日系4世の若者が日本で就労できるという、そういう制度の創設も検討されております。ただ、こうした外国人の受け入れにつきましては、先ほどお話をしましたけれども、短期で帰っていただくという還流型の考え方がほとんどでございまして、これでいきますとなかなか外国人が人材として育たないというのが大きな問題となります。あるいは既に日本に定着して頑張っているそうした外国人の皆さんの活躍をしっかりと支えていく、そうした外国人の方をしっかりと取り込んでいくと、こういうことも必要になってくると思っております。したがって、これまでの短期で帰っていただくという一時しのぎではなくて、しっかりと長期滞在を視野に入れた社会統合政策というものが絶対に日本では必要になってきていると思えます。

最後でございまして、昨年欧州評議会というところからお招きをいただきました世界民主主義フォーラムで、これまでの浜松の多文化共生の取り組みについてお話をさせていただきました。それを機に欧州評議会からインターカルチュラル・シティ・ネットワークへの加盟を勧められまして、先月アジアで初めて加盟をいたしました。このインターカルチュラル・シティという考え方は、外国人の持つ能力、あるいは多様性を都市の発展に生かしていくという新しいヨーロッパの移民思想でございまして、欧州はそういう大量難民で苦しみながらも、一方でそうした外国人の皆さんの人材を活用していくというしっかりとした取り組みが行われています。今後、こうした海外の諸都市との連携もしっかりしながら、この欧州諸国における社会統合政策の取り組みや知見なども、またこの会議でも皆さんにご紹介をしてみたいと思っております。

私からは以上でございまして、ありがとうございました。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。社会統合政策の必要性について投げかけをしていただきました。

それでは最後に、滋賀県甲賀市の正木仙治郎副市長からお願いします。

○甲賀市副市長 正木 仙治郎

それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。滋賀県甲賀市の副市長の正木でございます。どうかよろしく願いいたします。

先ほど伊賀の岡本市長さんからもお話ございましたように、このたび伊賀、甲賀ということで忍者の日本遺産認定を受けたそのまちから参りました。また、信楽焼につきましてもダブルで認定をいただいた、こんな状況でございます。

それでは、まず本題に入ります前に、少し甲賀市の状況を説明させていただきますと、甲賀市は滋賀県の東南部に位置いたしております、関西圏と中部圏のちょうど接点にあるところがございます。新名神等の広域交通の結節点として恵まれた立地環境でございますので、そうしたことから製造業が非常に盛んなところでありまして、滋賀県下では製造品の出荷額が最も多い地域でございます。

本市の人口規模は平成29年ですと9万人余でございますが、そのうち外国人の人口は2,915人ということで、総人口の約3.18%でございます。近年、増加傾向でございます。

本市におきまして、これは全国的な課題でもございますが、人口減少社会の対応ということがまさに喫緊の課題であるわけでありまして、特にこのグラフにありますように生産年齢人口の減少ということが顕著になってきております。これは推計によりますと、これから20年間で約20%生産年齢人口が減少するというふうな予測が本市の場合出ておりまして、これは全国の地方都市共通の課題であろうというふうに思っております、大きな課題でもございます。

そうしたことを踏まえまして、本題に入っておりますが、まず企業は何を目的に外国人を雇用しているのか。このことを当ブロックで平成28年度に企業に対しましてアンケート等々を実施しているわけでございますが、その中で回答といたしましては、外国人を雇用する一番の理由は人手不足を補うためであり、次いで優秀な人材確保というふうになっております。先ほどのスライドでも見ていただきましたように、この労働力の確保ということは企業にとりまして死活問題となっております、私どもが企業の皆さんと会合いたします際にも、工場進出をこの甲賀市のほうにしてきたけれども、労働力が確保できないのであればもうここで続けていくことはなかなか難しくなると、そんなことも伺いいたしております、まさに待ったなしの状況でございます。

一方で、若年層を見てみますと、大都市部への流出によりまして地方経済の担い手となっていないこと、また大学への進学率の向上等によりまして、ミドルスキルと呼ばれる中間技能の人材につきまして、需要のミスマッチを招いております。ものづくり企業が集積いたします本市におきましては、人材育成の

ための市内の公立高等学校に工業系の学科を新設いただくよう強く要望もいたしておりますが、なかなかこれも実現していないのが現状でございます。このように、労働力不足への対応策といたしまして、幾度となく外国人の受け入れがしばしば話題には上るものの、具体的な議論に発展してこなかったのが現実でございます。

国におきます外国人労働者の受け入れ方針は、高度人材を積極的に受け入れることを堅持されておられますが、現状では20万人前後に推移をしている状況でございます。さらに現行制度での外国人高度人材の受け入れは大都市への人口流出を加速するにとどまっております、地方経済の活性化にはつながっていないように考えております。

一方、在留資格の中で「技能実習」が増加しており、就労に制限のない、主に日系人の定住者とともに、在留資格のない単純労働者としての実質的な役割を担っていると言っても過言ではないというふうに考えております。

以上のことから、現在の専門技術的分野の高度人材と、実態としての技能実習制度等による単純労働という二分化された外国人人材の受け入れ制度では、地方経済に必要な技能や技術を有する人材の確保は困難であるというふうに考えております。

今後、急速な生産人口の減少と若年層の大都市への流出が続く中で、外国人雇用が地方の労働市場や地方経済において果たす役割を考えますと、出入国管理、特に在留資格制度について体系的な見直しが必要であるというふうに考え、次の2件を提案させていただきたいというふうに思います。

まず1点目は、高度人材につきまして、地方経済の活性化につながるよう、地方での活動を高く評価するポイント制の改正や、高度専門技術労働者に係る要件緩和、また特に永住許可についての在留要件10年の見直しを行うべきであると考えます。

次に2点目ですが、一定の職業資格を取得した方への在留資格の付与についてであります。本年から新たに介護の在留資格ができたことは高く評価をいたしますが、中間技能人材の受け入れ拡大にはこうした制度のさらなる見直しが必要であると考えております。また、現在の技能実習制度の枠組みの見直しも必要ではありますが、一定の資格取得を通じまして中間技能人材として就労ができるよう、在留資格を見直すなど積極的な対策を行うべきであると考えております。

外国人人材の確保は地域経済を維持発展させていく上で大変重要であり、必要な制度を見直しますとともに、外国人の定住化が一層進むように国のほうでもご尽力をお願いしたいということで、甲賀市からの提案とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

どうもありがとうございました。地方の経済社会の維持発展という視点からも外国人の方々の受け入れということが必要だというご指摘をいただきました。この問題は、出入国管理制度の見直しだけで対応できるものもあるかもしれませんが、そう単純なものではありません。既に申し上げた通り、外国人集住都市では派遣・請負の労働者の割合が外国人全体の半分を占めている状況です。雇用の非正規と正規の間の格差が大きいまま、外国人労働者を受け入れていったときにどういう問題が起きるかということは、これは日系2世、3世の出稼ぎの経験からも明らかなわけです。そういう意味で、外国人雇用問題については、関係省庁それぞれにご検討いただくということがあると思いますが、制度全体として共同で検討いただかなければならないことがあるのだと思います。それでは恐縮ですが、法務省の中山室長からお願いします。時間は5分差し上げられますので、その範囲でお願いします。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋



第1セッションに続きまして、入国管理局の中山でございます。

末松市長から、留学生の資格外活動の部分と、学位を取得した留学生の就職の環境ということでお話をいただいております。それから、正木副市長のほうからも外国人受入れという話をいただいておりますので、この2点、私のほうからお話しできるところをお話しさせていただきたいと思っております。

現在、入国管理局において、ご指摘のありました資格外活動許可における就労時間の制限については、教育機関の団体が主催する研修会などの機会を捉えまして、留学生が所属する学校に対して説明しているのが現状でございます。それから、これは入国管理局からじかに就労先に対して留学生の資格外活動、いわゆる就労状況を照会する取組も今やっております、留学生の資格外活動の状況の把握に努めているところでございます。

それから、学位を取得した留学生の多くが日本の就職を希望しているということでございますが、私どもでできることということでお伝えしますと、日本の大学などを卒業した留学生が我が国での就職を希望し、例えば在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可申請を行った場合において、その許否の判断において考慮する事項、これまでの許可事例、不許可事例、それから提出資料について、「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」の変更許可のガイドライン」として平成27年2月に策定して公表しているところでございます。また、本年7月には、行おうとする活動に一部在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれている場合の考え方について、

それを明記するとともに、参考となる許可事例、それから不許可事例の追加を行ったところでございます。

それからもう1点、正木副市長からのお話でございます。外国人人材の受入れに関する基本的な考え方については、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から積極的に受け入れているところでございます。他方、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、そのニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証のほか、日本人の雇用の影響、それから生産構造への影響、教育、社会保障などの社会的コスト、それから治安など幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討していく必要があると考えております。それで、専門的・技術的分野と評価できるものについては、我が国の労働市場や生産、国民生活に与える影響などを考慮しつつ、幅広い視点で検討し、在留資格や上陸許可基準の見直しなどを行うことによって、地域経済の活性化を含む経済成長に寄与する人材の受入れを進めているところでございます。

今後、外国人人材の受入れについては、本年6月に閣議決定されました「未来投資戦略2017」において、「真に必要な分野に着目しつつ、外国人人材受入れの在り方について総合的かつ具体的な検討を進める」、「移民政策と誤解されないような仕組みや、国民的なコンセンサスの形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」とされておりまして、法務省としましても出入国管理を所管する立場からこの検討に積極的に参画してまいりたいと考えております。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口泰

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして厚生労働省の赤松課長からお願いします。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 赤松 俊彦



厚生労働省の赤松でございます。

まず、総社市片岡市長様からいただきましたご意見につきまして、外国の方々介護、看護、あるいは理容美容、さまざまな資格の取得ができるように職業訓練の拡充を求める。その中で技能実習介護などの介護関係について言及いただいたかと思えます。少しお話をさせていただければ、介護につきましてはまさに喫緊の課題。当面38万人の担い手の方が不足するとされておりまして、そういった中でどのように人材を確保していくのか。まさに法務省さんからもご説明ございましたとおり、真に必要な分野だとして今年の9月に在留資格、介護が創設されました。少し前の今年の4月

ですが、EPA会合、これまでは施設のみのサービスですけれども、訪問系のサービスも対象になりました。そして、今月から技能実習介護が始まったと。さまざまな形で介護を支える人材については外国の方々の力も借りながら人材の確保を進めていく。さらにこれからもっと介護の問題についてもさらに検討が深まっていくのかなというふうに思っております。

その中で、日本語の能力につきましてはN3というようなお話もございましたけれども、日本語能力検定のN3レベルというのは、ご存じの方が多いたと思います。平仮名と片仮名、そして簡単な漢字が混ざった試験レベルでございます。オチャンテ先生が猛勉強されて、まずはこのN3レベルを日本にいられて一生懸命取得されて、その後につなげていかれたのかなというふうに感じた次第です。そして、我が国で働いていただくためには、大体企業さんが求めるのがN1でございます。そのN1レベルに向けて厚生労働省としても積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。先ほどのセッションでも日本語の能力の重要性というのは本当に皆様方共有されたと思いますし、私どもも日本語能力の向上に向けて厚生労働省としても努力していきたいと考えております。

そして次に、末松市長様からお話をいただきました、1点目の留学生の就労環境につきましては、私どもも、厚生労働省は全国3カ所、東京、愛知、大阪の外国人専門のハローワークで就職支援に努めております。そのほかに公共職業安定所、ハローワークに留学生コーナーを設置しているところが数カ所ございまして、そこでも外国人留学生の方が基本的には技人国と呼ばれる在留資格をとって日本の会社で働いていただく。日本に残って働いていただく。大体6割ぐらいの方は日本にいたいのだとおっしゃる中で、3割しか就職が実現していないという厳しい状況がありますので、そこを政府全体としても5割に引き上げていきたいというふうに考えております。政府としての取り組みは文科省さんをはじめ、我々連携しながら取り組む一方で、企業様におかれては、留学生の方に対して日本の学生と同じような形でエントリーシートの提出を求めたり、日本の方と区別なく採用されるという形が一般的かと思っております。外国人の方の持っていらっしゃるポテンシャル、能力、専門人材としての活用という面からの人材管理のあり方というものはいろいろと議論していかなければならない課題かなというふうに考えております。

以上です。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。いろいろ難しい課題だと思います。

それでは次に、外務省の高橋良明課長からお願いしたいと思っております。

○外務省領事局外国人課長 高橋 良明

外務省領事局の外国人課長の高橋と申します。よろしくお願いたします。

先ほど留学生の関係で末松市長から、留学生が適切に就労できるような形にできないか、また、継続的に日本で活躍できるような就労環境を整備すべきではないかというご提言をいただいたところ、外国人課が所管するところでは、大使館や総領事館での査証の審査があります。こういった仕事を通して我々として気づきの点ということでコメントさせていただければと思います。

まず、外国人の留学生は、本国に戻った後に親日家として我々日本と母国をつなぐ橋渡しのような役を担っていただける非常に重要な方だと思っています。最近では日本企業等に就職する留学生も増えていると承知しておりまして、平成28年に就職のために在留資格の変更を許可された方は、2万人ぐらいいらっしゃる。これは前の年と比べますと24%増えたということで、留学生の人たちが日本の企業等に就職する割合は増えてきています。このように、多くの意欲のある若者たちが日本で学業に励んでいただいて、一定の知識や技能を身につけていただいているところ、日本の企業に就職するということは日本にとっても非常にいいことですし、二国間関係の増進ということでも非常に重要なことだと思っております。

冒頭に申し上げました在外公館における査証審査という面で見ますと、また少し違った視点がございます、留学生の方が日本企業に就職するということは、それなりに長期に日本に滞在されるということになります。そうしますと、これは非常に難しい仕事ではあるのですが、どういった方に長く滞在してもらえるかということも重要かと思っております。ただ単にある期間日本にお越しになって帰っていくのとはまた違って、好ましい方たちにできるだけ来てもらいたいということがあります。

現実に目を向けますと、実は残念なことに外国人の留学生による不法就労、不法滞在の問題がだんだん顕在化してきております。不法就労の背景として考えられるのは、日本との経済格差でございます、留学を名目に、勉強のためではなくて働くために訪日しているケースや、働けることを宣伝している現地のブローカー、悪質な留学仲介業者もいまして、皆様よくご存じだと思うのですが、留学希望者が留学のための資金として多額の借金を抱えて訪日してしまうことがあります。そうなりますと、留学生の方は借金返済のために長時間労働を強いられることになります。このようなこともありまして、ほかの国から見ますと人身取引ではないかというような批判を受けたりすることもあります。

こうした事情から、留学生による不法滞在、不法就労を防止するために、入

国後に対策を講じるだけではなくて、入国前の段階から適切な対処をとることが重要だと考えております。これは水際対策と呼びますけれども、外務省では、在外の日本大使館、総領事館において査証の審査を行って、対応しているところでは、特に悪質な業者にだまされるということが頻発しておりますので、こうしたことがないように、また、日本にいらっしゃる方の日本における滞在の不安を軽減して、日本で充実した生活を送ることができるよう、来日前の準備段階から日本のアルバイトや就職に関する規則や状況についてもきちっと伝える、それから留学情報ウェブサイトとか、在外公館にそういった日本留学についての正しい情報を提供するものを設けたりして、悪質な業者に関する注意喚起を行っております。それからまた、一部の国に対しては、独立行政法人の日本学生支援機構（JASSO）などと協力しながら、現地で留学情報セミナーなどを開催することによって政府の情報を提供する取組みをしております。

加えて、不法就労、不法滞在の問題というのは結局二国間の問題でもありまして、二国間の領事当局間協議というのがございます。これは相手国の領事局と我々領事局が定期的に会議を開催しているものですが、このような状況の著しい悪化につながるようなケースについては、双方でどういった対策がとれるかを検討し、例えば相手国との情報交換の場で悪質な業者等の情報をお互いに交換するなどしています。

以上です。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口泰

ありがとうございました。水際対策の重要性、これを効果的にやるのは非常にこれから大事だと思います。

それでは、最後になりますが、内閣府の北風幸一参事官からお願いしたいと思います。

○内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（定住外国人施策担当） 北風 幸一



内閣府参事官の北風と申します。

定住外国人施策の担当として、浜松市長さんからご提案いただいた外国人人材の社会統合政策についてコメントをさせていただきます。また、先日、実は浜松市を訪問させていただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

まず、日本は世界に先駆けて生産年齢人口が減少し、地域の高齢化が進む中で、定住外国人の方々には主として製造業などに就業しながら地域経済を支え、活力をもたらす存在として我が国の経済社会に貢献してこられたものと認識しております。定住外国人の方々

果たしてこられましたこういった役割につきましても、今後、未来投資戦略でも言及されているような生産性の抜本的な向上を伴う、いわゆる第4次産業革命が進展することとなったとしても、地域社会の一員として定住外国人の方々に引き続き担っていただく必要があるだろうと考えております。このような基本的な考え方に基きまして、日本語習得、雇用、医療、指定教育などさまざまな生活上の課題を抱えた定住外国人の方々を日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を地方自治体の皆様とも連携しながら推進していく役割が国には求められているのだと考えております。

内閣府におきましては、これまでも日系定住外国人施策における効果的な取り組みや優良事例など先進的な取り組みの把握、分析、周知を通じまして、地方公共団体による取り組みを奨励するとともに、関係省庁とともに定住外国人施策に取り組んでまいりました。今後とも外国人集住都市会議や関係自治体の方々とも協力しながら、定住する外国人の方々を日本社会の一員として受け入れ、ともに次代の日本社会を築く役割の担い手として活躍していただけますよう、関係省庁とともに各種施策を進めていきたいと考えております。以上です。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

これで、第一ラウンドが終わりました。地域創生ということが言われておりますけれども、本気になって地域創生が進められているかどうか、そこが、地方から見ると非常に疑問に思います。地域創生を本当に達成するために、外国人の住民の方々の役割を、政府がしっかり評価していただかないといけないと思います。そこで第二ラウンドは、時間が極めて限られていて10分とれないかもしれませんが、さらに市長から投げかけをしていただきます。それでは、浜松市長にお願いできないかと思えます。

○浜松市長 鈴木 康友

ちょっと具体的に、先ほど北風さんから定住外国人との共生、自治体と組んで、ある種社会統合みたいなことをやっていくというお話がありました。今度、いよいよ日系4世の問題が出てくるわけですね。日系4世を受け入れるときに、これまでのいろいろな課題と反省があると思うんですね。最初の1990年の入管法の改正のときには、とにかく出稼ぎと違って短期で稼いで帰ってもらおうと思ったのが、定住化が進んでいって、ここにいらっしゃる自治体の皆さんもそうですけど、いろんな思いをしながら子どもたちの教育の問題やさまざまな生活支援の問題、そういうものは自治体はその現場で取り組んできたんですね。そういうこれまでの四半世紀以上の取り組みのもとに、今度政府としてこの4世をどうやって受け入れていくのかと。例えば受け入れに際して、日本語をしっかりと習得してもらった上で日本に入ってもらおうとか、生活支援なんかを国

としてどうしていくのかとか、その辺の取り組みはどうなされるのか、その辺のお考えがあったらお伺いしたいと思うんですけど。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

今の点につきまして、中山室長、いかがですか。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 中山 昌秋

鈴木市長からお話がありました日系4世でございますが、現在も在留資格の「定住者」で、日系3世の扶養を受ける未婚の実子であれば日本への入国・在留が認められているところでございます。また、他方、本年2月2日の衆議院予算委員会における総理の答弁の話として、総理から前法務大臣に日系4世の更なる受入れについて検討するよう指示がなされているところでございます。現在、入国管理局では我が国と海外の日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成できる制度の創設を目標に検討を行っているところでございます。鈴木市長のお話にもありました日本語要件なんですが、受入れに当たっての要件についてはどのようなものを課すかということで、日本語要件も現在検討中ございまして、検討に当たっては関係省庁とも協議しながらどのように進めていくかということをやっていきたいと思っております。

○浜松市長 鈴木 康友

受け入れた後の問題はどうかね。いつも思うんですけども、日本というのはダブルスタンダードが好きなところなんですよね。憲法9条をしっかりと抱えながら、どう見ても外国は戦力として見ている自衛隊をしっかりとベースに集団的自衛権も進めていくと。これも全く一緒でございまして、移民というのは要は主に労働目的で他国へ移り住む、そういう人たちのことを指すと。言葉上の解釈ではそういうふうになるわけですけども、そう考えますと日本はやっぱり移民を受け入れてるんですね。これからもそうした人材として、特にいろんな分野の労働力として入ってもらおうということは、完全にこれ移民政策ですから、日本は移民は受け入れませんというのはそろそろ変えたほうがいいんじゃないかと。それが結局入ってからのちぐはぐな国の対応になるのであって、これは皆さんに言うことじゃなくてまさに政治的判断の問題でございまして、どこかでまた政治家の皆さんにお伝えしなきゃいけないんですけども、ぜひその辺の問題意識は持っておいていただきたいというのが私の率直な思いでございます。

○コーディネーター 関西学院大学経済学部教授 井口 泰

ありがとうございました。

残念ですが時間が来てしまいました。もっと就労の問題について議論を交わ

したいところですが、ここで第2セッションは実質的には終わらせていただきたいと思います。私のほうで、最後にまとめをさせていただいて、終了したいと思います。

本日、第1セッション及び第2セッションで議論していただきましたように、三重・滋賀・岡山ブロックが以前から抱えておりました日本語と雇用という大きなテーマについて、皆さんと一緒に考えていただきました。1つ大事なことは、現在、日系4世受入れ問題が大きくなってきている中で、日系2世、3世の経験、そこで得たさまざまな痛みと、それからそこであったチャンスを、しっかりもう一回評価し直して、その次の時代をつくっていかなければならない、私たちは、ちょうど過渡期にあるということです。その十分な検討をせずに、中途半端な対応をするということでは、必ずしも地方の創生につながるかもしれない。そういう意味で地方の創生という観点からも、外国人の方々の役割について、もっと政府にはしっかりご認識いただく必要があるのではないかと思います。

本日、オチャンテさんから講演してくださったように、私どもは日系人とか外国人という言葉で話をしておりますけれども、ひとりひとりに名前があり、ひとりひとりの人生を生きようとしている人間なのです。そういう人たちのひとりひとりの権利が守られ、義務が遂行され、そしてその人たちにしっかり日本でチャンスが与えられるような、そういう地域をつくっていけるように、今後とも外国人集住都市会議が、政府の関係省庁ともしっかり協力しながら、認識の違い、意見の違いはありますけれども、そういったものをさらに乗り越えるべく努力していくようにここで祈念いたしまして、本日のセッションを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事例発表

「多文化共生をめざして

～壁をこわそう架け橋になろう 私達ができること～」

MIFILCO（三重フィリピン人調整協議会）

副代表 アンダーヤ ジョーイ ララ



こんにちは。僕の顔見えますか。フィリピン人の肌は茶色っぽいので、よくこういうプレゼンになると、よく写真を撮られますが、写真ができたときに、あれ、誰もいないやんみたいな感じになってます。今スポットをあててもらっているので、多分写ると思います。

僕なりの日本語をプレゼンしたいと思います。原稿も担当者に渡してません。わざとです。なぜなら、実際に外国人、あんまり日本語上手じゃない外国人として、生で経験したいからです。

県外からの皆様、遠くから来てくださって本当にありがとうございます。我が家へようこそ、三重県へ。なぜ我が家へという言葉を使ったのかというと、三重県は大好きです。自分の家族のように、海に近い、山に近い。特に国際豊かな場所です。ぜひ、今日は時間がないかもしれないけど、もう一度伊勢神宮とか鈴鹿サーキットとかゆっくり今度また来てください。

今日のテーマは「多文化共生をめざして～壁をこわそう架け橋になろう 私達ができること～」。先ほどセッション1と2は非常に外国人のことを皆さんよく考えてくださって、本当に感謝しています。そして、恩返しとして、私たち外国人の立場として何ができるかということは今から紹介します。

僕は外国人の立場も話しますが、保護者の立場も話します。教育関係の立場も話します。実は僕は3人の子どもがいて、3月に双子の19歳、これから大学行く準備なんですけど、非常に経済的に苦しいです。先ほど紹介していたこれからの就労関係とか、将来のほうも非常に悩んでいます。

じゃあ、まずMIFILCOの活動、MIFILCOという三重フィリピン調整協議会の活動を紹介する前に、ちょっと自分の自己紹介を話します。

これは左側知ってますか。これ皆よく小学校だったらスキ焼きと言ってるんですけど、ちゃんこ鍋です。ちゃんこ鍋は大好きで、反対側にハロハロというフィリピンのデザートですね。子どもが大好きなかき氷です。なぜこれが好きなのかというと、この2つの食べ物はいろんな味を楽しむことができるからです。実は僕は国際結婚で、日本人と結婚してます。僕の大好きな言葉は笑顔。フィリピンは、よくある言葉は、おなかがすいたら、笑っちゃえばおなかいっぱいになると、大体おじいさんから教えられました。英語のアシスタントとし

ていつも日本人の子どもたちにも教えてるのは、世界の共通語は英語じゃなくて笑顔である。先ほども言葉の壁、文化の違い、それぞれが違うがあつて壁があつたとしても、みんな共通点は笑顔で挨拶できれば非常にみんな心が近くなるんじゃないかなと思つてます。好きな字は人間。非常に簡単に書けるからね。それ以上にも、やっぱりこの写真を、人間というか人ですね。人は支えがあつて人になります。先ほどロサさんも言っていたのが、人間としてみんな認めてほしいです。肌の色とか違つても、言葉が違つてもみんな同じ人間である。心の痛みを感じる。ほめられたら喜ぶ。だから僕の生き方としては、ひとりぼっちは何もできません。お互いさまという言葉があつて、やっぱり力を合わせれば大きな力になるんじゃないかなと思つてます。みんな理想の正解はこういう感じでしょうね。いろんな色の肌の色が違つても、言葉が違つても、ワンワールド、1つの地球に住んでる。そして、いつも小学生の生徒に教えてるのは、皆さん、自分の両親がいなくても学校は家族だよ。正解は、いろんなビザがあつても、いろんな国が戦つても、みんな感じてほしいのは、私たちの地球は私たちの我が家です。そうすると、自分の住んでる場所を、地球、守らなければなりません。日本人やら外国人やら関係なしで。特に温暖化、今非常に問題を抱えています。それは外国人関係なしに何とかしないと、私たちの我が家が崩壊してしまうというか、大きな問題を抱えています。

すみません、時々三重弁が出てくるかもしれないので、県外の方は、そうやに、そうやでと言つたら、これは三重弁ですね。勘弁してください。

実はこういう形ですね。新聞を見ると、やっぱり理想の世界ではないんですよ。グローバルウォーミング、これが非常に。日本は、よくみんな言われるのは、日本はハイブリッド車とか、ヨーロッパではそれは頑張つてもあんまり影響がないよという話をテレビで見て、じゃあ、日本は頑張つても影響がないんだつたら無駄な活動じゃないのと思つたときに、私たちは鈴鹿市のちょっとした活動、清掃活動やらが世界中に影響あるかと聞かれると、ないかもしれない。ただ、私たちは一生懸命自分の住んでるところをきれいにしようという心の問題です。解決するかどうかという。今すぐにでもじゃなくて、やっぱり一人一人の気持ちが変われば自然に大きな力になります。実は自分の子どもは、下の子は肌が白いです。双子のほうが僕の肌の白いと一緒ですね。ただ、一緒に生活してる間に、あなたが白いから、あなたが黒いからという、家族であるから全然気にしてません。

今からMIFILCOの活動をちょっと紹介します。すみません、時々しゃべり過ぎて。あと5分しかないのです。MIFILCOとは調整協議会ということですね。このロゴのようにいろんなフィリピンの団体の架け橋の立場になって調整協議会を立ち上げました。なぜなら4年前のハイヤン台風というフィリピンの大きな台風があつて、そのときにいろんな団体からオファーがあつて、どうやって支援物資を送るかという窓口がわからない。そのときに私たちも、

僕も含めて、実は僕は漢字の読み書き全くできません。NPOを立ち上げるかどうかになると、左も右もわかりません。ただ、当時はいっぱい困ってる子どもが、親が亡くなってる子がいっぱいいた。何ができるか、フィリピン人に対して。自分の国を、私たちはすごく良い生活、日本で生活してる。ただ、みんな日本人は支援したいと思っている。だから非常に僕は恥ずかしいという思いがありまして、自分がフィリピン人なのに、自分の国が困ってるのに、日本人が支援したいのに、私は何もしてません。そのときはやっぱり幾ら子育てが忙しくても、ほとんど週6日働いて、日曜日もたまにバイトしてます。けど、やっぱり自分のことよりも地球を守るために、私の家族もあり、やっぱり地球が自分の家族と思って、時間がすごく忙しくなるかもしれないけど、3週間後にチャリティーコンサートを立ち上げました。そして、MIFILCOという団体が立ち上がりました。ビジョンとしては、やっぱり架け橋になるという。自分たちだけじゃ何もできません。ただ、みんないろんな日本人とかいろんな団体のおかげで、一緒に力合わそうとなつて、ある小学校は、体育館使っていいよ、市民対話課では、それは募金活動もいいよといろいろアイデアが生まれて、ただ3週間で日本人、SIFA（鈴鹿国際交流協会）の代表の友達が、日本人だったら考えられません。何か活動するかとなると、半年前にじっくり考えなきゃいけないけど、フィリピンは明日から、ケセラセラという気持ちでやって、とにかく3週間後でやろうと決めて、最後の最後まではうまくいくかどうか、ただ必死に私たちは100円だけでも、200円だけでも、やっぱり金額の問題じゃなくて気持ちの問題だというと、一緒に力合わせようと言って。それから子どもたち。小学生が桜島地区の周りを一軒一軒をトントンして、チャリティーコンサート参加できませんかと一緒に宣伝しました。やっぱり何人かの人が、子どもがお願いしてるから、すごく心を動かされて参加しました。

すみません、あんまり時間がないんですけれども、これはいろいろのフィリピンの団体で、私たちはMIFILCOとしてはまとめる役になっています。今年はYESという、ユースフォーエティカルソサイエティーという新しい団体を立ち上げました。高校生、大学生を中心として、今度、大学生が両親じゃなくて小学生に道徳的なセミナーとかをやる予定です。主な活動は、多文化共生、先ほど鈴鹿市で紹介してたような、写真でもあるんですけれども、合唱団、いろんな国を代表として集めて、中国、ベトナム、韓国、アフリカ、フィリピンと日本人の子どもたちを集めて、フィリピンだけじゃないレインボーコーラルグループをつくりました。それを練習してる中で、やっぱりいろんな文化を学びながら、経験しながら、実際にやっぱりいろんな文化を抱えて音楽を通して1つになろうという目的です。教育セミナー&ワークショップこれもやっぱり道徳的なセミナー。どうやって、外国人じゃなくて人として決まり事、法律とかを守るという、言語でセミナーを行っています。簡単な日本語、やさしい日本語になれても自分で言語で話しすると心に理解しやすいかなと自

分で思ってます。

ボランティア活動も、後で具体的に写真を見せます。清掃活動。毎年、千代崎海岸という鈴鹿にあるところです。よくみんな外国人はごみ分別が悪いという。三重県来たときにすごくイメージがあって、じゃあ、私たちは住んでるところが、家だったら散らかってたらどうなるという話し合いがあって、毎年清掃、千代崎海岸を清掃活動してます。

交流会。12月、フィリピンはわいわいが大好きなので、フィリピンだけのクリスマス会じゃなくていろんな国を呼んで交流会やってます。

国際理解。僕もボランティアとしていろんな学校を、自分の国の良いところを紹介してます。

チャリティーという就学金制度。恵まれない子どもたちを、実はフィリピンはみんな義務教育じゃないから、やっぱり子どもたち、学校行きたくても行けない子どもたちがいっぱいあって、私たちはスポンサーとして毎月1,000円送ることによって学校に行くことができます。

これは僕が立ち上げた「United Filipinos for Peace and Advancement」で、清掃活動などをしてはいますが、実はこの学校は内戦の間に挟まれています。イスラムとキリスト教の内戦、やっと先月終わったところなので、学校がいつも銃撃戦で挟まれているので、黒板とかは穴がいっぱいあいてるんですね。私たちは何ができることになるかということ、40個の椅子と12個の黒板を送りました。これは「FILIPINO ENGLISH TEACHERS IN JAPAN」で、私たちもやっぱり皆さんどうやって、外国人が日本語を学ぶように、私たちもできることは子どもたち、日本人に対しても、少しだけでもグローバリゼーションという気持ちを与えられて、2020年がオリンピックあるので、英語を少しずつでも、学校じゃなくてもみんな遊びながら英語を学ぶという無料の「FUN ENGLISH」を行います。

これも先ほどバンドの音楽として多文化共生やってます。この前、チャリティーコンサートの写真ですね。

これは、この間のハイヤン台風は、学校は屋根が飛ばされたんですね。私たちは何ができるかということ、やっぱり子どもたちは学校行けない状態になると遊べないし、何かできるかなと思うと、屋根を支援するといって、チャリティーコンサートを行って34万4,000円集まって屋根を直しました。鈴鹿市長とバンタヤン島の市長の交流会を行って、お互いのまちを支援しましょうという話もありました。

これも要らない服を、飯野小学校から寄附されて、バンタヤン島に配りました。

あと、わいわいまつりという、鈴鹿でのイベントに参加してます。

これは実際にBEFORE & AFTERということで、前と後になりまして、34万人が学校で勉強できる状態になりました。

最後に清掃活動。最初はフィリピンだけだったんですけども、最近は京都

大学も6人毎年参加してます。ウミガメを守ろうという会があって、一緒に清掃活動してます。

あと、スポーツ大会もやってます。

これが最後になりますが、やっぱり少しだけでも、世界的に余り影響がないかもしれないけど、私たちは一生懸命何ができるか。5年生には一本の鉛筆を大事にするという教育をします。それによって、大人になってやっぱり物を大事にすることにつながるんじゃないかなと思います。

ご清聴ありがとうございました。

津宣言



○津市長 前葉 泰幸

津宣言

外国人集住都市会議は2001年の設立以来、南米日系人を中心とした外国人住民が多数居住する都市が集まり、地域の課題を共有しながら、外国人住民と日本人住民の共生について論議し、国や関係機関等に対しても必要な措置を提言するなど、会員都市が一丸となって活動してきたところである。

1990年の改正入管法の施行以降急増した南米日系人は、不安定な非正規労働に従事する者が多く、このことが子どもたちの進学や就職の可能性を狭めてきた。

定住化が進み、成長した次世代の若者に安定的な在留の権利を保障し、その能力開発の機会を与え、地域社会への参画を促すことは、競争力を伴った持続性ある地域の形成のために不可欠である。

また、アジア諸国からの外国人流入に伴う地域住民の国籍多様化は、教育、雇用、社会保障などの面で問題をより複雑化させ、新たな対応が必要である。

私たちは、従前から外国人住民の日本語学習支援に取り組み、一定の成果を上げているが、地域の日本語教育を支えるボランティアへも高齢化の波が押し寄せ、国による制度化及び財政的裏付けなしに地域の多文化共生を実現するのは困難である。

外国人住民が社会的・経済的に自立し、地域社会で活躍するために、国は、外国人の職業資格取得を促進し積極的に雇用できる環境を制度的に整えるとと

もに、日本語の習得を個人の自助努力に任せる従来の考え方から転換し、生活や就労に必要な日本語学習機会を保障する制度の設立に踏み出すべきである。

本年6月に政府が閣議決定した「未来投資戦略2017」においては、高度外国人材の更なる呼び込み、生活・就労環境の改善、留学生の就職支援、外国人材の受け入れの在り方検討などが明記された。

外国人材の受け入れが拡大するなか、単に少子・高齢化に伴う労働力不足への短期的な対応ではなく、地方創生の観点から、国と地方自治体が連携し、受け入れ後の社会統合政策がより効果的に進められるよう体制の整備を求める。

今後も地方の声、外国人住民の声を国や関係機関等に届けるためにも、私たちは、外国人住民も日本人住民も共に学び成長できる多文化共生社会を目指し邁進していく。

平成29年11月20日

外国人集住都市会議

閉会



○津市長 前葉 泰幸

皆様、本日は遅くまで外国人集住都市会議津会議2017にご出席をいただき、おつき合いをいただきましてありがとうございました。

今回の会議、いろんなことがわかってきたかというふうに思います。4世の話が出ましたが、第4世代というかそういうところで新しい問題が出てきたというようなこと、あるいはこれから国籍もいろいろ変わってきたという中で、外国人集住ということから、一種の統合政策、あるいは多文化共生もしっかりと視野に入れて考えていかないといけないというようなことなど、いろいろなことがわかってまいりました。今後も我々は現場の声をしっかりと国に届けてまいりたいというふうに思っております。国におかれましても現場に近い政策の展開をしていただくよう大きく期待を申し上げながら、そして皆さんでともに一緒になってこれからも外国人の住みやすい地域づくりに頑張っていくことをここに改めて確認申し上げながら、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は皆様ご来場ありがとうございました。



外国人集住都市会議会員都市及び 関係団体によるパネル展

出展団体

No.	団体名
1	鈴鹿国際交流協会 (S I F A)
2	愛伝舎
3	四日市市
4	四日市国際交流センター
5	亀山市
6	伊賀市
7	伊賀日本語の会
8	伊賀の伝丸
9	総社市
10	甲賀市
11	とよた日本語学習支援システム
12	豊橋市
13	小牧市
14	大泉町
15	大泉国際交流協会
16	富士市
17	浜松市
18	浜松国際交流協会
19	N P O 法人子どもの国
20	やさしい日本語ツーリズム研究会
21	凸版印刷株式会社



当日資料 目次

外国人集住都市会議の概要	72
基調講演 資料	
「当事者として考えるニューカマーの子どもたちの現状と課題 ー第二世代の進路と将来像の実態ー」	74
セッション1	
外国人住民の自立と共生社会の実現に向けて 資料	76
セッション2	
外国人の人材育成と地域経済の活性化に向けて 資料	82
会員都市における取組	89
関係府省庁資料	107
発表用資料	133

外国人集住都市会議の概要

1. 設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係る施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係る諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要な外国人住民との地域共生の確立をめざしていく。
(2001年5月7日)

2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

以来、多文化共生社会を実現するための課題解決に向けたさまざまな研究や提言を続けてきた。

その間、2008年のリーマン・ショックを契機とした南米系外国人の減少やアジア系外国人などの増加による多国籍化、南米系外国人を中心とした定住化・永住化の進行など、外国人住民を取り巻く環境は大きく変化している。そうした中、外国人住民を支援するだけでなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進することが新たな課題となっている。

「外国人集住都市会議津会議 2017」では、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた外国人住民に係る課題の解決に加えて、多様性を都市の活力とするための施策等について議論する。

3. 外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

平成 29 年 4 月 1 日現在

都市名	総人口 (人)	外国人人口 (人)	外国人割合 (%)	国籍別1位	同2位	同3位
群馬県太田市	223,786	9,856	4.4%	ブラジル	フィリピン	中国・台湾
群馬県大泉町	41,740	7,341	17.6%	ブラジル	ペルー	ネパール
長野県上田市	158,881	3,414	2.1%	中国	ブラジル	韓国・朝鮮
長野県飯田市	103,023	2,132	2.1%	中国	フィリピン	ブラジル
岐阜県美濃加茂市	56,293	4,438	7.9%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県浜松市	806,407	21,842	2.7%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県富士市	255,060	4,740	1.9%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県磐田市	170,430	6,716	3.9%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県掛川市	117,685	3,815	3.2%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県袋井市	87,174	3,660	4.2%	ブラジル	中国	フィリピン
静岡県湖西市	60,306	2,656	4.4%	ブラジル	ペルー	中国
静岡県菊川市	47,827	2,831	5.9%	ブラジル	フィリピン	中国
愛知県豊橋市	376,886	14,956	4.0%	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
愛知県豊田市	423,916	15,341	3.6%	ブラジル	中国	フィリピン
愛知県小牧市	153,335	8,153	5.3%	ブラジル	フィリピン	中国
三重県津市	280,710	7,566	2.7%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県四日市市	311,672	8,339	2.7%	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
三重県鈴鹿市	200,151	7,294	3.6%	ブラジル	ペルー	中国
三重県亀山市	49,530	1,691	3.4%	ブラジル	中国	ベトナム
三重県伊賀市	93,369	4,540	4.9%	ブラジル	中国	ペルー
滋賀県甲賀市	91,587	2,804	3.1%	ブラジル	中国	フィリピン
岡山県総社市	68,237	1,039	1.5%	ベトナム	ブラジル	中国

基調講演

「当事者として考えるニューカマーの子どもたちの現状と課題

－第二世代の進路と将来像の実態－

講演 骨 子	<p>1990年の改正入管法施行から27年経った現在、日本の義務教育を終え、高等学校、大学を卒業し日本の社会で活躍し始めている外国人児童生徒が徐々に増えている。筆者も、デカセギとして来日していた両親の呼び寄せで日本語能力ゼロという状態で来日した。「日系4世のペルー人」、あるいは「移民第1.5世代」として、また、5年間三重県内の外国人児童生徒巡回相談員として現場で働いた経験、及び、大学等で行った研究を基に外国人児童生徒の現状と課題について述べる。</p> <p>本講演では、以下のポイントについて考えることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. デカセギの子どもとして日本で教育を受けることについて：筆者自身の体験、学校や日常生活での困難、父の教育方針など 2. ニューカマーの若者たちの高等学校進学の実態と高等学校中途退学につながる要因について <ul style="list-style-type: none"> ・高校に進学する外国人児童生徒が県や市町で増加している。筆者が主として研究を行った三重県の伊賀市では、①外国人児童生徒自身の高校進学に対する意識が高く、肯定的である。②行政や地域のボランティアなどのサポートが充実していて、ボランティアの先生が問題を共有できる相談相手という役割も果たしている。また、③身近なロールモデルの存在が増えている。外国人集住都市会議のデータでは、平成26年度の外国人の16～19歳の高校進学率は80%以上に上昇している。しかし、①学力の問題、②入試試験の壁、③保護者の期待と自分の学力レベルの相違、④多様な将来の夢を描けない、等の課題が挙げられる。 ・高校進学できたにも関わらず、中途退学をする若者が少なくない。退学につながる要因として、①学力の問題、②進学した高校への無関心、③高校でのいじめ、④経済的な問題、⑤高等学校の教育制度が十分に理解されていないなどが挙げられる。 3. 外国人労働者の実態：子どもたちと保護者の労働環境 <ul style="list-style-type: none"> ・デカセギとして来日した外国人労働者の多くは非正規雇用で3か月から6か月の労働契約の下で働いているため不安定な立場に置かれている。中には労働生産が増える時の人手不足を補うための使い捨て労働者として、残業が多い時には夜まで働いて、仕事が減ると解雇になることもある。また定時まで働いても、低賃金で生活費を稼ぐのが精一杯で、将来のため、緊急時のための貯金などができず、余裕のない生活から生活困窮者になる恐れも少なくない。 ・交代制勤務、シフト勤務のような4日勤務2日休日制等で週末出勤も多く、親子で過ごすまとまった時間を確保できずにいる現状もある。 ・労働環境を改善しない限り、保護者がいつまでも不安定な生活になり、日本で定住するか帰国するかと悩むことなどが、子ども自身の教育達成、学校生活に大きく影響する。 4. 大人と子どもを含めた日本語学習機会の保障と、人材育成による雇用の安定について <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省統計より三重県における日本語指導を必要とする児童生徒は、漢字圏以外からの南米と東南アジア出身者が8割を占めている。またデカセギとして来日している外国人労働者の日本語学習機会がボランティア教室や自治体レベルとなっているため限界がある。そのため、人手不足解消のために彼らを受け入れる国や企業らが日本語学習機会を保障し、日本語学習へのモチベーションを上げると共に、外国人労働者を受け入れる企業へも「やさしい日本語」で彼らに対応できるよう研修を受けさせる必要がある。多様化が進んでいる今、やさしい日本語を共通語とし、そのスキルを習得する必要がある企業側にもあるのではないか。今後入国する日系4世、5世が、当初のデカセギが歩んだ苦しい道を体験させないように、早急に対策を考え、実行する必要がある。
--------------	---

5. 必要な支援と課題

- 基礎的な日本語力を身に付けると共に、各教科の勉強もする必要がある。初期の日本語指導、適応教室の充実、学習支援教室運用のための補助事業が不可欠となる。
- 経済的な理由で進学できないケースは少なくない。留学生向けの奨学金を申請することができないため、彼らも受けられる奨学金を増やすか、留学生として受け入れる制度を作るか。国立大学への入学枠を広げるか、が課題である。
- ドロップアウトした若者が再出発ができるための支援、教科や日本語の学習できる場も考えなければならない。高校に進学できなかったこと、また退学したことに後悔して、高校の卒業資格に再び挑戦したい若者は少なくない。高校の卒業資格がないと正社員として雇ってもらえないことがあり、低賃金で不安定な労働契約、いつまでも貧困生活に置かれていく可能性が高い。
- 外国人の労働環境を改善し、日本語を学習する機会を確保し、使い捨て労働者ではなく、豊かな人材として養成する。
- 今後來日する予定の日系4世、5世には、日本語習得問題だけではなく、日本社会へ適応するための講座、日本で生活するための基礎的な知識など、入国後の早めの対応が必要不可欠となる。
- ニューカマーの子どもたちが将来日本の社会を担っていく一員となるため、就学保障、入学後のサポートを学校、保護者、行政や地域のボランティアが連携して行う必要がある。豊かな人間性を持って社会に貢献できる大人に育成したいと願う。
- 在留外国人の増加が止まらない現在、定住化を考え、三世代にわたって生活しているニューカマーも増えている。日系2世、3世の受入れにあたって学んだこと、同じ過ちを繰り返さないように、受け入れ国として対策を考え、外国人と日本人が共生できる社会、在留外国人が日本、県や市町を地元として考え、この国の将来のため共に挑戦していきたいという気持ちに繋がるための絆、関係性を作っていけることを願う。

セッション1 (定住化と日本語の関係)

外国人集住都市における外国人人口は2014年に増加に転じ、2017年に総人口の3.5%を占める(全国平均は1.9%)。

表1-1 過去5年間の外国人集住都市における総人口と外国人人口の推移 (単位:人)

	2013	2014	2015	2016	2017	2013/2017比
総人口	4,109,837	4,101,105	4,093,496	4,091,214	4,086,795	△23,042
外国人人口	130,868	128,107	129,293	133,877	142,360	11,492
比率	3.2%	3.1%	3.2%	3.3%	3.5%	0.3%
国籍数	24~78カ国	23~76カ国	26~78カ国	26~81カ国	26~83カ国	

注) 甲賀市を除く。詳細の都市別データは別表を参照。

外国人集住都市における外国人の国籍別の人口上位5ヶ国は、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルーの順となっている。

表1-2 外国人集住都市における国籍別住民数上位5ヶ国(2017年4月)

	1位	2位	3位	4位	5位
国名	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
住民数	49,095人	20,401人	18,959人	9,797人	9,695人

資料出所: 外国人集住都市会議事務局作成 注) 22都市の数値の合計である。ペルー人住民数は1市を除く人数。当該1市のペルー人住民数は少なく、仮に合計しても4位には及ばない。

外国人集住都市では、ニューカマーの永住者と日系人が2017年時点で外国人住民の72%を占める。

表1-3 外国人集住都市における在留資格別の外国人数(2016年及び2017年) (単位:人)

	2016		2017		全国 2016年末	
特別永住者	7,728	(5.7%)	7,452	(5.1%)	338,950	(14.2%)
永住者(永住者の配偶者等を含む)	64,658	(47.4%)	66,390	(45.7%)	758,083	(31.8%)
日系人(定住者と日本人の配偶者等の合計)	35,758	(26.2%)	38,428	(26.5%)	308,157	(12.9%)
高度専門職と技術・人文知識・国際業務	3,162	(2.3%)	3,712	(2.6%)	164,863	(6.9%)
技能	975	(0.7%)	1,026	(0.7%)	39,756	(1.7%)
就労可能なその他在留資格	1,503	(1.1%)	1,634	(1.1%)	66,669	(2.8%)
技能実習生	14,886	(10.9%)	16,917	(11.7%)	228,588	(9.6%)
留学	2,461	(1.8%)	2,810	(1.9%)	277,331	(11.6%)
特定活動	1,968	(1.4%)	2,803	(1.9%)	47,039	(2.0%)
その他(上記以外)	3,412	(2.5%)	3,998	(2.8%)	153,386	(6.4%)
計	136,511	(100.0%)	145,170	(100.0%)	2,382,822	(100.0%)

資料出所: 外国人集住都市会議(2017)、法務省「在留外国人統計」(2017)

(1) 教育歴

母国での教育歴は、高校卒業以上の者が8割、大学卒業以上も4人に1人を占めている。これに対し日本で大学を卒業した者は4%、高卒程度が3%、職業訓練を受けた者は1.6%にとどまる。

表1-4 外国人集住都市の外国人住民の教育歴及び日本語能力

① 母国での教育歴

(単位：%)

	小学校 卒業程度	中学校 卒業程度	高校 卒業程度	専門学校 卒業	大学または大学院 卒業	その他	無回答
割合	5.8	10.0	36.2	17.0	25.1	1.3	4.6



② 日本での教育歴

(単位：%)

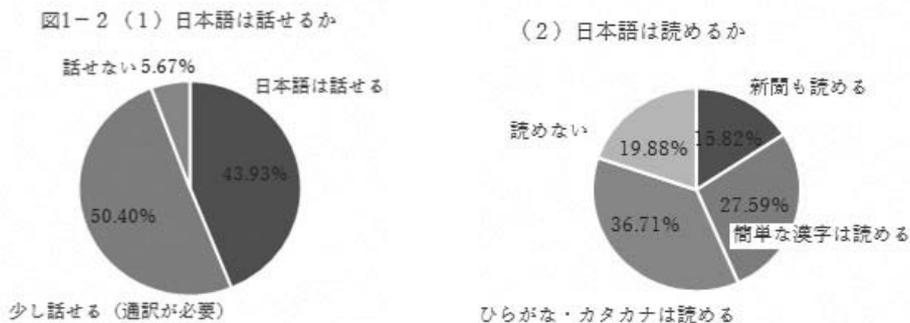
	小学校 卒業	中学校 卒業	高校		外国人学校		職業訓練		大学又は 大学院		その他	無回答
			中退	卒業	中卒 程度	高卒 程度	中退	卒業	中退	卒業		
割合	1.0	4.3	0.5	2.4	0.0	0.5	0.1	1.6	0.5	4	2.7	80.5

資料出所：外国人集住都市会議「外国人住民アンケート調査」(2014)

注：調査実施は2012年7月、有効回答数955、推定外国人世帯数は84,468世帯

(2) 日本語能力

日本語が話せる者が44%、少し話せる者は50%に達するが、新聞が読める者は16%にとどまる。

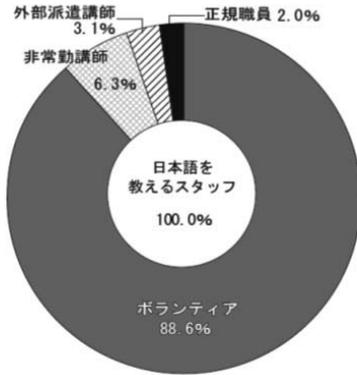


資料出所：外国人集住都市会議「外国人住民アンケート調査」(2014)

(3) 日本語講習

外国人集住都市の日本語教室では、日本語を教えるスタッフの8割以上をボランティアが占める。(文化庁調査では、ボランティアは6割程度)

図1-3 日本語教室における日本語を教えるスタッフのボランティア比率



資料出所：外国人集住都市会議いいだ 2011

注：2011年4月1日現在。有効回答は外国人集住都市に存在する182の日本語教室

(4) 外国人の子どもの就学と就労

外国人集住都市における10代後半の子どもたちの84%は学校に通い、11%は就業している。

表1-5 外国人の子どもの就学・就労 (単位:%)

	就学・就業の有無								計
	就業している	学校に通っている	学校に在籍しているが通っていない	仕事を探している	職業訓練を受けている	病気やけがで仕事ができない	自宅にいて働いていない	不明	
	11.2	84.1	0.0	0.6	0.0	0.0	0.5	3.6	100.0

資料出所：外国人集住都市会議「外国人住民アンケート調査」(2014) 注)第一子の集計結果

10代後半の外国人の子どもは、日本語の方が母語より得意な者が3割、日本語も母語も同じくらい得意な者が3割おり、日本語の方が得意な子どもは9割以上が就学し、日本語も母語も同じくらい得意な子どもは、5割弱が就労している。

表1-6 外国人の若年者(16~19歳)の日本語能力と能力別就労割合 (単位:%)

日本語能力	全体の割合	16~19歳で就労する者の割合
日本語しか話せない(母国語は話せない)	16.3	17.5
母国語より日本語のほうが得意	31.0	7.8
日本語も母国語も同じくらい得意	29.3	45.8
日本語より母国語のほうが得意	13.1	20.3
母国語しか話せない(日本語は話せない)	7.2	3.0
日本語も母国語も同じくらい不得意	3.1	5.6
計	100.0	100.0

注) 第一子に関する集計である。

資料出所：外国人集住都市会議「外国人住民アンケート調査」(2014)

外国人の国籍がブラジル、ペルー及び中国の場合は8割以上の者が高校に進学しているが、国籍がフィリピンの場合、7割にとどまる。

表1-7 外国人若年者の親の国籍別子ども（16～19歳）の就学・就労状況

親の国籍	就学・就業の有無								計
	就業している	学校に通っている	学校に在籍しているが通っていない	仕事を探している	職業訓練を受けている	病気やけがで仕事ができない	自宅にいて働いていない	その他	
ブラジル	8.5	83.9	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	6.0	100.0
ペルー	13.5	85.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0
中国	12.9	86.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	100.0
フィリピン	28.7	71.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
日本	0.0	96.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	100.0
その他	8.6	85.7	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	4.4	100.0
全体の割合	11.2	84.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.5	3.7	100.0

資料出所：外国人集住都市会議「外国人住民アンケート調査」（2014）

10代後半で就労する外国人の子どもは、親がブラジルやペルー国籍の場合は直接雇用が比較的多いが、中国国籍ではパート・アルバイトが6割を占め、フィリピン国籍では労働者派遣が5割を占める。

表1-8 外国人の若年者（16～19歳）の親の国籍別就労形態（単位：％）

親の国籍	就労の形態					計
	直接雇用	労働者派遣	パート・アルバイト	自営業	その他	
ブラジル	47.1	15.9	37.0	0.0	0.0	100.0
ペルー	65.9	5.9	28.2	0.0	0.0	100.0
中国	24.1	0.0	63.9	0.0	12.0	100.0
フィリピン	40.0	51.7	8.3	0.0	0.0	100.0
全体の割合	44.7	18.4	30.8	5.7	0.4	100.0

資料出所：外国人集住都市会議「外国人住民アンケート調査」（2014）

親が日本国籍や永住権を有するか、又は子どもの日本語能力が高い場合は、外国人の子どもの高校進学率は、それら特性を持たない者と比較し2.27倍から5.41倍と高い（オッズ比参照）。これに対し、親がシングルマザーであるか、又は親が就労していない者は、その特性を持たない者と比べて、高校進学率は0.6～0.7倍程度と低い。

表1-9 外国人の子どもの高校進学率関数の推定結果

	係数	標準誤差	Wald	有意確率	オッズ比
親がシングルマザーである	-0.307	0.088	12.013	0.001	0.736
親が就労している（生活保護を受給していない）	-0.452	0.041	124.540	0.000	0.636
親のどちらかが日本国籍を持っている	0.819	0.086	89.794	0.000	2.269
親が永住権を取得している	1.125	0.039	839.851	0.000	3.082
子どもの日本語能力が高い	1.688	0.029	3354.215	0.000	5.409
定数項	-3.200	0.063	2614.443	0.000	0.041

資料出所：関西学院大学労働経済研究会（2017） 注）詳細は長谷川理映（2017）参照

別表

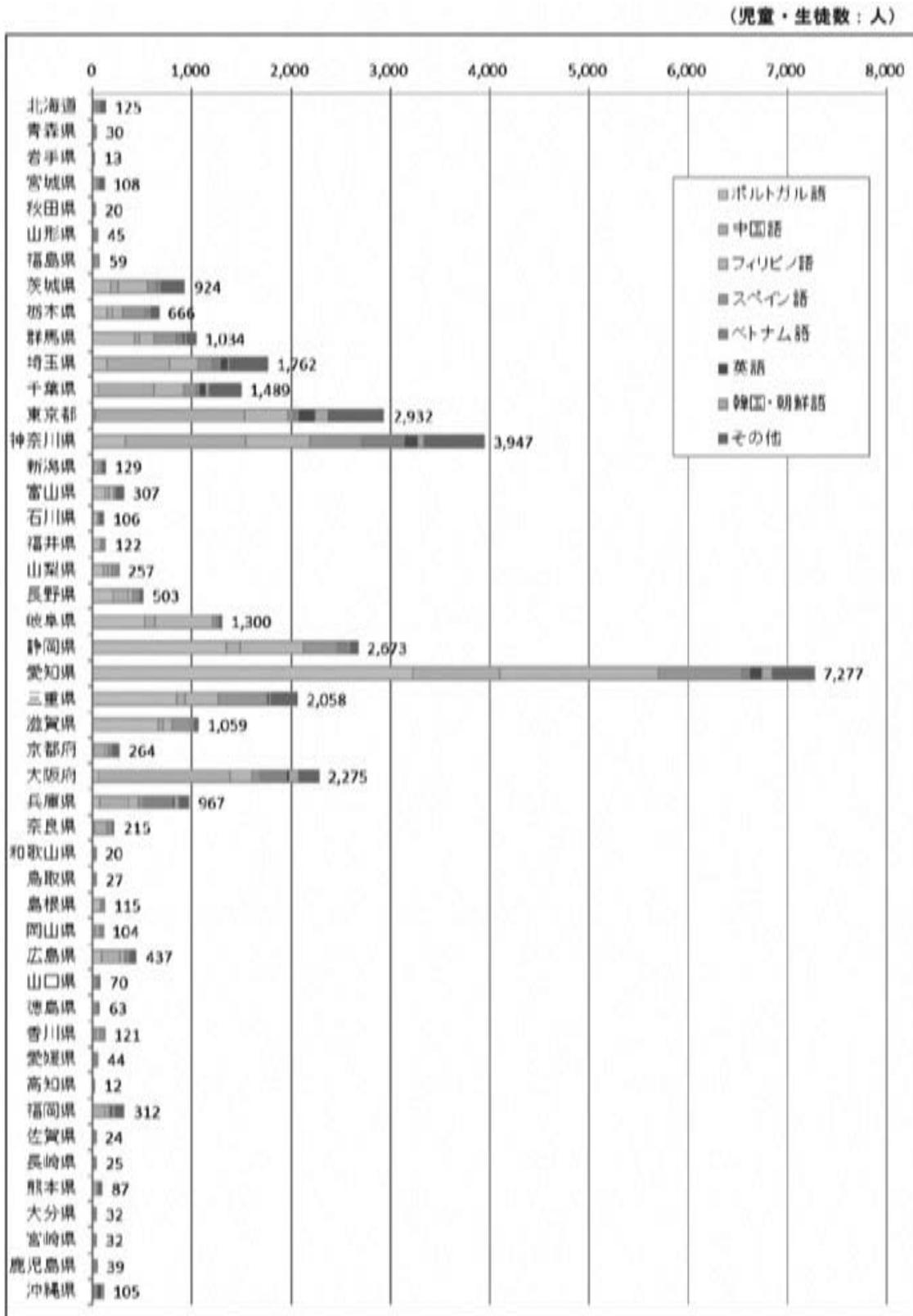
2017年4月 外国人集住都市の住民の人口と国籍別構成

	総人口	外国人住民の 国籍数	外国人住民の 割合	国籍名(1位)	国籍名(2位)	国籍名(3位)	国籍名(4位)	国籍名(5位)
	外国人住民数(人)			人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)
太田市	223,786人	66	4.4%	ブラジル	フィリピン	中国・台湾	ベトナム	ペルー
	9,856人			2,912人	1,445人	1,226人	1,148人	624人
大泉町	41,740人	50	17.6%	ブラジル	ペルー	ネパール	中国	フィリピン
	7,341人			4,154人	980人	703人	216人	207人
上田市	158,881人	54	2.1%	中国	ブラジル	韓国・朝鮮	ベトナム	インドネシア
	3,414人			921人	600人	310人	292人	242人
飯田市	103,023人	32	2.1%	中国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	韓国
	2,132人			1,010人	426人	380人	75人	72人
美濃加茂市	56,293人	35	7.9%	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	韓国
	4,438人			1,977人	1,739人	270人	183人	79人
浜松市	806,407人	83	2.7%	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
	21,842人			8,679人	3,501人	2,450人	1,932人	1,692人
富士市	255,060人	57	1.9%	ブラジル	フィリピン	中国	韓国・朝鮮	ペルー
	4,740人			1,223人	845人	803人	460人	333人
磐田市	170,430人	48	3.9%	ブラジル	フィリピン	中国	インドネシア	ベトナム
	6,716人			3,941人	996人	481人	300人	249人
掛川市	117,685人	46	3.2%	ブラジル	フィリピン	中国	ペルー	ベトナム
	3,815人			1,577人	853人	637人	210人	126人
袋井市	87,557人	40	4.2%	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	インドネシア
	3,660人			2,269人	310人	301人	207人	122人
湖西市	60,306人	40	4.4%	ブラジル	ペルー	中国	フィリピン	ベトナム
	2,656人			1,316人	438人	209人	178人	167人
菊川市	47,827人	26	5.9%	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	インドネシア
	2,831人			1,725人	631人	171人	86人	76人
豊橋市	376,886人	72	4.0%	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮	中国	ペルー
	14,956人			6,595人	3,029人	1,393人	1,385人	699人
豊田市	423,916人	73	3.6%	ブラジル	中国	フィリピン	韓国・朝鮮	ベトナム
	15,341人			5,609人	2,676人	1,642人	1,250人	952人
小牧市	153,335人	50	5.3%	ブラジル	フィリピン	中国	ペルー	ベトナム
	8,153人			2,950人	1,187人	968人	782人	655人
津市	280,710人	77	2.7%	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	韓国
	7,566人			1,990人	1,415人	1,256人	747人	466人
四日市市	311,672人	60	2.7%	ブラジル	韓国	中国	フィリピン	ベトナム
	8,339人			2,086人	1,548人	1,469人	746人	542人
鈴鹿市	200,151人	60	3.6%	ブラジル	ペルー	中国	韓国・朝鮮	フィリピン
	7,294人			2,623人	1,177人	912人	559人	528人
亀山市	49,530人	28	3.4%	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	ポルビア
	1,691人			731人	303人	165人	113人	77人
伊賀市	93,363人	43	4.9%	ブラジル	中国	ペルー	ベトナム	韓国
	4,540人			2,012人	602人	447人	356人	275人
甲賀市	91,524人	39	3.1%	ブラジル	中国	フィリピン	ペルー	韓国
	2,810人			1,140人	348人	314人	311人	230人
総社市	68,237人	27	1.5%	ベトナム	ブラジル	中国	フィリピン	韓国・朝鮮
	1,039人			348人	272人	177人	73人	49人
合計	4,178,319人		3.5%	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
	145,170人			49,095人	20,401人	18,959人	9,797人	9,695人

資料出所：外国人集住都市会議事務局調べ

(参考図) 日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の母語別在籍状況 (文部科学省: 2017年6月)

外国人集住都市が位置する愛知県、静岡県、三重県、滋賀県などでは、母語がポルトガル語で日本語指導が必要な児童生徒数が最も多いが、特にスペイン語又はフィリピン語を母語とする子どもたちも多い。



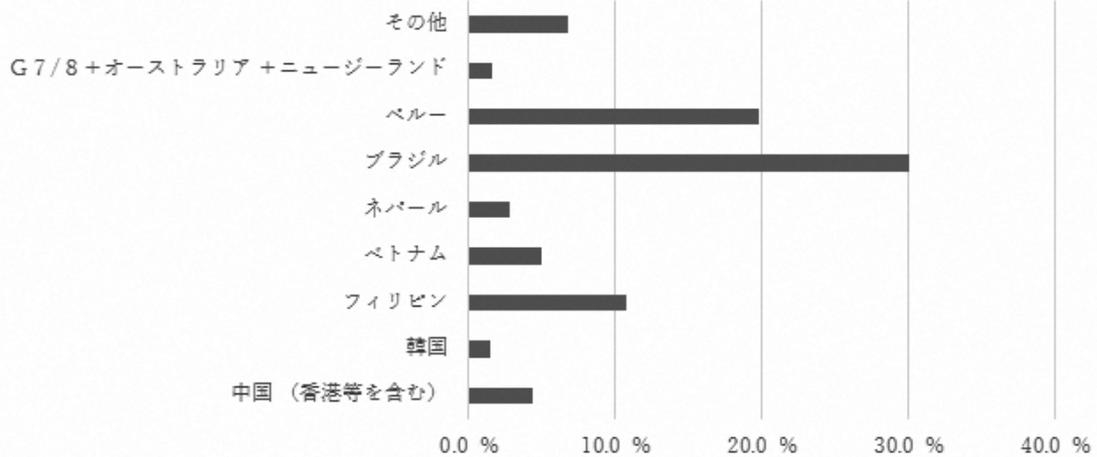
セッション2 (外国人雇用と人材開発関係)

1 外国人集住都市における外国人雇用の実態

(1) 外国人集住都市における外国人労働者の特徴 (単位：%)

外国人集住都市で就労する外国人数は全国の1割程度であるが、ブラジル人は30%、ペルー人は20%近くに達し、依然として、南米日系人を最も多く受け入れる地域となっている。

図2-1 外国人集住都市の地域で就労する外国人労働者の割合 (2016年10月)



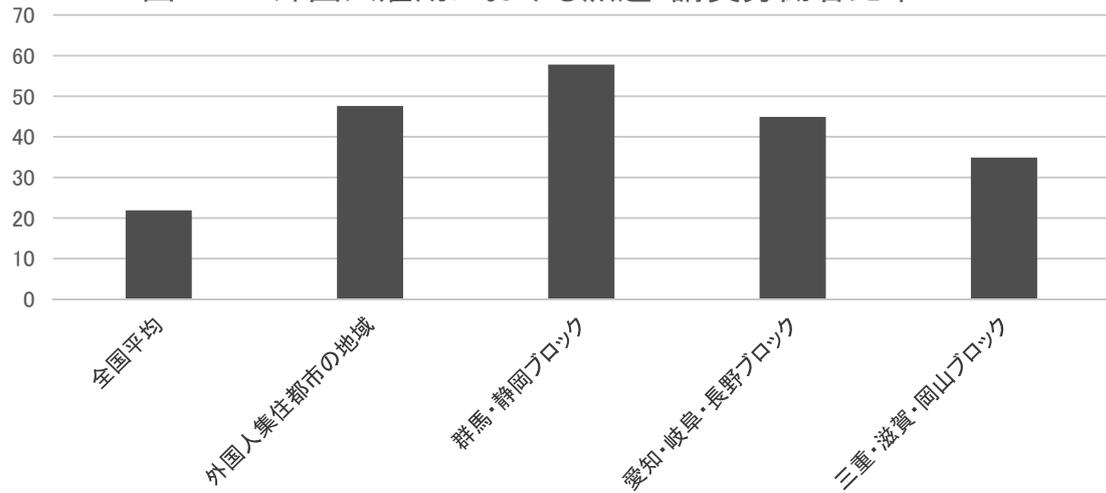
資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況届」を基に、外国人集住都市会議事務局で集計。

(注) 詳細については、別表2-1を参照。

(2) 外国人集住都市における派遣・請負労働者の状況 (単位：%)

外国人集住都市では、外国人雇用における派遣・請負労働者比率が4割前後と高く、概ね全国平均の2倍程度の水準になっている。

図2-2 外国人雇用における派遣・請負労働者比率



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況届」を基に、外国人集住都市会議事務局で作成。

(3) 外国人集住都市における外国人労働者の在留資格

外国人集住都市で就労する外国人労働者は、7割以上が永住権取得者又は日系人となっており、2割は技能実習生が占めるが、専門技術労働者は6%、資格外活動で就労する者は5%にとどまっている。

図 2-3-1 外国人集住都市における在留資格別
外国人割合

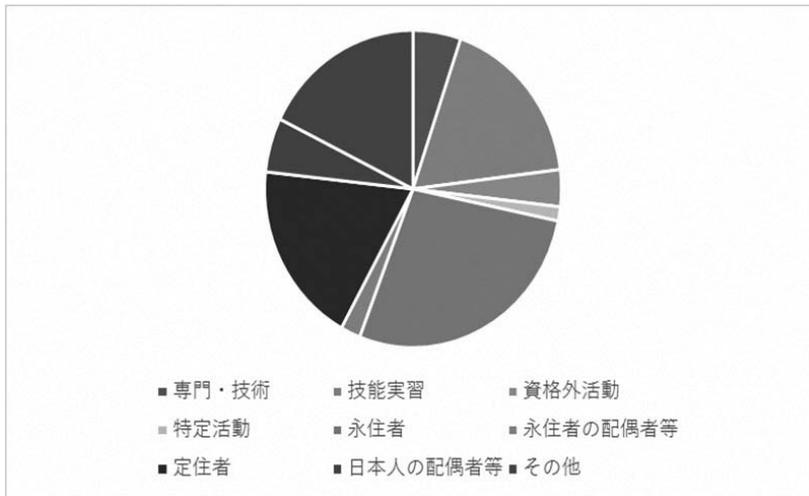


表 2-3-1 外国人集住都市における
在留資格別外国人割合 (%)

外国人集住都市地域計	100.0
専門・技術	6.5
技能実習	22.2
資格外活動	4.7
特定活動	1.8
永住者	34.4
永住者の配偶者等	2.7
定住者	23.3
日本人の配偶者等	6.9
その他	22.1

図 2-3-2 全国における在留資格別
外国人割合

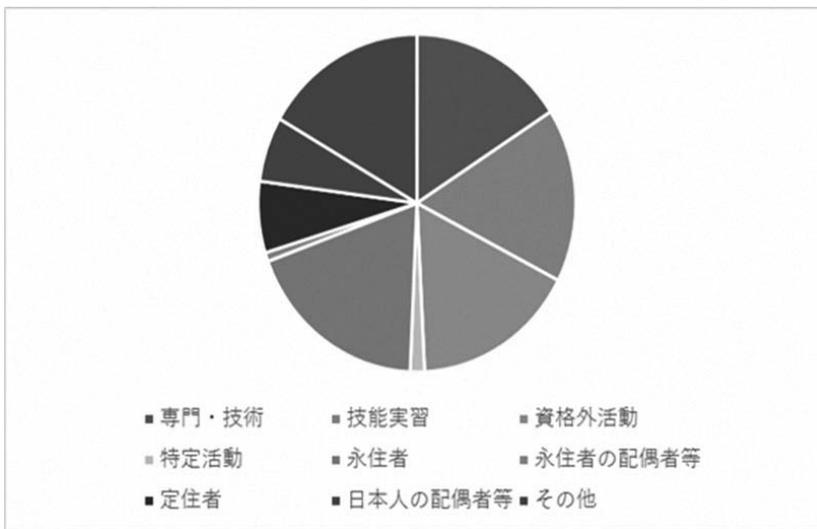


表 2-3-1 全国における在留資格別
外国人割合 (%)

全国計	100.0
専門・技術	18.6
技能実習	19.5
資格外活動	19.5
特定活動	1.7
永住者	21.9
永住者の配偶者等	1.0
定住者	8.0
日本人の配偶者等	7.3
その他	19.5

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況届」を基に、外国人集住都市会議事務局で作成。

表 2-1 外国人集住都市における国籍・在留資格別の外国人労働者数（2016年）

	計	専門技術	うち技術・ 人文・国際	特定活動	技能実習	留学	資格外 その他	身分に基づく 在留資格	永住者	日本人の 配偶者	永住者の 配偶者	定住者	不明
外国人集住都市会議 全国籍の計	90,553	5,925	3,903	1,592	20,026	4,211	3,620	58,798	31,159	6,254	2,437	21,105	0
中国	15,137	2,115	1,625	72	8,070	1,261	999	3,619	2,314	634	323	454	0
韓国	718	226	198	16	3	49	44	424	343	49	21	22	0
フィリピン	13,970	180	91	342	2,742	15	8	10,690	5,291	1,098	465	4,390	1
ベトナム	8,864	900	817	203	5,218	1,723	1,621	820	366	112	74	239	0
ネパール	1,632	407	217	354	37	624	476	210	115	30	27	53	0
ブラジル	33,527	97	34	1	30	4	2	33,395	17,202	3,376	1,053	13,009	0
ペルー	5,605	8	3	3	3	1	1	5,590	3,552	271	204	1,807	0
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	1,107	681	214	34	2	6	4	384	195	127	29	29	0
その他	9,993	1,311	704	567	3,921	528	465	3,666	1,781	557	241	1,102	0
群馬・静岡ブロック	38,279	2,568	1,742	880	6,313	1,014	839	27,504	14,218	4,075	1,662	11,560	0
愛知・岐阜・長野ブロック	30,811	2,204	1,287	448	7,398	1,871	1,696	18,889	10,635	2,340	486	5,428	1
三重・滋賀・岡山ブロック	21,463	1,153	874	264	6,315	1,326	1,085	12,405	6,306	1,693	289	4,117	0
日本全国	1,083,769	200,994	148,538	18,652	211,108	239,577	209,657	413,389	236,798	79,115	10,441	87,039	49

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況届」を基に外国人集住都市会議事務局が集計。

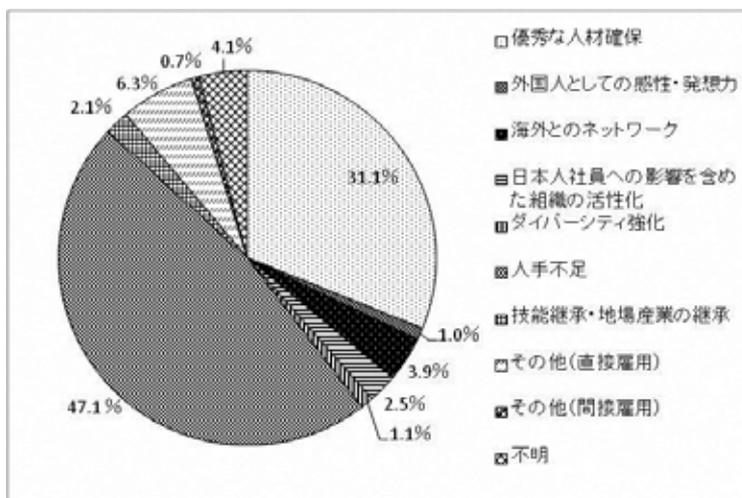
2 外国人集住都市における外国人雇用ニーズ

(1) 外国人集住都市における外国人雇用の目的

外国人集住都市における外国人雇用の目的は、5割近くが人手不足対策となっていると同時に、優秀な人材確保が3割を占め、中長期的に人材を確保することへの関心もみられる。

図 2-4 外国人雇用の目的

表 2-2 外国人雇用の目的 (%)



雇用の目的	割合
優秀な人材確保	31.1
外国人としての感性・発想力	1.0
海外とのネットワーク	3.9
日本人社員への影響を含めた組織の活性化	2.5
ダイバーシティ強化	1.1
人手不足	47.1
技能継承・地場産業の継承	2.1
その他(直接雇用)	6.3
その他(間接雇用)	0.7
不明	4.1
合計	100.0

資料出所：外国人集住都市会議「外国人雇用ニーズ調査」(2017)

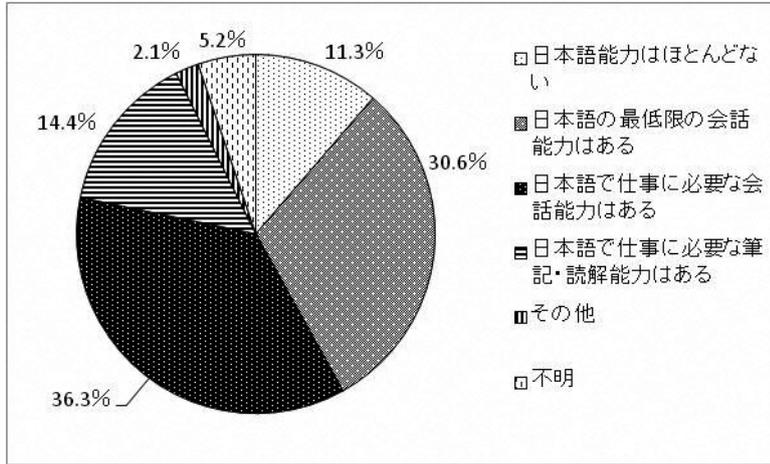
注) 2016年8月～10月。有効回答は286。推定事業所数は2,833。雇用される推定外国人労働者は719,581人。

(2) 外国人従業員の日本語能力

3割の企業は外国人従業員に最低限の会話能力があり、3分の1は仕事に必要な会話能力はあると回答したが、筆記・読解能力があると回答した企業は14%程度にとどまる。

図 2-5 従業員の日本語能力

表 2-2 従業員の日本語能力 (%)



日本語能力	割合
日本語能力はほとんどない	11.3
日本語の最低限の会話能力はある	30.6
日本語で仕事に必要な会話能力はある	36.3
日本語で仕事に必要な筆記・読解能力はある	14.4
その他	2.1
不明	5.2
合計	100.0

資料出所：外国人集住都市会議「外国人雇用ニーズ調査」(2017)

(3) 外国人雇用の目的と日本語能力向上のための対策

外国人従業員を人手不足から雇っている企業の3分の2は、日本語能力向上のための対策を講じていないが、技能や地場産業の継承のために雇っていると答えた企業の全てと、外国人の感性や組織の活性化のためと答えた企業の約7割が、日本語能力向上のための対策を実施している。

表2-4 外国人雇用の目的と日本語能力向上対策実施の有無別企業の割合

	合計	優秀な人材確保	外国人としての感性・発想力	海外とのネットワーク	日本人社員への影響を含めた組織の活性化	ダイバーシティ強化	人手不足	技能継承・地場産業の継承
日本語能力向上のため何らかの対策を講じている		39.9%	76.0%	14.6%	69.4%	0.0%	33.2%	100.0%
行っていない		60.1%	24.0%	85.4%	30.6%	100.0%	66.8%	0.0%
合計	100.0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料出所：外国人集住都市会議「外国人雇用ニーズ調査」(2017)

(4) 外国人雇用の目的と在留資格

高度専門職のほか、永住者や永住者の配偶者を最も多く雇用する企業では、優秀な人材確保が雇用の理由と答えた割合が高いのに対し、技能実習生を最も多く雇用する企業では、6割が人手不足を理由としている。

表2-5 事業所で最も外国人の多い在留資格、外国人雇用目的別企業割合

	合計	優秀な人材確保	外国人としての感性・発想力	海外とのネットワーク	日本人社員への影響を含めた組織の活性化	ダイバーシティ強化	人手不足	技能継承・地場産業の継承
永住者	100.0	52.1	0.8%	3.0%	0.0%	0.0%	36.0%	0.0%
定住者	100.0	35.0%	0.0%	10.6%	1.4%	0.0%	45.2%	0.0%
日本人の配偶者等	100.0	9.9%	0.0%	16.3%	0.0%	0.0%	56.4%	0.0%
永住者の配偶者等	100.0	87.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	0.0%
技能実習	100.0	20.4%	0.0%	1.1%	4.3%	0.3%	63.7%	5.2%
特定活動	100.0	13.6%	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	13.6%	0.0%
高度専門職	100.0	64.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
技術	100.0	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	51.1%	35.6%	0.0%
人文知識・国際業務	100.0	42.9%	0.0%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	100.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%

資料出所：外国人集住都市会議「外国人雇用ニーズ調査」（2017）

(5) 外国人の日本語能力向上のための取組

外国人に業務内容に特化した日本語能力向上のための措置を講じている企業は17%に過ぎず、措置を講じている場合も、職業日本での生活に必要な日本語能力の向上のための措置にとどまっている（表2-6）。

表2-6 企業規模、日本語能力向上の取組別の企業割合 (単位：%)

	合計	日本で生活を送るのに必要な日本語を含む研修	業務に特化した日本語研修	その他	行っていない
計	100.0	17.3	20.5	8.4	52.8
10人未満	100.0	35.8	13.8	0.0	48.9
10人以上30人未満	100.0	21.8	8.0	12.4	52.8
30人以上100人未満	100.0	14.2	23.9	13.8	48.0
100人以上300人未満	100.0	23.0	15.9	2.5	57.4
300人以上1000人未満	100.0	7.8	28.5	1.4	62.4
1000人以上	100.0	0.0	38.1	23.7	38.1

資料出所：外国人集住都市会議「外国人雇用ニーズ調査」（2017）

(6) 職業訓練を受けた外国人の雇用について

職業訓練を受けた外国人を採用した経験のある企業は少なく、その理由として、ハローワークから受講生を紹介されたことがないため、雇用した経験がないという企業が4割以上を占める。

表2-7 規模及び職業訓練を受けた外国人を雇用した経験のない理由別企業割合

規模	合計	考えていない	ハローワークから受講生を紹介されたことがない	受講生が雇用する基準の技術を有していない	その他
計	100.0	63.2	44.8	14.6	14.3
10人未満	100.0	63.2	28.2	1.7	5.2
10人以上30人未満	100.0	29.5	39.1	9.8	20.7
30人以上100人未満	100.0	23.7	51.4	14.0	10.8
100人以上300人未満	100.0	16.9	41.3	18.3	22.3
300人以上1,000人未満	100.0	30.4	48.0	15.1	4.5
1,000人以上	38.1	0.0	38.1	35.1	26.8

資料出所：外国人集住都市会議「外国人雇用ニーズ調査」(2017)

(7) 外国人雇用に役立つ職業訓練

企業が、外国人を雇う上で役に立つ職業訓練として挙げた講習科目は、金属・機械関係、電気設備関係、パソコン基礎や介護など少数にとどまる。

表2-8 外国人を雇う上で役立つ職業訓練コース(企業の回答)

		建設機械運 転コース	機械・金属加 工コース	電気設備・電 気通信施工 コース	住宅リフォー ムコース	パソコン基礎 コース	事務習得 コース	介護コース	医療事務 コース	営業基礎 コース	理容・美容 コース	デザインコー ス	旅行・観光 コース	その他	合計
規模	10人未満	29.3%	4.1%	0.0%	15.0%	0.0%	16.3%	16.3%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	100.0%
	10人以上30人未満	36.8%	29.1%	3.1%	0.0%	13.4%	2.6%	7.7%	0.0%	0.9%	0.9%	1.7%	0.0%	4.0%	100.0%
	30人以上100人未満	32.6%	38.7%	4.7%	1.6%	6.0%	0.3%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	9.5%	100.0%
	100人以上300人未満	29.2%	24.8%	10.1%	0.0%	7.6%	1.3%	5.4%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	18.6%	100.0%
	300人以上1000人未満	23.6%	24.9%	18.2%	0.0%	1.9%	17.3%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	100.0%
	1000人以上	11.7%	39.4%	0.0%	0.0%	24.5%	0.0%	24.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		30.2%	29.9%	7.1%	1.5%	7.3%	4.0%	6.6%	0.2%	0.9%	0.1%	0.2%	0.7%	11.2%	100.0%

資料出所：外国人集住都市会議「外国人雇用ニーズ調査」(2017)

別表 2-1 外国人集住都市における外国人労働者数と派遣・請負労働者比率

	事業所数	外国人労働者数	外国人派遣・請負労働者数	派遣・請負労働者比率
外国人集住都市計	9,904	89,783	42,712	47.6%
農業, 林業	519	1,681	92	5.5%
漁業	4	11	0	0.0%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	2	0	0.0%
建設業	777	3,023	505	16.70%
製造業	4,082	48,915	18,746	38.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	0.0%
情報通信業	70	209	43	20.6%
運輸業, 郵便業	421	3,797	2,158	56.8%
卸売業・小売業	932	3,180	575	18.1%
金融業・保険業	20	39	7	17.9%
不動産業, 物品賃貸業	57	664	235	35.4%
学術研究, 専門・技術サービス業	147	1,464	1,205	82.3%
宿泊業, 飲食サービス業	886	3,246	185	5.7%
生活関連サービス業, 娯楽業	156	638	138	21.6%
教育, 学習支援業	243	1,230	400	32.5%
医療, 福祉	405	968	175	18.1%
複合サービス事業	39	333	250	75.1%
サービス業(他に分類されないもの)	1,005	19,569	17,740	90.7%
公務(他に分類されるものを除く)	88	561	80	14.3%
分類不能の産業	50	251	178	70.9%
0~4人	1,969	8,258	3,205	38.8%
5~29人	3,980	24,066	10,345	43.0%
30~49人	1,015	8,112	3,794	46.8%
50~99人	1,060	10,693	5,957	55.7%
100~299人	978	20,036	11,424	57.0%
300~499人	212	7,434	4,251	57.2%
500~999人	150	4,285	2,452	57.2%
1,000人以上	154	5,911	1,121	19.0%
不明	386	988	163	16.5%
群馬・静岡ブロック	4,014	35,650	20,595	57.8%
愛知・岐阜・長野ブロック	3,569	30,811	13,832	44.9%
三重・滋賀・岡山ブロック	2,610	21,463	7,499	34.9%
日本全国	172,798	1,083,769	237,542	21.9%

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況届」を基に、外国人集住都市会議事務局が集計。

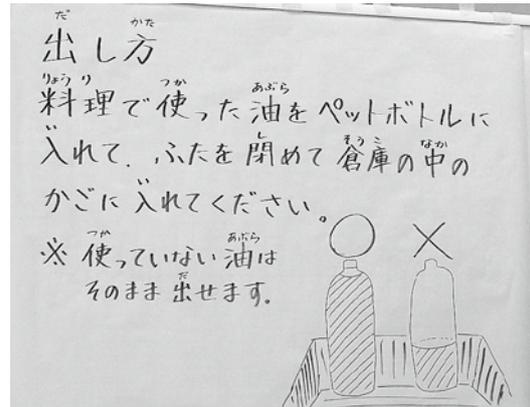
会員都市における取組

群馬県太田市「やさしい日本語講習会」

近年多国籍化が進むなかで、対応言語以外の外国人住民への情報をどう発信していくかが課題であります。窓口業務のある課並びに防災関係課職員を対象に、やさしい日本語の使い方や心構えを理解し、外国人住民へ伝わりやすい情報発信についての知識とノウハウを学ぶ目的で開催しています。今後は多言語での情報発信と同時にやさしい日本語での情報提供も推進していく予定です。



やさしい日本語にチャレンジ



受講生の作成例

群馬県太田市「災害時言語ボランティアの養成」

平成29年9月末現在で、市内には、66ヶ国10,272名の外国人住民がいます。多国籍化が進むなか、災害時の情報発信は喫緊の課題であります。地震や水害、台風などの大規模災害が起こった際に、日本語が分からなく困っている外国人住民を言語面でサポートします。平成28年度には群馬県と共催し、言語ボランティア養成講座と併せて外国人住民のための防災訓練も実施しました。定期的な防災訓練や研修等を開催し、「要支援者」から「支援者」として地域での活躍が期待されます。



避難所訓練の様子



非常食体験

群馬県大泉町「多文化共生懇談会（JOSHIKAI）」

外国人住民が町民全体の約18%（平成29年9月末現在）を占める大泉町では、外国人住民が多く集まるさまざまな機会を捉え、職員がその場へ出向き、日本の文化や習慣、町の制度などを説明する多文化共生懇談会を開催しています。

平成29年度では、日本語が話せる外国人キーパーソン同士の横の繋がりを構築することを目的として、「多文化共生懇談会（JOSHIKAI）」と称し、女性の外国人キーパーソンに集まっていたとき、国籍に関わらずともに安心して住めるまちづくりについて話し合いの場を持ちました。

当日は、全10カ国（日本含む）15人が集まり、各々持ち寄った各国の軽食を楽しみながら、気軽な雰囲気の中で意見交換をしました。



大泉町長も交えた意見交換の様子



参加者の皆さんが持ち寄った各国の軽食

群馬県大泉町「ネパール人を対象とした交通安全講話及び防犯講座」

平成29年9月末現在で、大泉町には47カ国7,622人の外国人住民がいます。多国籍化が進む本町では、ポルトガル語・スペイン語の通訳配置によるブラジルをはじめとする南米系の外国人住民への対応に加え、このほかの言語を母国語とする国籍の外国人住民に対しても、日本語が話せる外国人キーパーソンを発掘・連携し、多文化共生の推進に向けた取組をしています。

平成29年度では、大泉警察署から講師を迎え、近年本町において最も増加率の高いネパール人を対象とした交通安全講話・防犯講座を開催しました。ネパール人が関係する交通事故が町近隣で数件立て続けに起き、死亡事故も発生したという状況のなか、ネパール人住民から町に対し、日本の交通ルールについて学びたいとの要望があったことが実施のきっかけです。通訳をネパール人キーパーソンに協力頂きました。



通訳をするネパール人キーパーソン



講師の話を聞くネパール人参加者

長野県上田市「世界とつながるバレンタイン」

上田市の公民館と共催した「世界とつながるバレンタイン」を初めて開催し、61名という大勢の参加がありました。また、子どもからお年寄りまで、そして色々な国籍の方々が集まったイベントとなりました。

ここでは、「バレンタイン」という1つの行事をテーマとして、多国籍の在住外国人からバレンタインデーの過ごし方やこの行事を行う意味について話を聞き合いました。更に、バレンタインデーに食べるそれぞれの国の料理を持ち寄り、味覚でも各国の料理を楽しむことができました。このことから、バレンタインをとおして世界各国の多様な文化や風習を知り、それぞれの文化を認め合う気持ちをもつことができたのではないのでしょうか。そのひとつに、飛び入りで各国の方々が自国の歌を披露し合い、また、日本の歌の時には自然に皆が合唱し、会場に大きな声が響き渡った場面が物語っています。

それぞれが自由に自分の国の表現ができたひと時となり、参加者同士の横の繋がりが広がったイベントとなりました。



各国の料理を食べながら、バレンタインデーの過ごし方について話を聞いている参加者



机に並べられた各国の料理を楽しんでいる参加者

長野県飯田市「Iida Filipino Community (I F C)の活動」

当地域に在住するフィリピン人のコミュニティです。

I F Cとして飯田国際交流推進協会（様々な国際交流・多文化共生を進める団体の集合体）に所属し、メンバーから当該協会の理事を1名選出しています。

【主な活動】

①交流

飯田の祭りである「飯田りんごん」の際、市民と交流するためのランチ交流を行ったり、連を作って踊りへ参加し、I F CのPRを行っています。

②日常の活動

毎週教会に集い、お互いの悩みを打ち明けたり、日本に長く在住しているリーダー的な人に悩み事相談をして解決につなげたり、チャリティーバザーを実施するなど、互助活動を行っています。

③学習会

定期的に、講師を招いての学習会を実施しています。直近は、平成29年7月9日に国民健康保険、市民税の制度について改めて学びました。説明者は市保健課及び税務課の職員で、英語に翻訳した国民健康保険に係る資料、やさしい日本語での市民税の資料を用いて行われました。参加者は15名、質問が多く出され、制度を理解しようとする姿勢が見られました。

④公民館活動、地域活動への協力

飯田市民館や各地区の公民館からの依頼を受け、親子お楽しみ会等においてフィリピンの文化（遊びや食事）を紹介したり、海外からの視察者への対応（交流会における食事提供等）をするなどの活動を行っています。小学校からの依頼で、地域の講師としてフィリピンの文化を伝える講座も実施しています。

一方的な交流ではなく、日本人住民から日本の文化も学び、双方向の関係を築いています。



学習会風景

長野県飯田市「りんご教室」の活動 代表 脇田 ルリコさん

昨年度（公財）長野県国際化協会（以下「ANPI」）主催で開催した「バイリンガル日本語指導者育成講座」を修了し、市内で実際に日本語教室を開催した皆さん。今年度も、引き続き日本語教室を開催することとなり、平成 29 年 9 月から飯田市のごみ分別方法が変わったので、その説明会をちょうど位置づけて第 1 回を 10 月 22 日に実施しました。

あいにくの悪天候の中、参加人数は、15 名（プラス託児 2 名）。説明者は市環境課職員、通訳は脇田さんともう 1 名の修了者で実施しました。

脇田さんは、日本語を少しでも覚えて帰ってもらいたいという思いから、ローマ字とポルトガル語、そして日本語を並べた用紙を教材として独自に用意していました。

学習会は、4 つのテーブルに分かれ、環境課職員が日本語のパワーポイントとポルトガル語のごみ分別ガイドブック及びごみカレンダーを用いて説明し、脇田さんたちが通訳するというスタイルで実施しました。説明の途中でも質問が入るなど、参加者の熱心な姿が印象的でした。

後半は、一部クイズ形式を取り、紙に書かれた物を見て、これは何に分類されるか、ということテーブルごとで考えました。

今回の分別変更は、燃やすごみと埋立ごみが変わっただけでしたが、リサイクルステーションのことが理解できていなかったり、元々ペットボトルをプラに出していた、という人もいて、改めて分別全体の説明が行われたことは参加者にとっては良い勉強になったと思われます。

第 2 回以降も計画中（第 2 回は防災訓練に参加予定）です。



りんご教室の様子

岐阜県美濃加茂市「外国人向け生活講座」

この事業は、ブラジル出身の国際交流員（当時）で4人の子どもを育てている母親の自身の経験からスタートした事業です。来日当初から日本語を話せた彼女でさえ最初の子どもを産んだ時は子どもを持つブラジル出身の友人が少なく孤独感を感じていたことから、在住外国人が日本で安心して子育てをするためには、出身国が同じ親どうしで子育てに関する情報交換や交流をすることが必要と考えこの事業を実施するようになりました。

行政等から一方的に情報を伝えるのではなく、在住外国人のメンバーからどのような情報を知りたいのか、何が不安なのか等を聞き取りし、企画を行っています。そうすることでメンバーも参画している実感があり、積極的に関わってくれます。具体的な内容としては、「救急救命講習」、「和食料理講座（日本食材の調理方法）」、「防災関連WS・講座・見学会等」、「冠婚葬祭マナー講座」、「教育セミナー」、「行政情報の周知・講座（確定申告、固定資産税、マイナンバー、国勢調査、子育て支援施設ツアー）」、警察による「110当番のかけ方」や「交通ルールの講座」等。

連絡ツールとして今までは、電話等の手段を利用していましたが、参加するとの連絡をいただいても、当日参加されない事例が多くありました。その後、フェイスブックのグループ機能を活用し、講座の開催案内をすることで、徐々に参加率が向上し、又、会員同士のコミュニケーションのツールにもなるようになりました。

一方、在住外国人に関わる課題の一つとして、行政が発信する情報が在住外国人に伝わっていないということが挙げられます。この講座を通じて、行政情報を発信できることが、課題克服の一翼を担っています。

講座の内容が多岐にわたり、又、フェイスブックで登録者数が増加したことから、現在は在住外国人の母親だけではなく、幅広く、多くの在住外国人に参加してもらっています。

外国人住民が様々な情報を学ぶことによって、地域の一員として権利と義務を履行することになり、日本人住民と対等な関係を築くことにも繋がると考えています。





静岡県浜松市「外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業」

外国にルーツを持つ青少年の社会参加を促進するため、公益財団法人浜松国際交流協会に委託し、これまであまり支援などの取組が進んでいない義務教育期後の外国人青少年について、実態を把握するとともに、職業意識の醸成や自らの将来を考えるための研修、就業に関する情報の提供など、積極的なキャリア形成に資する事業を平成 28 年度から開始した。

【H28 年度の事業内容】

- (1) 学齢期を過ぎた外国人青少年の実態調査（定時制高等学校や外国人学校の在籍者を対象）
- (2) 外国にルーツを持つ高等学校在籍者へのキャリア支援研修
 - ① 定時制高等学校へのロールモデルによる出前授業
 - ② 外国にルーツを持つ高校生のための就職応援セミナー
- (3) 外国につながる青少年のキャリア支援を考える集いの開催

【取組による成果】

- 教育委員会、高等学校、外国人学校、企業、NPO その他関係諸機関による連携体制を構築し、問題意識を共有した。
- 調査により、高等学校進学後の様子や生活実態が明らかになった。
- 外国にルーツを持つ青少年に対する進学・就学への意識喚起が図られた。



実態調査の様子（集合調査法によるアンケート）



ロールモデルによる出前授業（出張 COLORS）



就職応援セミナーの様子



キャリア支援を考える集いの様子

静岡県富士市「外国人児童生徒と保護者のための進学ガイダンス」

当市の多文化共生推進の拠点施設「富士市国際交流ラウンジ (FILS)」では、外国人の児童生徒や保護者を対象に進学ガイダンスや保護者懇談会などの支援事業を実施していますが、十数年にわたるこうした支援事業を通じて、見事希望の進学を果たす生徒も育っています。今年の「進学ガイダンス」でも、夢を叶えた生徒や保護者を迎え、後輩達に向けて体験談を語っていただきました。

THE FILS NEWS

Vol. 6

平成29年6月20日発行

Reaching Out Global Friendship

- Since 2016

外国人児童生徒と保護者のための高校進学ガイダンス 夢を叶えるために～高校に行くための費用と勉強～



進学を果たした先輩が体験を話をしてくれました。
左から、薬剤師になるのが夢の鈴木ナターリーさん、静大農学部1年生で農業に関する NPOを立ち上げたい杉山絵里香さん、キャビンアテンダントになりたいイカイ・ジョバンナさん。

日 時：平成29年6月18日（日） 13時30分～15時30分
場 所：富士市交流プラザ 会議室1
参加者：14家族(グァテマラ9・ペルー1・コロンビア7・中国1)
講 師：学校教育課 指導主事 藤澤先生



子どもを信頼して家族が支えることが大切。進学には、かなりのお金がかかるので前もって準備する必要がありますと話してくれました。

発行：富士市国際交流ラウンジ www.facebook.com/fujicityfils E-mail : fils@div.city.fuji.shizuoka.jp
〒416-0915 富士市富士町20-1 TEL : 0545-64-6400 FAX : 0545-64-6404

「進学ガイダンス」の様子を伝える THE FILS NEWS

静岡県磐田市「外国人情報窓口の一括委託による通訳体制の充実」

- ・当市では、平成 28 年度より「外国人情報窓口」を業者選定により一括委託を行っています。ポルトガル語はもちろんのこと、曜日によっては、タガログ語、英語、スペイン語、中国語といった多言語に対応し、転入届け提出時にゴミ出しのルールや分別の方法、防災、交通ルールなど、市内で快適に生活する為に必要な情報をお知らせしています。また、他部署へ渡る手続きについても、お客様と同行し関係各課での手続きもスムーズに行っています。
- ・情報発信として、Facebook を活用し磐田市に住む外国人市民が生活していくうえで必要な情報（子育て、医療、福祉、災害情報など）や、市が持つさまざまな魅力ある情報（人、観光資源、文化など）を発信しています。



外国人情報窓口のスタッフ



外国人情報窓口の様子

静岡県掛川市「外国人住民の翻訳・通訳ボランティア登録」

掛川市国際交流センターにて、来訪した外国人住民(日本人も含む)に対応可能な言語及び支援内容(翻訳・通訳)を調査し、ボランティアリストとして登録、整備を行っています。

在住年数が長く、日本語の理解能力に特に長けている方には、海外へ送付する文書等の翻訳を依頼することがあります。

愛知県豊橋市「日赤初の外国人救急法指導員」

今年、豊橋市で日赤初の外国人救急法指導員 3 名が誕生した。救急法指導員とは、企業や学校などで心肺蘇生や応急手当の方法をボランティアで指導する。この指導員として、(公財)豊橋市国際交流協会のボランティアであるブラジル出身の杉尾美恵子さんとパラグアイ出身の谷口君子さん、インドネシア出身の小川ニアさんが合格した。

合格後、小川さんがインドネシア語で、杉尾さんがポルトガル語、谷口さんがスペイン語で豊橋市内の外国人を対象に母語による救急法指導が行われた。初めて指導役を務めた杉尾さんは「緊急時に『日本語ができないから』と人任せにするのではなく、自分にできることが何か考えてほしい」と話し、災害時には外国人も支援する側として活躍することを期待した。

(公財)豊橋市国際交流協会では、日赤愛知県支部と「多文化共生事業の連携協力に関する協定書」を締結し、大規模災害を見据え、こうした外国人ボランティアの育成など普及啓発を行っている。



外国人住民を対象に救急法を指導する様子

愛知県豊田市「119番通報における多言語コールセンターの活用」

豊田市では、日本語以外の言語でも119番通報に対応できるように、平成27年度から「多言語コールセンター」を導入しています。現在の対応言語は、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の5言語です。この多言語コールセンターをより多くの外国人に知ってもらうため、主要な駅や公共施設等にポスターなどを設置しているほか、昨年度、市内在住の外国人からなる「豊田市外国人市民会議」のメンバーが、市消防本部と協力して多言語コールセンターを使ったシミュレーションの様子を撮影し、動画をFacebook「Toyota Live」で配信しています。また、外国人住民に日本の消防のしくみを理解してもらうための資料も、タガログ語やベトナム語を含む9言語とやさしい日本語で作成し、周知を行っています。



豊田市外国人市民会議の Facebook 「Toyota Live」での情報発信



多言語コールセンターを紹介する動画の配信

愛知県小牧市「秋葉祭への参加（小牧市国際交流協会）」

外国人が地域の方と触れ合う機会を作り、お互いに理解しあえるきっかけ作りとするため、250年近くの伝統を持つ秋葉祭の宵祭に、山車の引き手として参加しました。小牧市国際交流協会が地元区と連携して外国人に声をかけ、7人のボランティアと外国人29人（ベトナム人11名、インドネシア人8人、フィリピン人7人、ミャンマー人2人、ブラジル人1人）で地元の人と一緒に山車を引き、交流を図りました。



三重県津市「Expo Bolivia を通じた多文化共生社会の推進（NPO 法人日本ボリビア人協会）」

ボリビア人の集住地域である津市において、ボリビア人住民と日本人住民の相互理解、またボリビアにルーツを持つ子供たち自身のアイデンティティーの形成を目的とし、NPO 法人日本ボリビア人協会（代表理事 山田ロサリオ氏）による「Expo Bolivia」が2008年より毎年開催されています。津市のみならず現在は都市圏でも開催されているこの事業を通じ、日本人住民へボリビアの歴史や文化を紹介するとともに、昨年度の開催時には、ボリビア人コミュニティの発展や、高齢化の進展に伴う生活の自立と日本社会での継続的な活躍に向けたディスカッション等のセミナーも行いました。

（参考）ボリビア人住民数

・津市内 347人（H29.9月末現在）



三重県津市「在住外国人住民支援の先駆け（三重ブラジル人会）」

外国人住民を対象とした生活相談窓口や通訳の配置、多言語による情報発信が行政等ではまだ一般的でなかった時代の津市で、その先駆けとして日系ブラジル人を中心とした外国人住民が直面する諸問題に取り組み始め、在住ブラジル人住民へのブラジルの通信教育制度の紹介や、官公署の手続きを中心とした支援などを行ってきました。また早くから三重県国際交流財団と連携し、河芸町（市町村合併により津市）で始まった多言語化にも関わるなど、津市並びに三重県の多文化共生促進に尽力しました。

ビザの更新、就労に関わる諸問題等の相談に法律面からサポートを行う傍ら、各種イベントの開催を通じ地域の日本人と外国人住民の相互交流の場を提供し、日本やブラジルの文化紹介を通じて常に交流の懸け橋となっています。津市で毎年恒例となっている国際交流イベントでは、その立ち上げ当時から実行委員長として、多国籍の実行委員を牽引し準備や運営にも携わるなど、津市と協働して国際感覚の涵養や多文化共生の推進に努めています。

時代が進み、外国人住民支援が津市でも整い始めた現在は、行政がまだサポートできていない部分や民間企業が業として対応することが難しい分野などの隙間の部分を埋める役割をも果たしており、外国人住民との幅広いネットワークを活かし、地域住民を巻き込みながらニーズや情勢に柔軟に対応した活動を継続しています。



三重県四日市市「多文化共生を考えるキャリアデザイン講座 先輩に聞こう」

平成 29 年 9 月末現在、本市には総人口の約 2.8%にあたる 8,702 人の外国人市民が居住しています。定住化の傾向も進んでおり、四日市で生まれ四日市で育つ、外国にルーツを持つ子どもたちが増えてきています。

そういった、外国にルーツを持つ子どもたちが、早い時期から目標を持って学校生活を送り、キャリア形成に役立てるとともに、日本人市民と外国人市民が多様性を尊重し共に働くことが社会に豊かさをもたらすことを理解できるよう、平成 28 年度から、教育委員会と連携して、中学生を対象としたキャリアデザイン講座を実施しています。

講座では、第一部として、企業勤務者や専門職、自営業など、様々な分野で活躍している外国人市民数名を講師として招き、体験談やメッセージを伺うとともに、第二部では、働くことについて具体的なイメージを持ち、自分の将来を考えるきっかけとするために、外国人市民が活躍している社会福祉法人や、四日市の地場産業である萬古焼の工場などを見学するバスツアーを実施しています。



三重県鈴鹿市「わいわい春まつり実行委員会」

毎年 4 月に市内ショッピングセンターにて行う「鈴鹿国際交流フェスタ わいわい春まつり」を実施のために市民に参加を呼びかけ結成された団体です。国際交流協会が事務局となり、メンバーには中国人・ブラジル人市民も参加しています。

このイベントは、在住外国人が多く住む本市において、日本人と外国人が異文化に出会う場として催し、様々な団体や個人とのネットワーク構築を図り、多文化共生の地域づくりに繋げることを目標としています。

屋台村では、災害時に避難所で使用される食品の「アレルギー表示ピクトグラム」を表示し、住民意識向上を図ることによりユニバーサルデザインの地域づくりに努めています。

来場者：3700 名 （2017 年）

運営関係者国籍：ブラジル、ペルー、中国、韓国、フィリピン、インド、モンゴル、ベトナム、アメリカ、モロッコ、メキシコ、インドネシア、トルコ、アフリカ、タイ、日本（16 カ国）

チラシ：5ヶ国語（日・ポ・ス・英・中）

実行委員・当日ボランティア：97 名

三重県伊賀市「多文化共生まちづくり事業」

2015年と2016年に多文化共生サポーター養成講座を開催しました。

この事業は、日本人と外国人をペアで活動するスタイルで、外国(母国)の文化紹介に使える題材や教材作り、レアリア(現物)収集などを行いました。講座修了者には、サポーター登録をしていただき、多文化共生事業や出前講座の講師などに活躍いただいています。異文化理解の普及と多文化共生について日本人と外国人がともに学びあうことを通して、外国人の社会参画を促すとともに外国にルーツをもつ子ども達へ母国のアイデンティティを継承のきっかけができればと考えています。

◆サポーター養成講座の様子



受講者数：56人（うちサポーター登録者数31人…日本人20人、ブラジル人2名、ペルー人5人、タイ人2人、インドネシア人1人、ベトナム人1人）

この取り組みを通じて、いろんな国籍の人同士が接点を持ちサポーターの友人などにも協力の輪が広がっています。

滋賀県甲賀市 甲賀市国際交流協会主催 「地域啓発活動」

甲賀市国際交流協会では、地域の行事や地区別懇談会等に出向き、「ともにいきる地域づくり」、「やさしい日本語」について啓発活動を行っている。多文化共生推進の教材を使って、日本語がわからない外国人住民の気持ちを疑似体験したり、日頃使っている日本語を簡単な日本語に置き換えるワークショップを行ったりと、地域において日本語学習支援や交流の機会を創出できるよう、活動している。



滋賀県甲賀市「早稲田大学高等学院 多文化共生ゼミ生受入」

早稲田大学高等学院の多文化共生ゼミ生13名が、多文化共生推進の取組みについて学ぶため甲賀市を視察。スーパーグローバルハイスクールのアソシエイト校である県立水口東高等学校の生徒と共に、外国にルーツを持つ子ども達の学習支援や、やさしい日本語の演習を行った。また本年4月に日本遺産に認定された「忍者」の衣装に身を包み、市内在住外国人と一緒に市内を歩き、分かり易い案内などができているか検証するとともに、甲賀市のまちづくりや海外へ向けた忍者のまちの有効的なPR方法なども検討した。



岡山県総社市「そうじゃインターナショナルフェスタ2017」

SOJA INTERNATIONAL FESTA 2017

「総社市地域コミュニティ連絡協議会」と「総社ブラジリアンコミュニティ&インターナショナルフレンズ」の共同で開催する多文化共生イベント。

ブラジル人を中心とした外国籍市民等と日本人の交流を図りながら地域住民として共生していくために、ステージイベントやブースイベントを共同して開催。音楽やダンス、料理といった言語が違っていても共に楽しむことができるものを中心に行い、小さな子どもからお年寄りまでが楽しめる場を設けています。

多文化共生社会を構築していく中で、外国人の方々が持っている文化的な多様性を最大限尊重しながら、ひとつの社会としてまとめ、まちの一体性を維持し、外国人と共に手を取りあって暮らしていけるまちづくりを推進していくために、本イベントは大きな意味を持つものと考えています。

平成21年度から年に1回開催しています。

SOJA INTERNATIONAL FESTA 2017

(日 時) 平成29年10月7日(土) 11:00~15:00

(場 所) カミガツジプラザ(総社市中央三丁目1番102号)

(参加者) 総社市民及び近隣自治体の住民

(内 容) 外国と日本の文化を紹介する各種催し

◆ステージ：サンバダンスやベリーダンス、ゴスペルなど、目にも華やかなイベントが満載。日本からは傘踊りが会場を盛り上げてくれます。書道パフォーマンスもあり。

◆屋台：ブラジルのパステル、マレーシアのミーゴレンなどのほか、インドネシア・ペルー・フィリピン・トルコ・ベトナム・日本など世界のおいしい料理を手頃な値段で提供。

◆お楽しみコーナー：もちなげ、ゲームコーナー、抽選会 など





関係府省庁資料

文化庁

108

- ・ 外国人に対する日本語教育の推進
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
- ・ 「誰もが学べる日本語」推進事業
- ・ 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業
- ・ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について
- ・ 日本語教育小委員会における議論の論点

文部科学省

114

- ・ 次世代型グローバル人材の育成に向けて
- ・ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
- ・ 教員配置の工夫 イメージ
- ・ 新・幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂と日本語指導

厚生労働省

118

- ・ 外国人就労・定着支援研修事業の概要
- ・ 外国人就労・定着支援研修カリキュラム

外務省

120

- ・ 外国人を取巻く問題の解決に向けた取組例
 - ・ アジアの日本大使館における留学査証発給数（例）
 - ・ 災害時の対応について 在日外交団との連携
 - ・ 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ
 - ・ 日本での生活手引き リーフレット【日本語】
 - ・ 日本での生活手引き リーフレット【ポルトガル語】
-

外国人に対する日本語教育の推進

(29年度予算額 211百万円) 文化庁
30年度要求額 329百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ、[平成25年度以降、周知・活用を図る。]
また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ、平成28年2月には、「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について一」(報告)を取りまとめ、平成28年度からは、日本語教育人材の養成・研修の在り方について検討を行っており、日本語教育人材の養成・研修のモデルカリキュラム等を平成29年度中に取りまとめるとの予定。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(29年度予算額 151百万円)
30年度要求額 119百万円

- 地域日本語教育実践プログラム
・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材養成及び教材作成を支援
- ・地域資源の活用・連携による総合的取組
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援
- 地域日本語教育コーナー・インターネット研修
一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

「誰もが学べる日本語」推進事業(新規)

30年度要求額 52百万円

- 地域日本語教育スタートアッププログラム
日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施
- 日本語学習教材の開発・提供
日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供
- 空白地域解消推進協議会
日本語教室がない自治体を対象に先進事例等を紹介し、日本語教室の設置を促進

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業(新規)

30年度要求額 94百万円
文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、今年度末に策定予定の「日本語教育人材の養成に必要な教育内容及びモデルカリキュラム」と「現職日本語教員の研修に必要な教育内容」の普及を図るため、以下の事業を実施

- 日本語教育の人材養成プログラム開発事業
文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教育人材の養成プログラムの開発と養成の実施
- 日本語教育の現職者研修に関するカリキュラム開発事業
文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づき現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(29年度予算額 43百万円)
30年度要求額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施
平成29年度から第三国定住難民の定住先として地方への受入れを促進することとなったことから、定住先の地方公共団体及び支援団体と連携し、第三国定住難民のための通信教材の活用を含む定住後の日本語学習支援体制の構築を支援

日本語教育に関する調査及び調査研究

(29年度予算額 8百万円)
30年度要求額 8百万円

- 日本語教育に関する実態調査
日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施
- 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究
日本語教育小委員会での111の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(29年度予算額 5百万円)
30年度要求額 5百万円

- 日本語教育研究協議会
「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、東京と大阪で協議会を開催
- 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施
- 都道府県政令指定都市日本語教育推進会議
今後の連携のあり方等について議論するため、都道府県政令指定都市の担当者や構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(29年度予算額 4百万円)
30年度要求額 4百万円

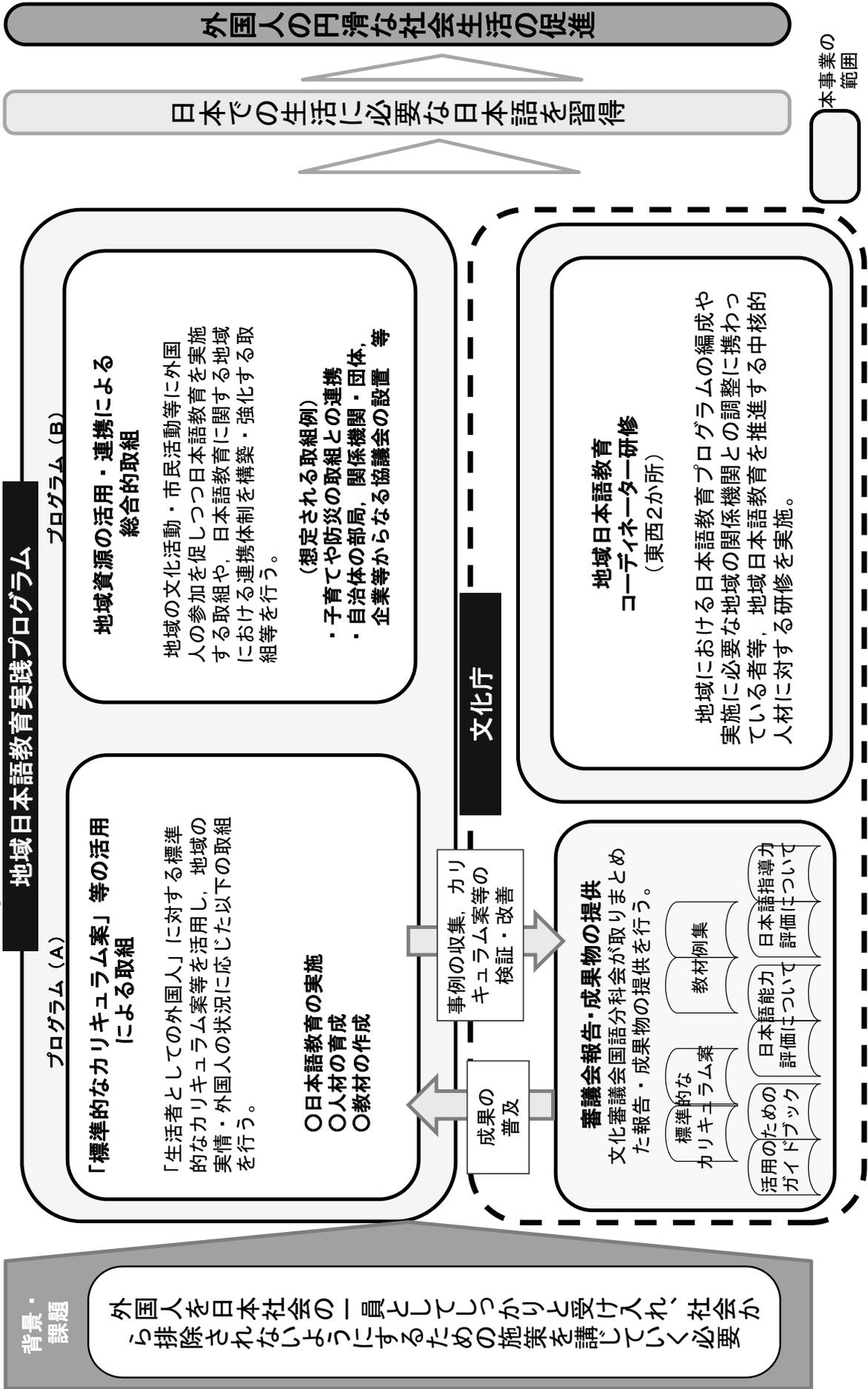
- 日本語教育コンテンツ共有化推進事業
日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る
- 日本語教育推進会議
関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化等を図る

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(29年度予算額 151百万円)
30年度要求額 119百万円



- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017～Society5.0の実現に向けた改革～」平成29年6月9日閣議決定



「誰もが学べる日本語」推進事業

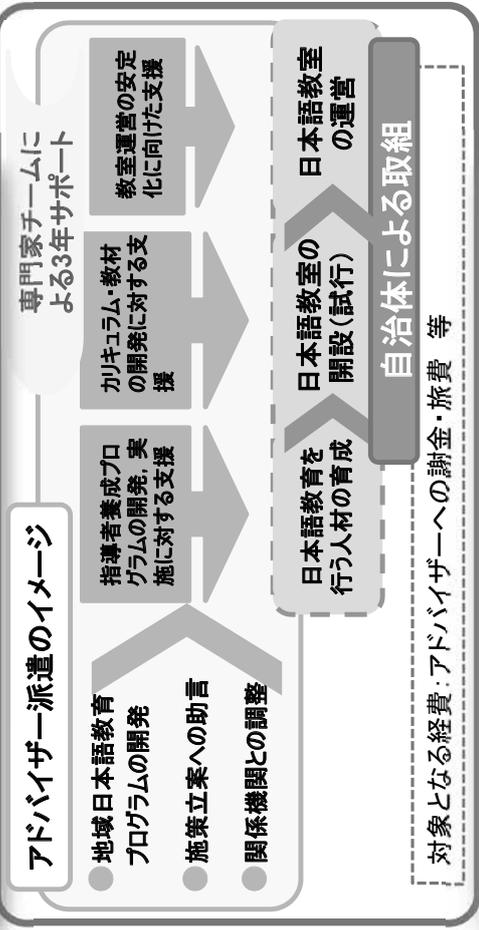
趣旨

日本語教室が開催されていない地域に住んでいる外国人は現在、約55万人おり、こういった地域に住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている自治体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援するとともに日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。また、日本語教室がない自治体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017～Society5.0の実現に向けた改革～」平成29年6月9日閣議決定

事業概要

地域日本語教育スタートアッププログラム



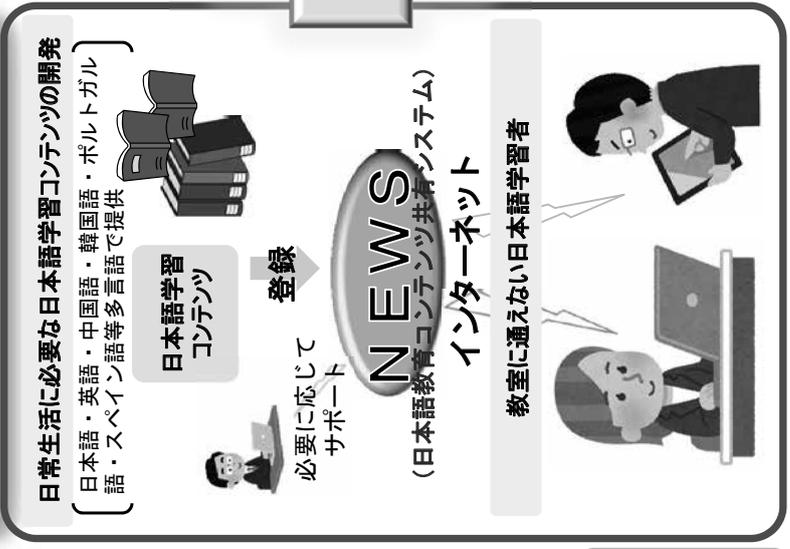
空白地域解消推進協議会



期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する
 - 近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる
 - 地域住民の地域社会への参加が増える
- 地域住民（日本人・外国人）が活躍、外国人の受け入れが円滑になる
 - 地域が活性化する

日本語学習教材の開発・提供



日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

趣旨

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成29年度中に取りまとめる①「日本語教育人材の養成に必要となる教育内容及びモデルカリキュラム」、②「現職日本語教員の研修に必要となる教育内容」の普及を図るため、これらに基づき人材養成及び現職者研修のカリキュラムの開発及び養成・研修の実施を公募・委託し実施する。これにより、日本語教育の人材の質的向上及び日本語教育機関における教育水準の向上を図る。

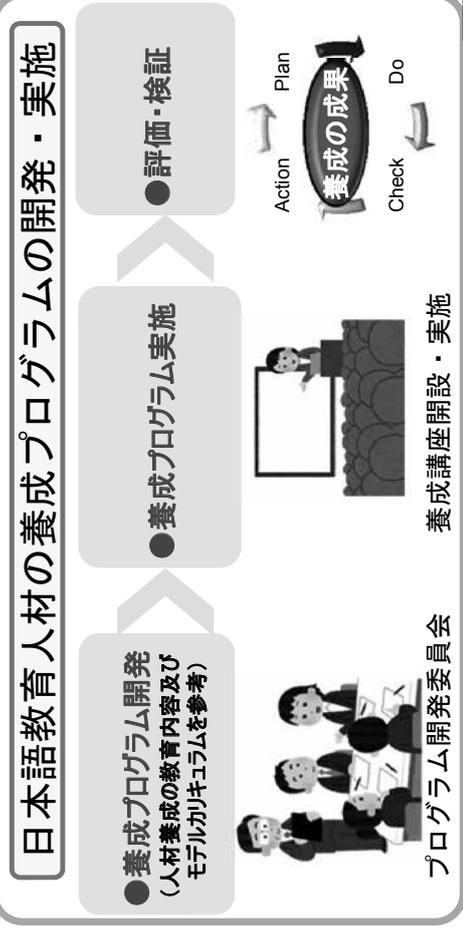
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017～Society5.0の実現に向けた改革～」平成29年6月9日閣議決定

現状と課題

●外国人の日本語学習者が増加する一方で、日本語教育人材の数は横ばい。
 ●日本語教育人材の養成は、平成12年に提示した教育内容に沿って大学等において実施。
 →養成において必要とされる教育内容は提示以来すでに17年を経過。
 その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化。
 ●日本語教育人材の現職研修については、必要な内容が確立されおらず、研修の機会が極めて限られている。

文化審議会国語分科会から提示される、活動分野や役割を考慮した養成・研修の内容やモデルカリキュラムに沿って日本語教育人材の養成・研修の充実を図っていくことが必要。

日本語教育人材養成



現職日本語教員研修



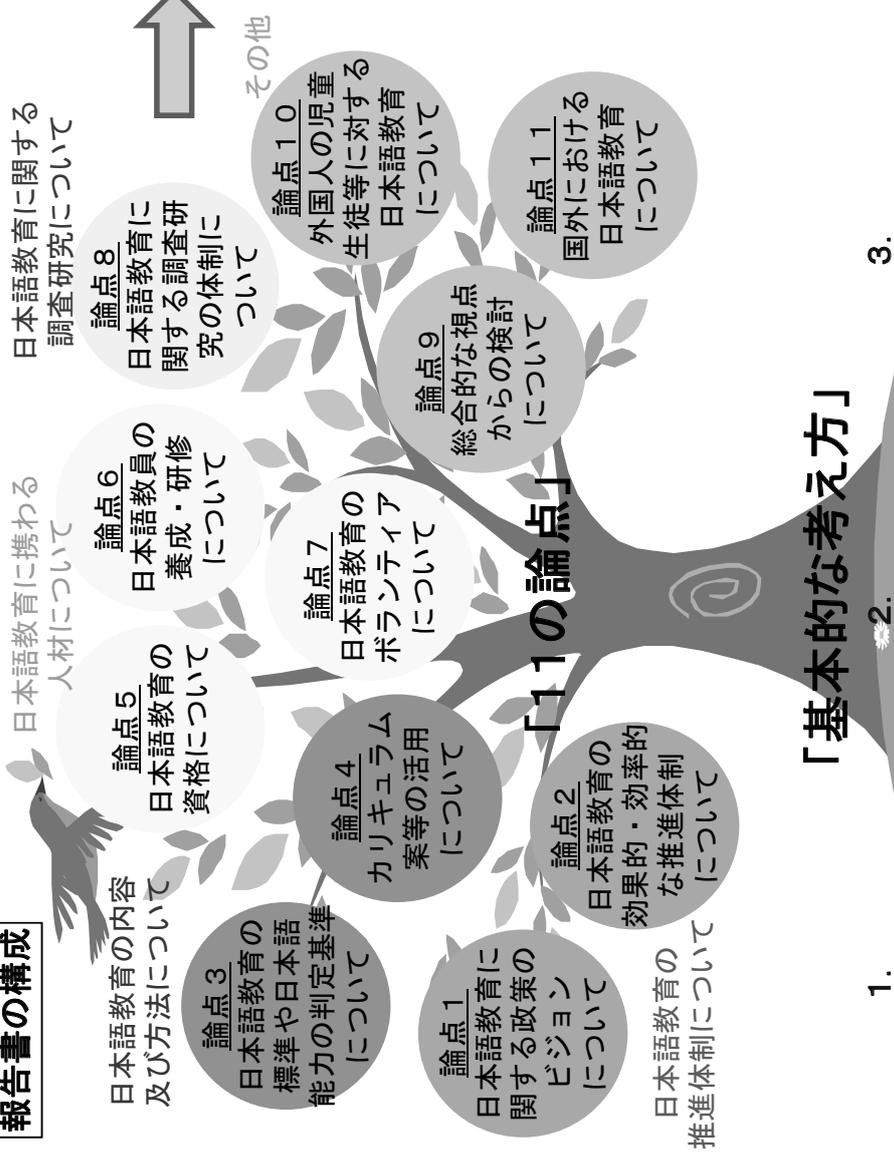
日本語教育人材の質の向上・日本語教育機関の教育水準の向上

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。
(※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。)

日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

- 日本語教育小委員会において、論点を「検討材料」として調査、ヒアリング等を実施
- 日本語教育小委員会以外にも、様々な機会を生かして、関係機関・団体、都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ、意見を収集し、整理。
- 平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。
- 平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」を取りまとめ

平成28、29年度の審議

- 論点5「日本語教育の資格について」、論点6「日本語教員の養成・研修について」を審議中。

「基本的な考え方」

日本語教育を推進する意義 日本語教育に関する国 多様な日本語学習者の
と自治体との役割分担 学習目的・ニーズへの対応

日本語教育小委員会における議論の論点

1. 日本語教育人材に求められる資質・能力について

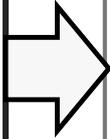
○文化庁が平成12年に示した日本語教員養成における教育内容は、既に17年を経過している。その間日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化しており、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっている。

○日本語教育人材に求められる資質・能力も多様化しているが、それらの全ては示されていない。

2. 日本語教育人材の養成・研修の内容について

○大学や日本語教員養成機関において、日本語教員は、平成12年教育内容に基づいて養成がなされているが、具体的な教育内容は大学等の自主性に任されている。また、そのほかの日本語指導者や日本語指導補助者、日本語教育コーディネーターなどは各機関・団体において独自の内容で養成・研修が行われており、養成した人材のスキルは機関・団体により異なる。

○日本語指導者等養成・研修のノウハウを有していないことにより、人材養成、スキルアップが十分行えない機関・団体もある。



日本語教育人材の活動分野・役割ごとに求められる資質・能力及び養成・研修における教育内容等を示す方向で検討

次世代型グローバル人材の育成に向けて

文部科学省

平成30年度概算要求額：409,013千円（前年度予算額：260,246千円）

日本語指導が必要な子供への日本語と教科の統合指導など、必要な支援体制の整備により、こうした子供が自立できる力を育成し、内なるグローバル化に資する。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017 -Society 5.0の実現に向けた改革-」平成29年6月9日閣議決定

【教員の指導力向上】

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業

14,510千円（11,205千円）

- ・大学等、教育委員会、学校におけるモデルプログラムを開発・普及
- ・モデルプログラムの試行、成果の分析、ガイドブック作成に向けた取組の収集

【教員配置の充実】

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

（平成29年通常国会にて措置済み）

- ・日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒18人につき教員1人を基礎定数として算定し、配置
- ・散在地域の対応のため教員の加配定数を措置

【指導・支援の実践の集約・普及】

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

31,292千円（新規）

- ・先進地域での実践を集約・普及するポータルサイトの抜本的強化
- ・児童生徒等への指導・支援体制構築のための調査を実施
- ・学校現場で保護者や児童生徒とのやり取りに活用できる多言語翻訳システム活用・検証

【指導・支援体制整備】

公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業
補助対象：65都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3

304,025千円（196,393千円）

- ・指導・支援体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る

定住外国人の子供の就学促進事業
補助対象：24都道府県・市区町村等
補助率：1/3

57,600千円（51,980千円）

- ・就学課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

帰国・外国人児童生徒等教育等に係る有識者会議等

自治体・学校向けの手引きの全面改訂

【主な改訂点】

- ・通常の学級以外などの「特別な教育課程」による日本語指導の実施方法
- ・支援リソース（オンライン教材、支援団体等との連携等）の活用方策

外国人児童生徒
受入れの手引き



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

文部科学省

平成30年度概算要求額: 361,625千円 (前年度予算額: 248,373千円)

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向(10年間で1.7倍)が続いており、支援・指導体制の構築は、集住地域・散在地域を問わず、より多くの学校で整備できることが求められる。
- 小中学校では指導体制の整備が進みつつあるものの、今後は、それらの取組のモデル化とともに、特に、小学校入学後の円滑な学校生活に向けた就学前の幼児・保護者への支援と、企業等と連携したキャリア教育の充実等が課題。

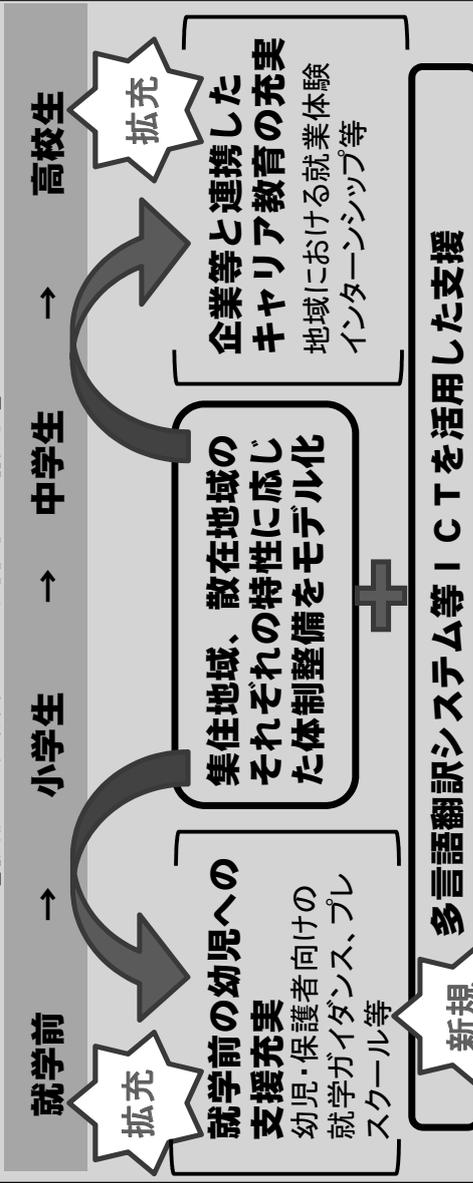
◆ 公立学校における 帰国・外国人児童生徒に 対するきめ細かな支援事業

304,025千円(196,393千円)
補助対象： 65都道府県・指定都市・中核市
補助率： 1/3

◆ 定住外国人の 子供の就学促進事業

57,600千円(51,980千円)
補助対象： 24都道府県・市区町村等
補助率： 1/3

【校内の支援・指導体制の構築】



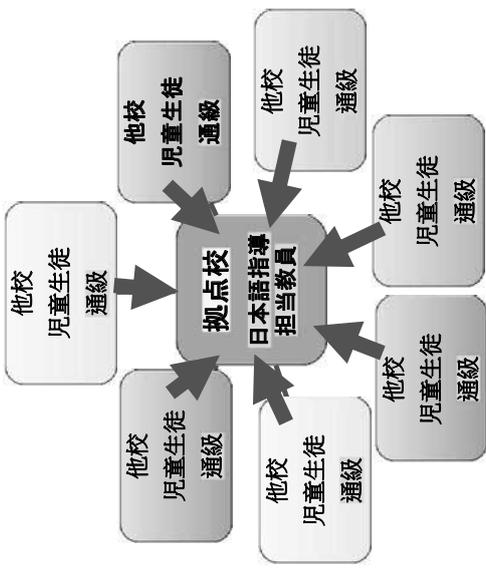
【校外での就学支援の推進】 (自治体、NP0等が実施するもの)

- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 日本語指導、教科指導、母語指導等
- 日本の生活・文化への適応を
目指した地域社会との交流等

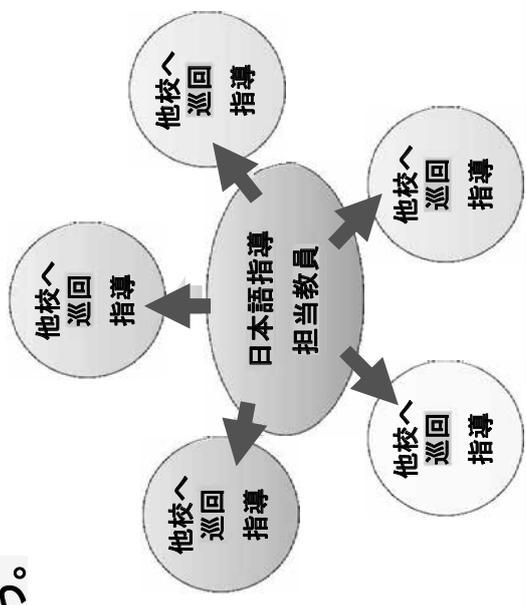
■ 取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、日本語指導が必要な児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

教員配置の工夫 イメージ

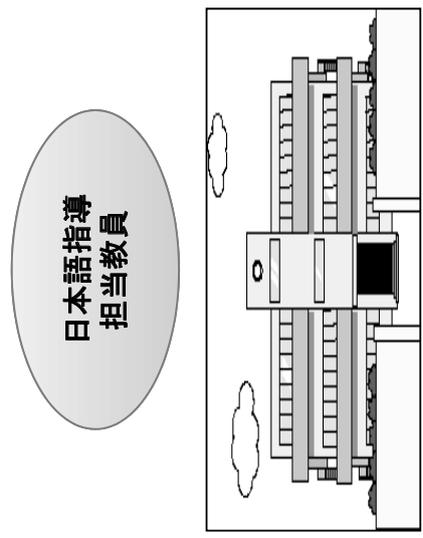
A: 拠点校の担当教員が他校から通級する児童生徒の日本語指導を行う。



B: 担当教員が他校を巡回して日本語指導を行う。

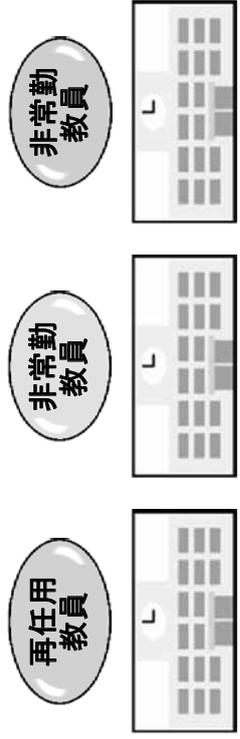


C: 担当教員が自校の日本語指導を行う。



D: 複数の非常勤講師が複数校で日本語指導を行う。

※ 散在地域等で教員配置が難しい場合に行うケースであり、この場合は教育内容・方法等が適切に実施できるよう、OJT等による研修が必要となる。



新・幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂と日本語指導

文部科学省

教育内容の改善事項

- 子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)
・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中・総則)

(平成29年3月公示：全面实施 幼稚園：H30年度～、小学校：H32年度～、中学校：H33年度～)

幼稚園

第1章 総則

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

- 2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応

イ 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

小学校

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

- 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

- (2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

中学校

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

- 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- (2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

外国人就労・定着支援研修事業の概要

厚生労働省

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づき在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

日本語講義



就労講義



職場見学



研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

- 受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定
- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
 - ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
 - ・ 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得 等

研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成29年度における受講者数及び実施地域数（計画数）は以下のとおり。

実施コース 252 コース（平成28年度実績：260コース）

受講者数 4,250名（平成28年度実績：4,450名）

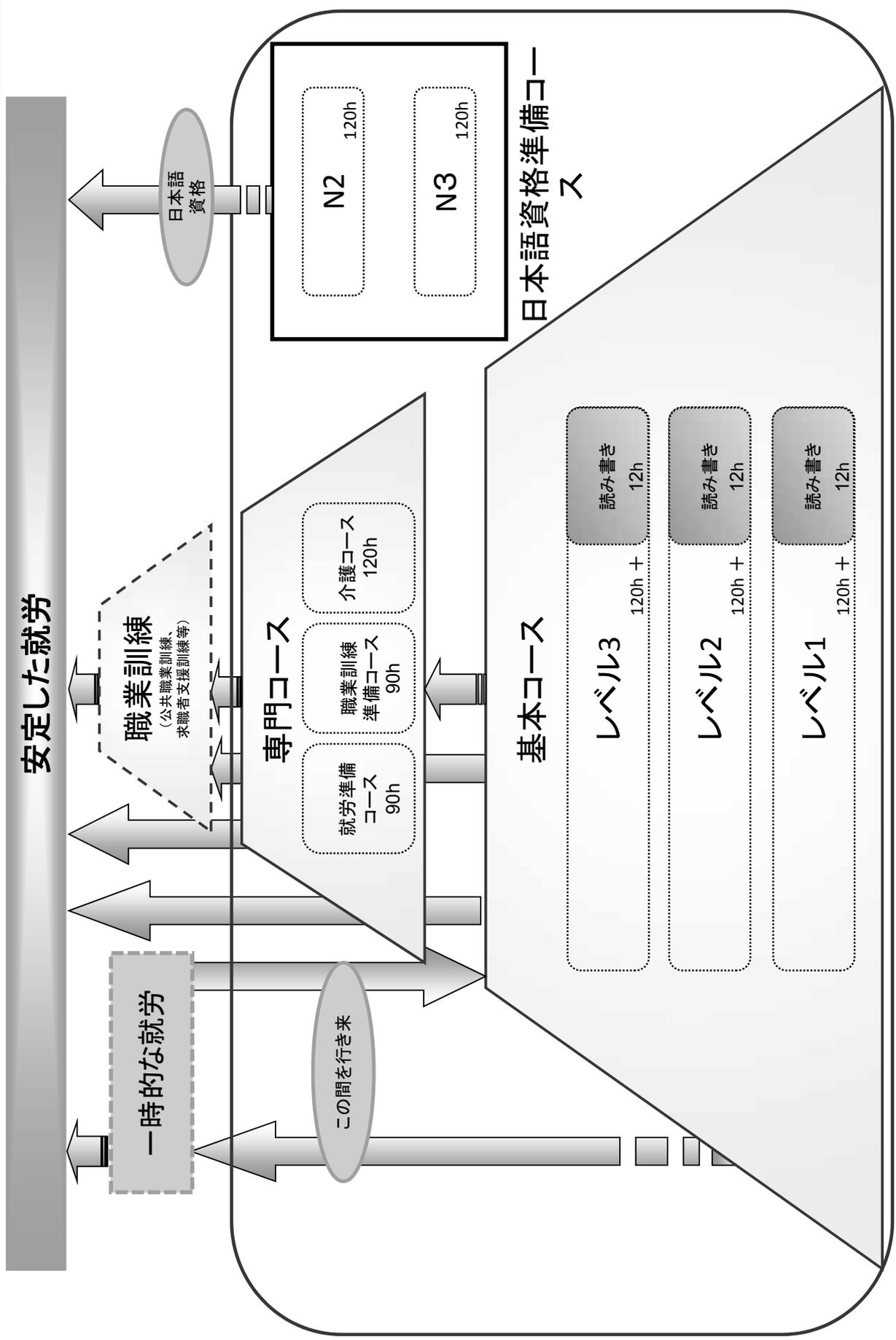
実施地域数 18都府県91都市（平成28年度実績：16都府県94都市）



平成29年度実施計画地域
（18都府県91市町村）

外国人就労・定着支援研修カリキュラム

厚生労働省



外国人を取巻く問題の解決に向けた外務省の取組例

査証発給業務

◎長期滞在型査証発給（資料１）

- ・近年、一部のアジア公館では、技能実習や留学など長期滞在の査証申請が増加。水際対策を含めた適正な査証発給業務を実施。

災害時の在留外国人への支援

◎外務省による主な取組と関係機関との連携（資料２）

- ・外務省ホームページによる情報提供や在京外交団向け説明会等の実施。
- ・安否確認作業の支援や在京外交団の自国民支援への協力等、関係機関との連携。

平成２９年度、東京都と共催して開催した「在京大使館等向け防災施策説明会」は、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、全在京大使館を対象に実施。

国際ワークショップの開催

◎外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ（資料３）

- ・平成２８年度（平成２９年３月１日 東京ウィメンズプラザで開催）
（国際移住機関（IOM）共催，財団法人自治体国際化協会（クレア）・東京都後援）
「多文化共生社会に向けて－外国人女性の生活と活躍を中心に－」をテーマにパネルディスカッションを実施した。
- ・平成２９年度（平成３０年３月頃 都内にて開催予定）
（国際移住機関（IOM）共催，財団法人自治体国際化協会（クレア）後援）

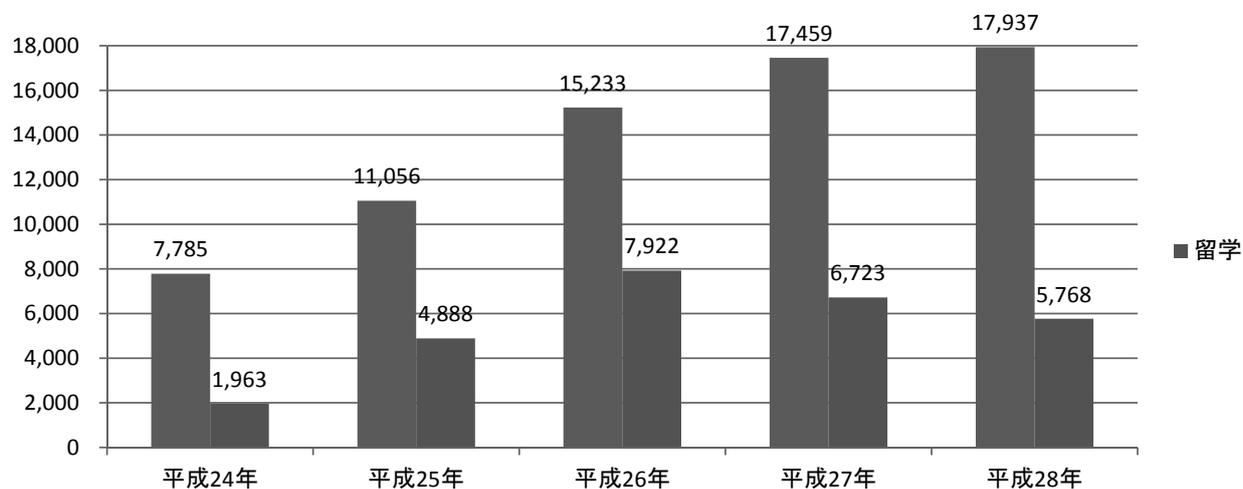
入国前の外国人への情報提供

◎入国前の外国人への啓発資料提供（資料４）

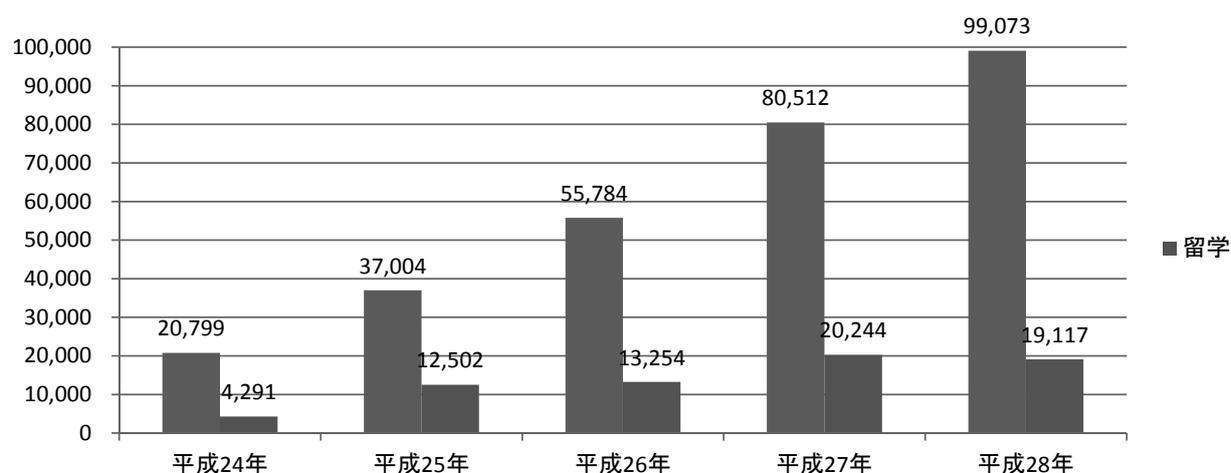
- ・平成２２年、「外国人のための生活ガイド」及び「日本での生活手引き」を作成。
- ・英語，中国語，韓国語，ポルトガル語，スペイン語に翻訳し，在外公館において配布しているほか，外務省ホームページにも掲載している。

アジアの日本大使館における留学査証発給数(例)

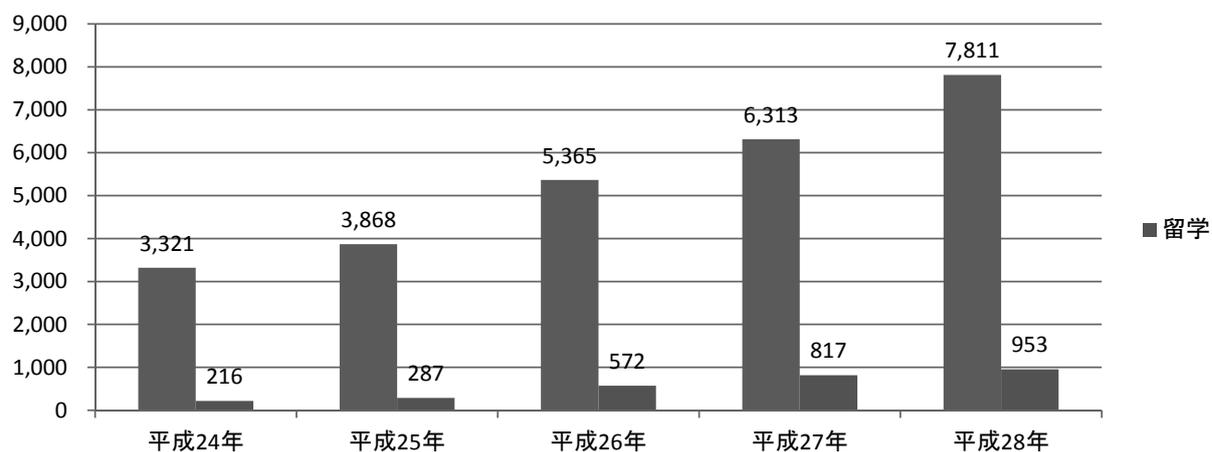
在ネパール日本大使館



在ベトナム日本大使館



在 Bangladesh 日本大使館





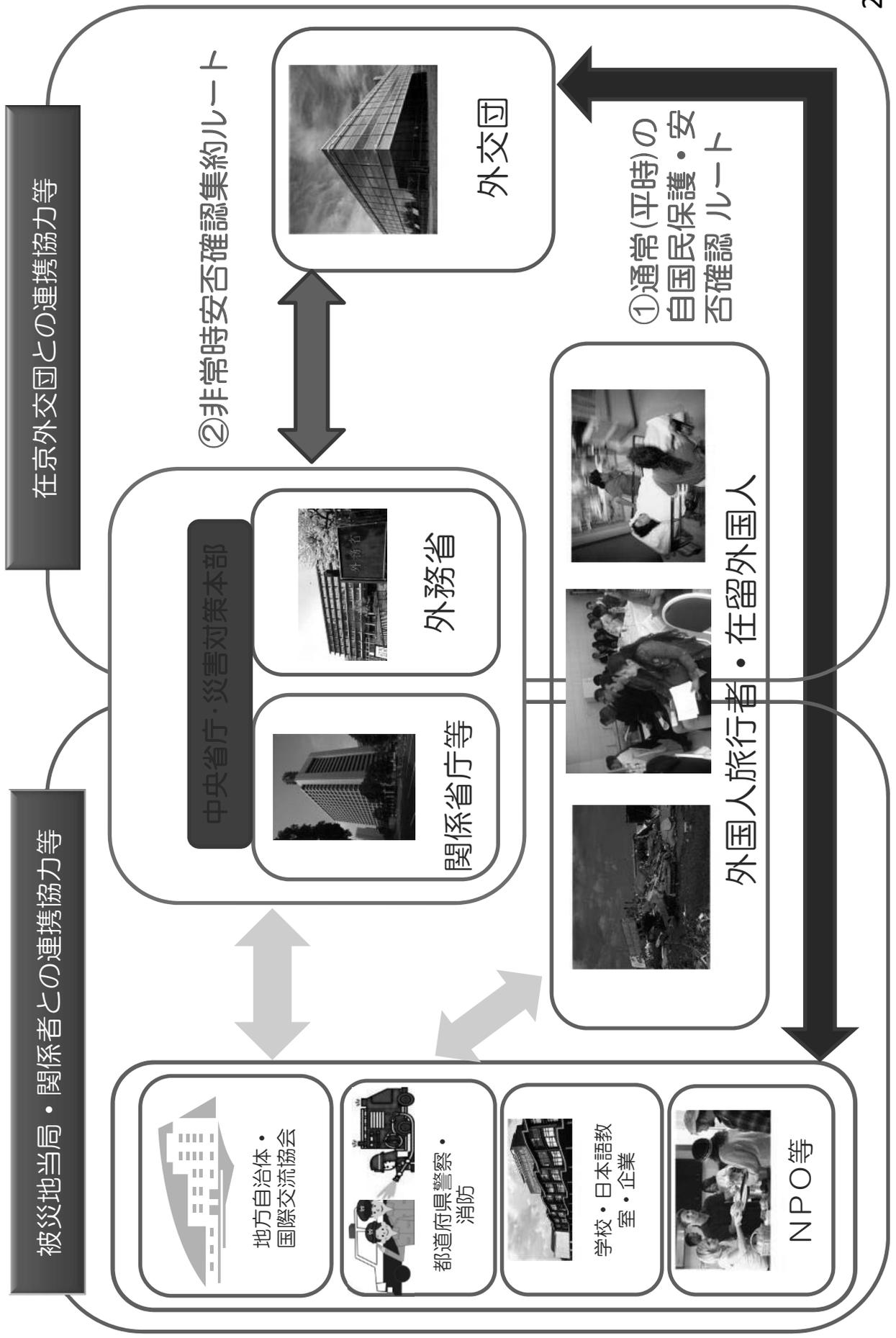
外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

災害時の対応について

在日外交団との連携

1 不測事態における体制



2 東日本大震災時の情報提供及び支援



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

情報提供

ウェブサイト

- ・3月11日～(英語), 15日～(中国語・韓国語)

※在外公館HPでは, 40言語で発信

外交団向け説明会

3月13日～4月末まで毎日

- ・内閣府, 総務省, 厚労省等との連携

NHKワールドラジオ日本の活用

- ・17言語

外資系企業向け説明会

3月31日から(計4回)

- ・経産省, 日本貿易振興機構(JETRO)と連携

各種支援

安否確認

-警察庁, 地方自治体, 外交団と連携し, 安否確認リストの取りまとめ

外務省員の被災地への派遣

-中国語の専門家を含む外務省員6名を岩手県, 宮城県に派遣

外交団の自国民支援への協力

-7外交団による特別機でのチャーター便手配に係る他省庁との調整

出入国管理支援

-入国管理局と連携しながら, 査証の早期発給等の支援措置を実施

大使館及び総領事館への説明会



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

2011年3月22日及び24日

- 最新状況の報告
- 被災地における行方不明外国人の捜索用紙の配布

外務省
警察庁
各省庁

外交団からの質問

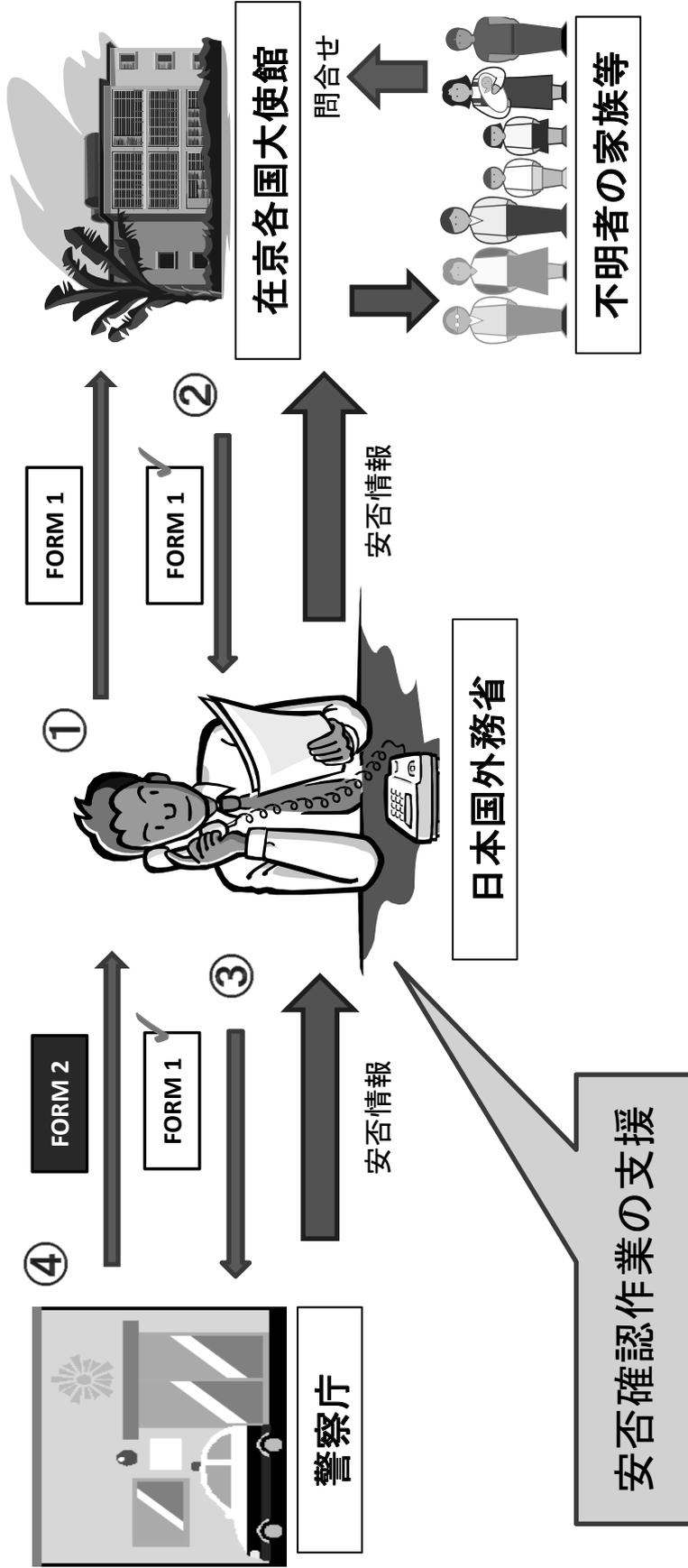
外国人登録された人の情報を入手できるか
被害地域に所在する外国人リストの入手
遺体安置所への入所許可方法
遺体安置期間
DNA分析の可否
日本での埋葬方法

安否確認手続き



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



3 2016年4月14日熊本大地震

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



情報共有
フェイスブック(主として関係省庁からの情報)
日本政府観光局(外国人観光客に関する情報)

支援
外国人の安否確認支援
被災地への外務省職員のパ派遣

The screenshot shows the official website of the Japanese Ministry of Foreign Affairs (MOFA) with a focus on disaster relief and support for foreigners. The main headline reads: "熊本地震で被災された外国人の支援へ (帰国入国管理課) To foreign nationals who were affected by earthquakes in Kumamoto (Fukuoka Regional Immigration Bureau)". Below this, there is a link to a PDF document: "http://www.immi-moj.go.jp/hensu-tdf/160523_en.pdf" and the website "www.immi-moj.go.jp".

On the right side of the page, there is a section titled "いいね! やコメント、シェアを伸ばそう" (Let's extend likes, comments, and shares). It encourages users to share information to help more people. Below this, there is a "シェアボタン" (Share button) and a "いいね! やコメント" (Like/Comment) section.

At the bottom of the page, there is a "お問い合わせ" (Contact Us) section with a form for inquiries. The form includes fields for "お名前" (Name), "メールアドレス" (Email address), and "お問い合わせ内容" (Inquiry content). There is also a "お問い合わせ" (Inquiry) button.

The page also features a "政府機関" (Government Agency) section with a search bar and a list of links to various government services. The page is designed to be user-friendly and accessible, with clear navigation and a focus on providing timely information.


外務省
 Ministry of Foreign Affairs of Japan

[本文へ](#) | [御意見・御感想](#) | [サイトマップ](#) | [リンク集](#) | [English](#) | [Other Languages](#)

[文字サイズ変更](#)

[外務省について](#) | [会見・発表・広報](#) | [外交政策](#) | [国・地域](#) | [海外渡航・滞在](#) | [申請・手続き](#)

トップページ > 海外渡航・滞在 > ビザ・日本滞在 > 菫浦外務副大臣の平成28年度外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップへの出席

ビザ・日本滞在

菫浦外務副大臣の平成28年度外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップへの出席

平成29年3月1日

 メール

 いいね! 0

 ツイート



- 1 3月1日、外務省は、国際移住機関（IOM）との共催、東京都及び（一財）自治体国際化協会（クレア）の後援の下、東京ウイメンズプラザホールにおいて、登壇者等16名及び一般参加者164名の計180名が参加して、「多文化共生社会に向けて 外国人女性の生活と活躍を中心に」のテーマで標記ワークショップを開催しました。
- 2 冒頭、菫浦健太郎外務副大臣による開会のあいさつが行われました。菫浦副大臣からは、今回は、日本に暮らす外国人の中でも特に「女性」に焦点を当て、外国人女性の働き方と生活、それらと日本について考えていくことが議論の目標である、今回の議論が、外国人の活力が我が国の経済・社会・文化それぞれの分野で発揮されるための土台としての生活の環境がどうあるべきか、外国人女性の活躍をどのように支え、またそれを日本社会の活性化にいかにか活かすことができるか、改めて考えていただく機会となれば幸いです旨、述べました。
- 3 開会のあいさつの後、ウィリアム・レイシー・スウィングIOM事務局長による基調講演があり、グローバルな観点から、移住女性の現状と問題、対応すべき政策等についての知見が披露されました。続いて、2名の海外招へい者による講演として、鄭美愛（ジョン・ミエ）・韓国国民大学日本学研究所研究教授から、韓国における多文化家族支援制度について、また、フィリピンのドキュメント・フォトグラフィアーであるシザ・バカニ氏から、女性家事労働移民から活躍の道を開いた経験について、それぞれプレゼンテーションが行われました。

日本での生活手引き

日本で生活する上で最低限必要となる情報

序文

日本で生活を始めることを予定している皆様へ。

正確な情報を学ぶことにより、円滑な生活を送ることができます。

この手引きは、皆様が日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめたものです。

日本入国後1か月以内、及び、3か月以内に行うべきことについてのチェックリストを付けていますのでご利用ください。

皆様の日本での生活が安全で快適なものとなることを願っています。

第2版
(2012年8月改訂)

外務省

緊急連絡先



- 警察 Tel.: 110
- 救急 Tel.: 119
- 火事 Tel.: 119

緊急日本語

- 助けて(TASUKETE) HELP!
- 泥棒(DOROBOU) THIEF/ROBBER
- 警察(KEISATSU) POLICE
- 火事(KAJI) FIRE
- 救急車(KYUUKYUUSHA) AMBULANCE
- 病院(BYOJIN) HOSPITAL
- 急いで(SOIDE) HURRY UP
- 止めて(YAMETE) STOP IT
- 出て行って(DETEITTE) GET OUT OF HERE
- 痛い(ITAI) PAIN/HURT/SORE
- 暴力(BOURYOKU) VIOLENCE
- 病気(BYOJIKI) ILLNESS
- 事故(JIKO) ACCIDENT
- 怪我(KEGA) INJURY
- 地震(JISHIN) EARTHQUAKE
- 高台(TAKADAI) HIGH GROUND
- 避難(HINAN) EVACUATION
- 日本語話せません(NIHONGO HAWASE MASEN) I CANNOT SPEAK JAPANESE.

さらに詳しいことをお知りになりたいときには、次のホームページをご覧ください。なお、このリーフレットを参考にして作成しています。

- 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>
- 内閣府 定住外国人施策推進室 <http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>
- (財)自治体国際化協会(CLAIR) <http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>
- 総務省 外国人住民基本台帳室(住民登録関係) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

相談窓口連絡先リスト

(※一部の言語は、対応可能曜日が決まっています。)

総合窓口

- 外国人総合相談支援センター
(日本語、中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、ルーマニア語、インドネシア語、ベンガル語)
Tel.: 03-3202-5535

法律問題

- 法テラス(日本語、英語)
Tel.: 0570-078374

人身取引問題

- NGO 人身取引女性相談センター(日本語、英語、タガログ語、タイ語)
Tel.: 03-3368-8855, 045-914-7008

就労問題

- 東京外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、中国語) Tel.: 03-5339-8625
- 大阪外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語) Tel.: 06-7709-9465
- 名古屋外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、韓国語) Tel.: 052-972-0253
- 愛知労働局労働基準監督課 Tel.: 0532-54-1192
- 豊橋労働基準監督署 Tel.: 0532-54-1192

- 通訳配置している全国の公共職業安定所(ハローワーク)一覧
(設置所により、対応可能な言語及び取扱時間は異なります。)

<http://www.mhlw.go.jp/bunva/kovou/dl/12048.pdf>
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/kovou/zaikokuin/index.html

日常使う日本語

- ありがとう(ARIGATOU) THANK YOU
- おはよう(OHAYOU) GOOD MORNING
- こんにちは(KON-NICHWA) HI/HELLO
- すみません(SUMIMASEN) EXCUSE ME
- ごめんなさい(GOMEN-NASAI) SORRY
- 私(WATASHI) I
- 夫(OTTO) HUSBAND
- 妻(TSUMA) WIFE
- 家族(KAZOKU) FAMILY
- 子ども(KODOMO) CHILD
- 学校(GAKKOU) SCHOOL

【チェックリスト】

(入国後1か月以内の事項)

- 住居は見つかりましたか?
- 賃貸契約の内容や居住条件について、よく理解して契約しましたか?
- 住民登録**
- 住民登録(市役所への住所の届出)を済ましたか? →住所を定めてから、14日以内に届出が必要です。
- 医療・保険**
- 身近にある診療所や個人医院がどこにあるか知っていますか?
- 公的医療保険(働く人のための「健康保険」、または、その他の人のための「国民健康保険」)に加入しましたか?
- 就学**
- 子どもが通う学校を決めましたか?
- 就労**
- 就労先は見つかりましたか? →ハローワークで相談できます。
- 就労に際し、労働条件について、自分で確認しましたか?

地域の生活

- あなたの住んでいる地域のゴミ出しのルールを知っていますか?
- 日常的に(特に夜間や早朝)に大きな音(騒音)を出さないように注意していますか?
- 近所の人に出会ったとき、あいさつをしていますか?
- 地域自治会への加入などにより、地域社会との関わりを持っていますか?
- 同じ国の出身者によるネットワークへの参加などにより、同じ国の出身者とのコンタクトがありますか?

災害

- 災害時の避難場所を知っていますか?

(入国後3か月以内の事項)

- 日本語学習**
- 日本語学校や日本語教室などで、日本語を学習していますか?
- 税金と社会保険料**
- 住民税など納入すべき税金や保険料を納入していますか?

日本入国後1か月以内に 行うことが望まれる事項

住居

日本の住宅には、「民間の賃貸住宅」、「公的住宅」、「持ち家」の3種類があります。「賃貸住宅」は、家主から借り手へ賃貸契約を結びます。これを「賃貸契約」といい、契約期間は一般的に2年間になります。賃貸契約をする際には家賃以外に、敷金、礼金、仲介料などの支払いが必要になります。詳しくは不動産屋で確認してください。公的住宅の入居資格は、住民登録済みであることや所得基準など細かく決められているので、その公的住宅を管理する自治体（役所）やUR都市機構に問い合わせてください。

「民間の賃貸住宅」と「公的住宅」では、家主の許可をもらわないで家族以外の人と一緒に住まわせることはできません。来日直後、一時的に友人等の家に住むことを考えている場合も、できるだけ早く、自分の住居を見つけてしまおう。

住民登録

日本国内において住所を定めた場合、住所を定めた日から14日以内に、住んでいる市区町村の役所で住民登録をしなければなりません。この際、外国人家族で住んでいる場合には、世帯主との関係を証明できる文書を持参してください。また、日本国内で外国人（日本国籍を持たない人）が生まれた場合、出生した日から14日以内に市区町村の役所に出生届を提出し、住民登録を行うとともに、出生した日から60日を超えて日本に滞在しようとするときは、出生した日から30日以内に地方入国管理局に在留資格の取得を申請してください。住民登録は、世帯主（住居及び生計をともにする集団の中心となる人）又は住所を定めた本人が市区町村の役所で届出をします。

在留カード

法務大臣から中長期在留者に交付される「在留カード」は、日本の身分を証明するものです。16歳以上の人は、「在留カード」を常に携帯しなければなりません。

医療・保険

（医療）

日本においては、日本語以外では対応できない医療機関もあるほか、症状を正しく伝えるためにも、できるかぎり日本語の話せる方と一緒に行きましょう。各都道府県においては、医療機関の情報をホームページで公表しており、医療機関ごとに対応可能な言語を確認できますので、あらかじめ調べておきましょう。

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。まず診療所で診察を受け、必要なら大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アレルギー一体質などのときには、前もって受付や看護師などに伝えてください。病院へは健康保険証を持参します。

また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

（保険）

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。

日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が加入する「健康保険」と、自営業者や無職の方などを対象とする「国民健康保険」の2つがあります。公的医療保険に加入している、基本的に全国一律に決められた医療費の30%を支払うだけです。医療費はすべて自己負担となります。

教育

日本の教育制度は基本的に、幼稚園3年、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年（短期大学は2年）となっています。

日本人には子どもを小学校や中学校などに就学させる義務があります。日本に住んでいる就学年齢（満6歳～満15歳）の外国籍の子どもも、日本人と同様、授業料の負担なく地域の小学校や中学校などへの入学や編入ができます。また、外国籍の子どもを対象とした外国人小学校も開設されています。

子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行いましょう。そのために居住地の市区町村の役所と相談してみよう。

就職

日本では、合法的に在留し、就労できる在留資格を有する外国人に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）が雇用の管理の改善や失業した場合の再就職の支援を行っています。

また、就労に際し、労働条件について、自分で確認することが大切です。労働契約とは、働くときにあなたと使用者が交わす契約のことです。労働契約を結ぶときに、使用者は、賃金（給料）、労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することに合っています。契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらおうなどして、必ず内容を確認してください。

使用者が書面で通知しなければいけない労働条件は次のとおりです。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をとする場所、仕事の内容
- ・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ・退職に関すること

会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則（会社のきまり）」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

地域における生活

近所の人と積極的にあいさつしましょう。地域のいろいろな情報も教えてもらえるかもしれません。自分の名前やどんなことをしているかなど、簡単な自己紹介をしましょう。

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもちろんだ、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。

ゴミの出し方は地域（市区町村）によって異なり、しかも、ゴミは種類ごとに、出す曜日と時間が決まっています。ゴミの出し方のルールを確認しましょう。

日本では一般的にどの市区町村でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。活動は住民の会費で運営されており、外国籍の方でも住民であれば加入できます。加入すれば、地域の情報を得ることもできます。

災害

日本は、地震や台風が多い国です。こうした自然災害での被害を少なくするため、普段から防災対策を整えるとともに、いざというときの避難場所を確認しておきましょう。

日本入国後3か月以内に 行うことが望ましい事項

日本語学習と母語の保持

日本で生活する上で、日本語は極めて重要です。

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かれます。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されており、誰でも参加することができま。詳しくは国際交流協会や都道府県または市区町村の役所へ問い合わせてください。

また、子どもの母語の保持については、同国人のネットワークや外国人学校に関心合わせ、母語の新聞、雑誌などで、日本に関する情報を集めることもできるでしょう。

日本の税制度

日本に住んでいる人は、外国籍の人であっても一定の所得があれば、日本人と同じように税金を納入する義務があります。

日本の税金は大きく分けて国に納入する国税と、都道府県・市区町村に納入する地方税があります。

理由なく税金を納入しないと、行政サービスを受けることができない場合もありますので、注意してください。

【Lista de Checagem】

(Dentro de 1 mês após a entrada)

Moradia

- Encontrou moradia ?
- Efetuou o contrato de locação após entender bem os artigos do contrato e as regras de moradia ?

Registro do Residente

- Fez o Registro do Residente (registrou seu endereço na prefeitura)? Deve se apresentar à prefeitura para fazer o Registro no prazo de 14 dias a partir da data em que fixou sua residência.

Tratamento Médico/ Seguro Saúde

- Sabe onde ficam as clínicas e os hospitais da comunidade ?
- Inscreveu-se no seguro de saúde público ("Seguro Saúde" para os que trabalham nas empresas e "Seguro Nacional de Saúde" para os demais) ?

Educação

- Matriculou seu filho na escola?

Emprego

- Arrumou o emprego ?
- Se não, consulte a Hello Work.
- Confirmou pessoalmente as condições de trabalho ao ser empregado ?

Vida Cotidiana na Região

- Sabe as regras para descartar lixo ?
- Toma cuidado para não fazer barulho alto no dia-a-dia (principalmente à noite e de manhã) ?

- Cumprimenta os vizinhos ao vê-los ?

- Estabelece relacionamento com a sociedade regional, por meio de inscrição em associações autônomas de moradores (Iichikai) etc. ?

- Tem contato com as pessoas provenientes de mesmo país por meio de participação na rede de conterrâneos etc. ?

Calamidades naturais

- Sabe onde ficam os refúgios no caso de calamidades naturais ?

(Dentro de 3 meses após a entrada)

Língua Japonesa

- Está estudando a língua japonesa na escola da língua japonesa ?

Seguros Sociais

- Sabe como inscrever-se nos seguros sociais (seguro de saúde, seguro de pensão, seguro contra acidentes de trabalho, seguro desemprego e seguro de assistência ao idoso) ? → Se não sabe, veja o site de Guia Multilíngue de Informações Cotidianas.

Lista de Contato dos Guiachês de Consulta

(※Existem idiomas com dias de atendimento restritos.)

Consultas Gerais

- Centro de Apoio e de Consultas aos Estrangeiros (Chinês, Inglês, Português, Vietnamita, Espanhol, Indonésio, Bengali)
Tel.: 03-3202-5535

Assuntos Jurídicos

- Centro de Apoio Legal do Japão – Hou Terassu (Japonês, Inglês) Tel.: 0570-078374

Tráfico Humano

- ONG Centro de Consultas sobre Tráfico Humano e Mulheres (Japonês, Inglês, Tagalo, Tailandês)
Tel.: 03-5339-8625

Busca de Emprego

- Centro de Assistência de Emprego para Estrangeiros em Tokyo (Inglês, Chinês)
Tel.: 03-3588-8639
- Centro de Assistência de Emprego para Estrangeiros em Osaka (Inglês, Português, Espanhol, Chinês)
Tel.: 06-7709-9465
- Centro de Assistência de Emprego para Estrangeiros em Nagoya (Inglês, Português, Espanhol, Chinês, Tagalo, Coreano)
Tel.: 052-972-0253 Tel.: 0532-54-1192

• Lista das Agências Públicas de Emprego (Hello Work) com intérprete em todo o país (Português)

- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/12048.pdf>
- http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikojuj/index.html

Palavras Cotidianas

- OBRIGADO(A) ありがとう (ARIGATOU)
- BOM DIA おはよう (OHAYOU)
- BOA TARDE こんにちは (KON-NICHIWA)
- COM LICENÇA すみません (SUMIMASEN)
- DESCULPE ごめんなさい (GOMEN-NASAI)
- EU 私 (WATASHI)
- MARIDO 夫 (OTTO)
- ESPOSA 妻 (Tsuma)
- FAMÍLIA 家族 (KAZOKU)
- CRIANÇA 子ども (KODOMO)
- ESCOLA 学校 (GAKKOU)

Telefones de Emergência



- Polícia Tel.: 110
- Ambulância Tel.: 119
- Bombeiro Tel.: 119

Palavras de Emergência

- SOCORRO! 助けて (TASUKETE)
- LADRÃO 泥棒 (DOROBOU)
- POLÍCIA 警察 (KEISATSU)
- INCÊNDIO 火事 (KAJI)
- AMBULÂNCIA 救急車 (KYUUKYUUSHA)
- HOSPITAL 病院 (BYOUIN)
- PARE 止めて (YAMETE)
- SAIA DAQUI 出て行って (DETEITTE)
- DÓI 痛い (ITAI)
- VIOLÊNCIA 暴力 (BOURYOKU)
- DOENÇA 病氣 (BYOUKI)
- ACIDENTE 事故 (JIKO)
- MACHUCADO 怪我 (KEGA)
- TERREMOTO 地震 (JISHIN)
- ELEVAÇÃO DE TERRENO / COLINA 高台 (TAKADAI)
- EVACUAÇÃO 避難 (HINAN)
- EU NÃO FALO JAPONÊS 日本語をせん (NIHONGO HANASE MASEN)

Para maiores informações veja os sites abaixo;

Este folheto está baseado no "Guia Multilíngue de Informações Cotidianas" produzido pelo Conselho de Órgãos Autônomos Locais para a Internacionalização.

- Ministério dos Negócios Estrangeiros do Japão

http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html

- Gabinete do Governo do Japão

<http://www8.cao.go.jp/fejju-portal/port/index.html>

- Departamento de Promoção de Políticas para Residentes Estrangeiros

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/es/index.html>

- Conselho de Órgãos Autônomos Locais para a Internacionalização (CLAIR)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_ryousei/ryousei/zairyu.html

- Ministério de Negócios do Interior e Comunicação

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_ryousei/ryousei/zairyu.html

Guia para a vida cotidiana no Japão

Prefácio

Para as pessoas que pretendem começar a vida no Japão:

Adquirindo-se informações corretas, será possível levar uma vida tranquila.

Este guia resume as informações básicas necessárias para começar a vida no Japão.

Favor usar a lista de checagem anexa sobre o que deve ser feito dentro de 1 mês, e dentro de 3 meses, após a entrada no Japão.

Desejamos que a sua vida no Japão seja segura e confortável.

Segunda Versão
Agosto de 2012

Ministério dos Negócios
Estrangeiros do Japão

Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 1 mês após a entrada no Japão

Moradia

A moradia no Japão pode ser classificada em três categorias: habitações de aluguel do setor privado, habitações públicas e casas próprias.

É necessário firmar um contrato para alugar um imóvel. É chamado de contrato de locação e o prazo, em geral, é de 2 anos.

Ao fazer o contrato de locação, além do valor do aluguel, é necessário pagar o depósito (*shikikin*), a comissão do proprietário (*reikin*), e a comissão da imobiliária (*chukairyo*). Maiores detalhes devem ser conferidos com a agência imobiliária.

A qualificação para a ocupação de uma habitação pública é regida minuciosamente exigindo-se, por exemplo, a conclusão do registro de estrangeiro e nível de renda. Portanto, as informações devem ser obtidas nos governos locais (*Yakusho*) que administram essa habitação pública, e no sistema metropolitano UR (*Urban Renaissance Agency*).

Nas habitações de aluguel do setor privado e habitações públicas, não é permitido residir com as pessoas que não são os membros da família, sem autorização do proprietário do imóvel. Quem está planejando morar nas casas de amigos ou de conhecidos temporariamente logo depois da vinda ao Japão, deve procurar sua própria moradia o mais rápido possível.

Registro do Residente

O estrangeiro residente deve se apresentar à prefeitura para fazer o Registro do Residente no prazo de 14 dias a partir da data em que define o endereço novo na circunscrição da prefeitura.

Se o estrangeiro permanecer no Japão em casa de família onde o chefe de família é cidadão estrangeiro, será preciso apresentar os documentos que comprovem o relacionamento desse estrangeiro com o pai ou mãe de criança deve informar o seu nascimento à prefeitura no prazo de 14 dias a partir da data do nascimento dessa criança, sendo que, para que essa criança possa permanecer no Japão além de 60 dias desde o nascimento, precisa apresentar o formulário de solicitação e os documentos que comprovem o nascimento como a certidão de nascimento para o Escritório Regional do Controle de Imigração no prazo de 30 dias a partir da data do nascimento, além de solicitar a aquisição do status do residente.

O Registro do Residente deve ser feito na prefeitura pelo chefe de família (chefe do grupo onde estrangeiro vive junto, que compartilha meios de subsistência e moradia) ou própria pessoa que definiu endereço.

Cartão do Residente

Cartão do Residente emitido pelo Ministro da Justiça para estrangeiro que permanece no Japão. É um comprovante de status do residente no Japão. Estrangeiro acima de 16 anos deve portar sempre o Cartão do Residente.

Tratamento Médico e Seguro Saúde

(Tratamento Médico)

No Japão, além de existirem instituições médicas que não atendem em outros idiomas além de japonês, e também para se transmitir os sintomas corretamente, na medida do possível, procure ir acompanhado de alguém fluente no idioma japonês. Os governos provinciais divulgam na internet as informações referentes às instituições médicas e os idiomas atendidos de cada instituição médica.

As instituições médicas no Japão são classificadas em hospitais equipados para oferecer serviços de internação e exames, e clínicas com as quais a população se mantém um contato mais frequente.

Aconselhe-se procurar as clínicas para consulta, e depois os hospitais para um atendimento mais especializado, caso for necessário.

Quando há restrições por motivos religiosos na vida diária ou no tratamento, ou devido à natureza alérgica, comunique na recepção ou aos enfermeiros com antecedência.

Leve a Carteira de Seguro de Saúde para ser atendido nos hospitais ou nas clínicas.

Além disso, caso esteja tomando algum medicamento, é recomendável levá-lo também.

(Seguro Saúde)

Todos os residentes no Japão, independentes de nacionalidade, devem se inscrever a um sistema público de seguro de saúde.

Há dois tipos básicos de seguro de saúde: o Seguro de Saúde (*Kenko-hoken*) voltado aos empregados em empresas, e o Seguro Nacional de Saúde (*Kokumin-kenko-hoken*), voltado para os trabalhadores autônomos, desempregados e outros.

Quem está associado ao seguro de saúde acima só paga 30% do valor das despesas médicas determinadas pela tabela única para todo o Japão, enquanto que quem não está associado deve arcar com a totalidade dos custos.

Educação

O sistema educacional do Japão é constituído basicamente por 3 anos de jardim de infância, 6 anos de curso primário, 3 anos de curso ginásial, 3 anos de curso colegial e 4 anos de curso universitário (2 anos no caso de faculdades de curta duração).

Para o povo japonês é obrigatório matricular a criança no primário e ginásio. As crianças estrangeiras na idade de escolaridade obrigatória quem vivem no Japão podem se matricular ou serem transferidas para as escolas primárias e ginásiais da região sem necessidade de pagar mensalidades da mesma forma que uma criança japonesa.

Além disso, existem as escolas estrangeiras para as crianças de nacionalidades estrangeiras.

Pense no futuro dos seus filhos e matricule-os nas escolas. Para isso, aconselhe-se consultar a prefeitura da sua cidade.

Emprego

No Japão, as Agências Públicas de Emprego (*Heilo Work*) dão apoio na busca de emprego caso for desempregado e ao melhoramento na gestão de emprego para os estrangeiros quem estão residindo no país legalmente e possuem a qualificação de permanência para trabalhar.

É importante que as condições de trabalho são confirmadas pessoalmente pelo voce mesmo, na hora de ser empregado. O contrato de trabalho é o contrato firmado entre voce e o empregador quando voce é empregado.

Ao firmar o contrato de trabalho, o empregador tem a obrigação de informar por escrito as condições de trabalho, como o valor do salário e o número de horas de trabalho etc. confirmar o conteúdo do contrato para o seu idioma para confirmar o conteúdo sem falta, quando o documento está escrito em japonês.

São as seguintes as condições de trabalho que o empregador deve comunicar ao trabalhador por escrito:

- Período do Contrato de Trabalho
- Local de trabalho, detalhes do trabalho
- Horário de início e término, existência ou não das horas extra, tempo de descanso, dias de folga, férias, etc.
- Método de determinação, cálculo e pagamento do salário, prazos de fechamento e pagamento
- Sobre o desligamento

É necessário que o trabalhador confirme se existem, na empresa onde trabalha, os regulamentos internos de emprego que estabelecem as condições de trabalho ou as regras de serviço.

Cotidiano na Região

Cumprimente ativamente os vizinhos. Eles podem fornecer várias informações sobre a área. Faça uma breve auto-apresentação, informando o seu nome e o que faz, etc.

O barulho feito na vida diária pode causar conflito com os vizinhos. Tome cuidado para não fazer o barulho excessivo no dia-a-dia, bem como durante a noite e de manhã cedo.

As regras para jogar o lixo varia de área (cidade ou bairro) para área. E cada tipo de lixo só é coletado nos dias de semana, local e hora determinados. Confira as regras de descarte de lixo.

No Japão, na maioria das cidades e bairros há organizações dos moradores chamadas de Associação dos Moradores do Bairro (*Chonai kai*) ou Associação Autônoma dos Moradores (*Jichi kai*). As atividades são financiadas pela contribuição dos moradores.

Os estrangeiros, sendo moradores, também podem participar. Juntando-se às Associações, pode-se obter as informações referentes à área.

Calamidades Naturais

O Japão é um país com grande incidência de terremotos e tufões. Para minimizar os danos a serem causados por essas calamidades naturais, é importante se preparar com as medidas de prevenção e verificar com antecedência o caminho e o local de abrigo mais próximo.

Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 3 meses após a entrada no Japão

Aprendizagem do Japonês e Preservação da Língua Materna

O idioma japonês é extremamente importante para se viver no Japão.

Os locais de ensino da língua japonesa são divididos basicamente entre as escolas de japonês (*Nihongo Gakko*) e outros locais de ensino.

Os cursos nas escolas de japonês são pagos mas os cursos ou aulas nos outros locais de ensino são gratuitos ou de taxa relativamente baixa.

Os governos locais, as Associações de Intercâmbio Internacional, entidades particulares e organizações voluntárias oferecem as aulas ou cursos de japonês abertas para todas as pessoas, gratuitamente ou à taxa baixa.

Para maiores informações, consulte as Associações de Intercâmbio Internacional, governos provinciais ou prefeituras.

Com relação à preservação da língua materna das crianças, consulte à comunidade dos conterrâneos ou as escolas estrangeiras.

Os jornais e revistas editados em língua materna também oferecem as informações.

Sistema de Impostos

Todos os residentes no Japão, mesmo os estrangeiros que têm a renda acima de um determinado nível, devem pagar obrigatoriamente os impostos assim como os japoneses.

Os impostos no Japão são classificados basicamente entre os impostos nacionais, pagos à Nação, e os regionais, pagos aos governos locais.

É necessário ter cautela para não deixar de pagar os impostos sem motivos justificáveis, porque há a possibilidade de não poder usufruir dos serviços públicos.

発表用資料

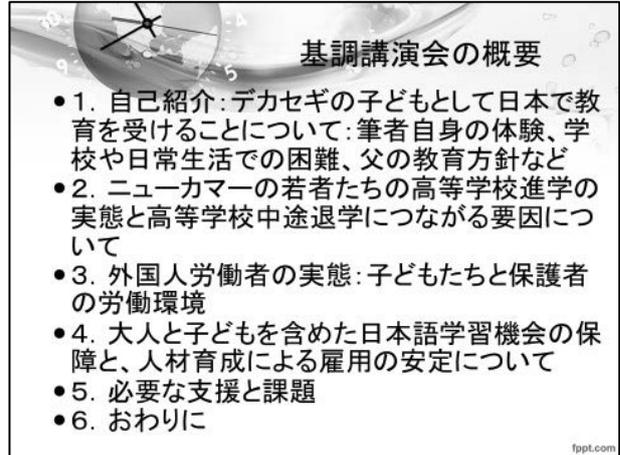
< 基調講演 >



12 外国人集住都市会議津会議2017
基調講演

「当事者として考えるニューカマーの子どもたちの現状と課題
— 第二世代の進路と将来像の実態 —」

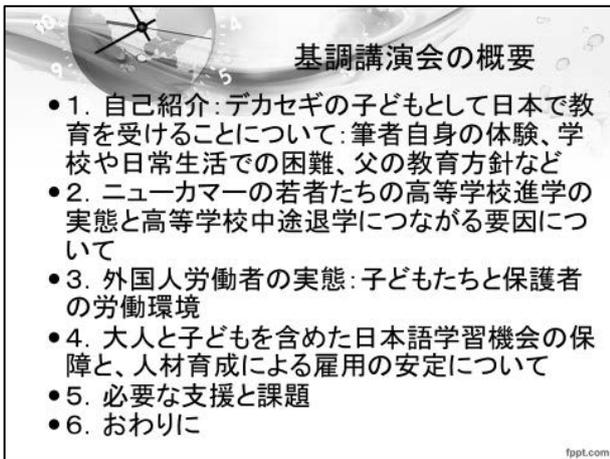
奈良学園大学 人間教育学部 助教
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス



基調講演会の概要

- 1. 自己紹介: デカセギの子どもとして日本で教育を受けることについて: 筆者自身の体験、学校や日常生活での困難、父の教育方針など
- 2. ニューカマーの若者たちの高等学校進学の実態と高等学校中途退学につながる要因について
- 3. 外国人労働者の実態: 子どもたちと保護者の労働環境
- 4. 大人と子どもを含めた日本語学習機会の保障と、人材育成による雇用の安定について
- 5. 必要な支援と課題
- 6. おわりに

fppt.com



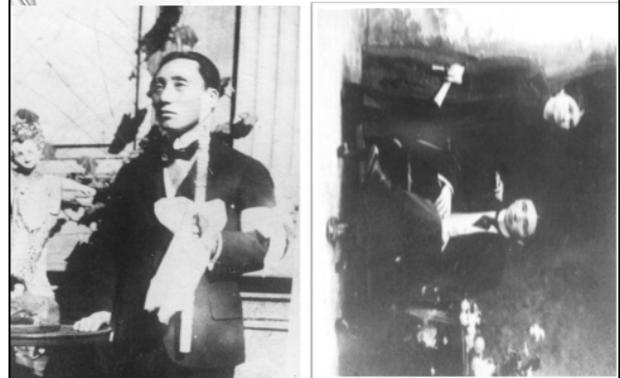
基調講演会の概要

- 1. 自己紹介: デカセギの子どもとして日本で教育を受けることについて: 筆者自身の体験、学校や日常生活での困難、父の教育方針など
- 2. ニューカマーの若者たちの高等学校進学の実態と高等学校中途退学につながる要因について
- 3. 外国人労働者の実態: 子どもたちと保護者の労働環境
- 4. 大人と子どもを含めた日本語学習機会の保障と、人材育成による雇用の安定について
- 5. 必要な支援と課題
- 6. おわりに

fppt.com

富山県出身の
曾祖父 村井国重

明治42年(1909年)12月17日ペルーへ
移民



デカセギの子どもとして日本で教育を受けることについて



母は1991年4月、父は1991年10月に
来日し、派遣会社に連れられ、三重県伊賀市の自動車用部品の製造業へ



来日の目的は、ペルーで一軒家を
建て、一階でパン屋をすること



中学校生活

1997年1月から中学校に入り、わずか2ヶ月で卒業し、

- 1997年4月定時制高校進学

fppt.com



高校生活

仕事

学校生活

家庭

fppt.com



大学

京都ノートルダム女子大学人間文化学部生涯発達心理学科卒業

大学院

三重大学大学院人文社会科学研究科地域文化論専攻修士課程修了

5年間 教育委員会 小中学校教育課 外国人児童生徒巡回相談員を得て、

現在奈良学園大学人間教育学部で助教

fppt.com

2. ニューカマーの若者たちの高等学校進学の実態と高等学校中途退学につながる要因について

- ① 高校進学に対する意識が高い、そして肯定的である
- ② 行政や地域のボランティアなどのサポートが充実している
- 問題を共有できる相談相手という役割を果たしている
- ③ 身近なロールモデルの存在



進路ガイダンス



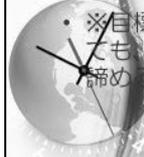
先輩からのメッセージの場面



課題

- ① 学力問題
- ② 入試試験の壁
- ③ 親の期待と自分の学力レベルの相違
- ④ 多様な将来の夢を描けない

※ 目標をたて、夢に向かって頑張ろうと思っても、大学の学費が払えないから大学進学を諦める青少年が少なくない。



高校進学できたにも関わらず、中途退学をする若者が少なくない。

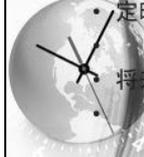
退学につながる要因として

- ① 学力の問題
- ② 進学した高校への無関心
- ③ 高校でのいじめ
- ④ 経済的な問題
- ⑤ 高等学校の教育制度が十分に理解されていないなど。



3. 外国人労働者の実態: 子どもたちと保護者の労働環境

- 外国人労働者の多くは非正規雇用で3か月から6か月の労働契約
 - 不安定な立場に置かれている。
- 人手不足を補うための使い捨て労働者
 - 残業が多い時には夜まで
 - 仕事が減ると解雇
- 定時まで働いても、低賃金
 - 生活費を稼ぐのが精一杯
- 将来、緊急時のための貯金ができず、余裕のない生活 → 生活困窮者



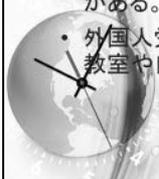
- 交代制勤務→シフト勤務のような4日勤務2日休日制等
- 週末出勤が多い→親子で過ごすまとまった時間はない
- 労働環境を改善しない限り、いつまでも不安定な生活
- 子ども自身の教育達成、学校生活に大きく影響



fppt.com

4. 大人と子どもを含めた日本語学習機会の保障と、人材育成による雇用の安定について

- 三重県における日本語指導を必要とする児童生徒は、南米と東南アジア出身者（漢字圏以外）が8割を占めている。
- 日本語と母語について「*ダブルリミテッド」の子どもたちが多く存在している現実を踏まえる必要がある。
- 外国人労働者の日本語学習機会がボランティア教室や自治体レベルでは限界がある。



fppt.com

- 人手不足解消のために彼らを受け入れる国や企業らが日本語学習機会を保障し、日本語学習へのモチベーションを上げる。
- 外国人労働者を受け入れる企業は「やさしい日本語」で彼らに対応できるように研修を受ける必要がある。
- 多様化が進んでいる今、やさしい日本語を共通語とし、そのスキルを習得する必要がある企業側にもある。
- 今後入国する日系4世、5世が、当初のデカセギが歩んだ苦しい道を体験させないように、早急に対策を考え、実行する必要がある。



fppt.com

5. 必要な支援と課題

- 基礎的な日本語力を身に付けるだけでなく、各教科の学力も高めることが必要。
- 初期の日本語指導、適応教室の充実、学習支援教室運用のための補助が必要。
- 経済的な理由で進学できないケースも多いので、彼らを対象にした奨学金の増額、国立大学の入学枠の拡大の検討。



fppt.com

- ドロップアウトした若者が再出発ができるための支援として、教科や日本語の学習できる場の設置。
- 高校の卒業資格がないと正社員として雇ってもらえない
- 低賃金で不安定な労働契約、いつまでも貧困生活に置かれていく可能性が高い。
- 高卒資格に再挑戦する若者の支援が不可欠。



fppt.com

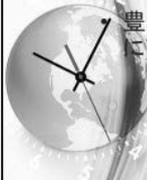
- 外国人の労働環境を改善し、日本語を学習する機会を確保し、使い捨て労働者ではなく、豊かな人材として養成することの重要性。
- 日本語能力の不足がネックになって、自分が希望する魅力ある仕事にはつけない。
- 日系4世、5世には、日本語習得問題だけで解決されない問題が多い。日本社会へ適応するための講座、日本で生活するための基礎的な知識など、入国後の早めの対応が必要不可欠。



fppt.com

6. 終わりに

- ニューカマーの子どもたちも将来日本の社会を担っていく一員であるという理解と認識が必要。
- 就学保障、入学後のサポートを学校、保護者、行政や地域のボランティアが連携して行う重要性。
- 豊かな人間性を持って社会に貢献できる大人に育成していきたいと切に願っている。



fppt.com

- 日系2世、3世の受入れにあたって学んだこと、同じ過ちを繰り返さないように、受け入れ国として対策を考える重要性。
- 外国人と日本人が共生できる社会の実現。
- 在留外国人が日本、県や市町を地元として考え、将来のため「共に築き上げていく」という共通意思や理解に繋がるための絆、関係性を作っていくことを願う。



fppt.com

**ご清聴
ありがとうございました。**



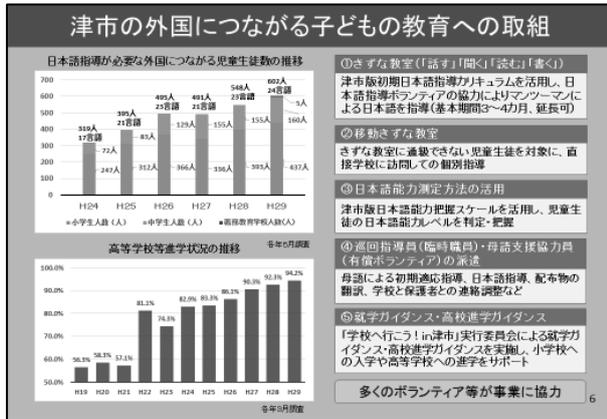
fppt.com

【参考文献】

細川 卓哉 2011年 外国人生徒の高校進学に関する教育課題—特別入学枠に着目して—
 古慶大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻『教育論叢』第64号 pp.5-12
 宮島高 外国人の子どもの教育 就学の現状と教育を受ける権利 東京大学出版会 2014
 ・オチャンテ カルロス 「三重県における日系南米人のFLOPPアフト問題」『平和研究セミナー
 論文集』pp.95-124 2010
 オチャンテ ロサ 「ニューカマーの子どもたちが抱えている諸問題」『日系ブラジル人・ペルー人の
 現在』三重大学人文学部文化共存研究センター 2009年9月30日
 オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 「不況後の日系南米の子どもの現状 親を取り巻く環境
 から学校生活まで」根田敏一『教育フォーラム51 いま求められる言語活動 読む力・書く力を
 重視して』全子書房、2013年2月 pp.145-155
 オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 「ニューカマーの子どもの義務教育後の進路選択と将来の
 展望」根田敏一『教育フォーラム54 各教科等の学習を支える言語活動 言葉の力をどう
 用いるか』全子書房、2014年8月 pp.118-128
 ・オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 「公立の小・中学校の不登校-不登校における生徒指導の
 課題 -外国人児童生徒の困難な体験からの考察-」奈良学園大学紀要第5集pp.27-35、平成
 28年9月
 オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 「高等学校中途退学の現状と生徒指導の課題—外国人児
 童生徒における体験からの考察—」人間教育研究第4号平成29年3月
 國宗 松雄 2013 栃木県における外国人生徒の進路状況—3 回目の調査結果報告—
 宇都宮大学国際学部研究論叢 第36号、pp.17-26
 根田ナルヒロ、オチャンテ 村井ロサ、メルセデス、オチャンテ 村井カルロス、小島 祥英 2014 外
 国 高校生を応援する仕組みづくりへの挑戦— NPO 法人MixedRoots x ユース ネット★こん
 のどうの実践報告—ボランティア学研究 Vol.14 pp.45-56



fppt.com



【事例紹介】きずな教室

きずな教室 毎週(月~金) 9:00~11:15実施

原則、個別指導!

授業	時間	内容
朝の会	9:00~9:10	
1限	9:10~9:55	日本語学習「話す」を中心の学習
2限	10:00~10:45	日本語学習「読む」を中心の学習
3限	10:45~11:05	「きずな」タイム 日本生活についての学習
帰りの会	11:05~11:15	

通級できない児童生徒は?

移動きずな教室

きずな教室ボランティア登録者数の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人数	30人	66人	51人	62人	64人	62人

国への投げかけ

外国人住民の日本語学習に対する国の支援は拡充されてきたが、基本的には、自治体レベルで行われる日本語教室が学習機会を提供している状況にある。

①外国人住民に対し、日本語学習の機会を保障する制度を導入すると共に、実践的な日本語教育の標準カリキュラムと能力判定方法の確立をお願いしたい。

②ボランティア講師の人材確保に加え、職業としての日本語教師の養成と活用を制度的に行えるような体制づくりをお願いしたい。

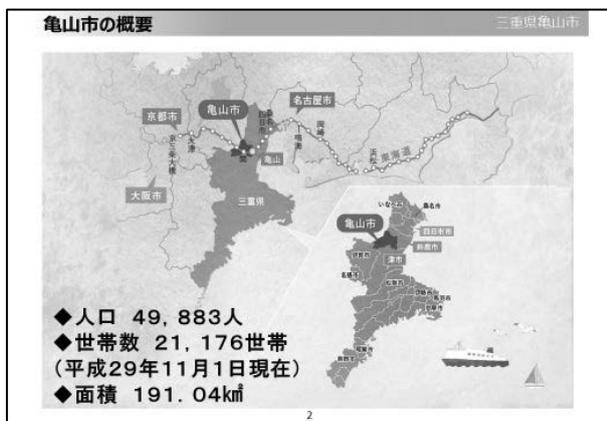
三重県亀山市

外国人集住都市会議 津会議2017

三重・滋賀・岡山ブロック

亀山市長
櫻井 義之
Yoshiyuki Sakurai

かめやま文化祭 イメージキャラクター
かめのぶんちゃん



亀山市の概要

三重県亀山市

亀山・関テクノヒルズ

関宿の町並み (重要伝統的建造物群保存地区)

東名阪⇄新名神 亀山ジャンクション

リニア中央新幹線

三重県亀山市

歴史・ひと・自然が心地よい
緑の健都 かめやま
の実現を目指して

目指すまちのイメージ

- 快適に過ごせるまち
- 心と体の豊かさを感じられるまち
- 活力のあるまち
- 豊かな子育てができるまち
- つながりと交流のあるまち

住めば、
ゆうゆう...

4

三重県亀山市

亀山市の外国人の状況

亀山市の外国人住民
国籍数 33ヶ国
人口 1,936人
外国人の割合3.9%
(平成29年11月1日現在)

外国人住民数の推移 (H17.4～H29.10)

5

三重県亀山市

日本語学習の重要性

外国人住民が日本語を習得することで・・・

- ①職の安定、生活の安定
- ②社会保障費増大の抑制
- ③外国につながる子どもの教育の充実
- ④地域社会の担い手になる

**外国人住民の日本語学習・
日本語の習得は非常に重要**

6

三重県亀山市

亀山日本語教室の現状

亀山日本語教室の申込者数と認定者数

年	申込者数	認定者数
2011年	56人	21人
2012年	49人	18人
2013年	66人	18人
2014年	76人	10人
2015年	51人	17人
2016年	79人	31人

日本語教室への年間の申込者数に対して、認定者は少数。
(認定者:たとえ年度途中からであっても最後まで教室に通った人は認定者としている。)

継続した学習につながるような手立てが必要

7

三重県亀山市

亀山日本語教室の現状

亀山日本語教室は、
今から17年ほど前にスタート

亀山日本語教室の現在のスタッフ構成

年齢・性別	人数	割合
18歳～39歳の女性	3人	15%
40歳～59歳の女性	5人	25%
60歳以上の女性	8人	40%
60歳以上の男性	4人	20%

※スタッフの人数は現在20人

◆高齢化が課題

◆スタッフの75%が女性。これからは更に女性の正規雇用、社会進出が進む。

➡負担の大きい日本語ボランティアを若い女性に頼るモデルはますます困難になっていく。

8

三重県亀山市

国への投げかけ

課題①
外国人住民にとって日本語の習得は重要。
学習意欲を高めるための制度的な後押しが必要

課題②
これまでのような地域日本語教室のモデル継続は困難

日本語講習参加の履歴と日本語能力に関連する項目を、「定住者」「永住者」等の在留資格の更新・変更の優遇措置項目に位置付付

日本語教育のボランティア講師の人材確保や、職業としての日本語教師の養成制度の導入

9

**外国人集住都市会議 津会議
2017**

三重・滋賀・岡山ブロック

伊賀市長 岡本 栄
Okamoto Sakae

IGA
NINJA
忍者市宣言

伊賀市の位置・概要



伊賀市は三重県の中央部にあり、周囲を山に囲まれた地域です。

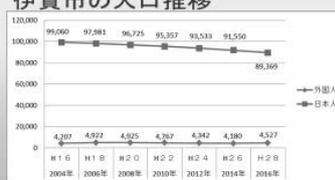
面積 558.23 k m²
人口 93,092人 (2017.10.31現在)
外国人住民の割合 5.1%

主産業 製造業 (自動車関連部品)
農業 (米) 畜産 (牛)

交通網 JR西日本・近畿日本鉄道
三重交通 (バス)

アクセス 関西国際空港→2時間
中部国際空港→2時間
京都→80分
大阪→80分
名古屋→80分
伊勢志摩→80分

伊賀市の人口推移



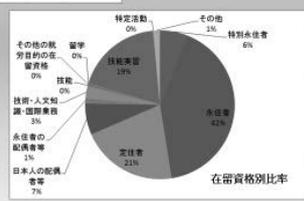
日本人人口
H16年 99,040人
H28年 89,369人
(9,691人減)

外国人人口 比率
H16年 4,207人 4.07%
H28年 4,527人 4.82%
(320人増)

【国籍別人口】

1位	ブラジル	1,969人
2位	中国	653人
3位	ペルー	450人
4位	ベトナム	346人
5位	韓国	280人

在留資格別比率



外国人の子どもの就学と就労

外国人集住都市における10代後半の子どもの84%は学校に通い、11%は就業している。

就学・就業の有無 (単位%)

就業している	学校に通っている	学校に在籍しているが通っていない	仕事を探している	職業訓練を受けている	病気やけがで仕事ができない	自宅にいて働いていない	不明	計
11.2	84.1	0.0	0.6	0.0	0.0	0.5	3.6	100.0

外国人の若年者 (16~19歳) の日本語能力と能力別就労割合 (単位%)

日本語能力	全体の割合	16~19歳で就労する者の割合
日本語が話せない (母国語は話せない)	16.3	17.5
母国語より日本語のほうが得意	31.0	7.8
日本語も母国語も同じくらい得意	29.3	45.8
日本語より母国語の方が得意	13.1	20.3
母国語が話せない (日本語は話せない)	7.2	3.0
日本語も母国語も同じくらい不得意	3.1	5.6
計	100.0	100.0

資料出所：外国人集住都市会議「外国人住民アンケート調査」(2014) 注) 第一子の集計結果

当市の教育に関する取り組み

- ・初期適応教室
- ・進路ガイダンス
- ・日本語指導コーディネーターの派遣
- ・日本語指導者研修会

伊賀市就学を支援する
外国人児童生徒受入促進事業
運営協議会

就学支援委員会

※就学促進
進路ガイダンス
通訳・翻訳支援

学習支援委員会

※初期適応教室
教育相談

指導研修委員会

※日本語指導支援員
外国人児童生徒教育研修会
日本語能力判定

運営協議会メンバー：市教育委員会、センター校教職員、市 (市民生活課)
伊賀市国際交流協会、上野商工会議所、伊賀日本語の会



平成29年度～
「特別の教育課程」のための基礎定数化
・外国人児童生徒等教育の充実（1対18）
平成29年度～平成38年度の10年間で、段階的に実施。

（従来からの支援策）
「徳国・外国人児童生徒等教育推進支援事業」

【現状と問題点】
1. 学校教育の中でも日本語支援を必要とする児童生徒が多い。
定住・永住化が進む中、日本の将来を担う外国人児童生徒への日本語教育指導の充実が必要。
2. 日本語を十分に学習できないまま、義務教育年限を越えてしまった子どもへの柔軟な対応。

【必要な対策】
1. 「特別の教育課程」を実施するため、必要な知識を持った指導者の配置及び育成。
2. きめ細かな教育を受けられる環境づくりと人材確保や財政的支援。

外国人集住都市会議 津会議2017

三重・滋賀・岡山ブロック

120年の絆、これからもずっとこの街で—四日市。

120
YOKKAICHI
四日市市制120周年

四日市市長
森 智広
Tomohiro MORI

四日市市の概要

■人口：312,159人
■世帯数：136,300世帯
（平成29年10月末現在）
■面積：206.44㎢

伊勢湾・ハマヒルガオ
鈴鹿山脈・茶畑

ボケはよいかいししの
マスコットキャラクター
こにゅうどうくん

のるきょろテンアツ
09-09-09

石油コンビナート
半導体

「31万人元気都市 四日市」

工場夜景

四日市博物館
時空街道「四日市宿」

四日市公舎と環境未来館

外国人市民の現状

外国人市民数(人)

ブラジル	2,167
韓国	1,524
中国	1,515
フィリピン	797
ベトナム	670
ネパール	467
ペルー	465
タイ	208
ポリアニア	207
インドネシア	123
その他	658
計	8,801

市総人口 312,159人
外国人割合 約2.8%

（平成29年10月末現在）

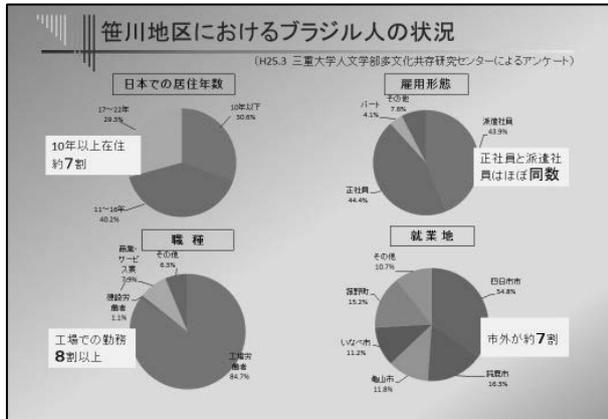
外国人市民の分布

「外国人市民も日本社会に適応し、地域の構成員として参画するまちづくり」

（写真：多文化共生サロン）

四郷地区にある菅川
団地（菅川地区）
＝多文化共生
モデル地区

菅川地区に基らず
外国人市民
1,564人
市内外国人市民の
20%



国への投げかけ

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針(雇用対策法第8条)

事業主による外国人従業員に対する日本語教育や日本の生活習慣等の理解促進のための指導

現状では努力義務

- ①企業による外国人従業員に対する日本語教育
- ②職業資格の取得の取り組み等

⇒支援する助成金制度の創設

外国人集住都市会議 津会議2017

「社会保障制度の加入促進に向けた環境整備について」

長野・岐阜・愛知ブロック
 豊田市長 太田 稔彦
 Toshihiko Ota

愛知県豊田市の概要

人口: 426,006人 (平成29年11月1日現在)
 外国人住民数: 16,438人 (平成29年11月1日現在)
 人口比率: 3.8% 面積: 918.32km² (愛知県全体の17.6%)

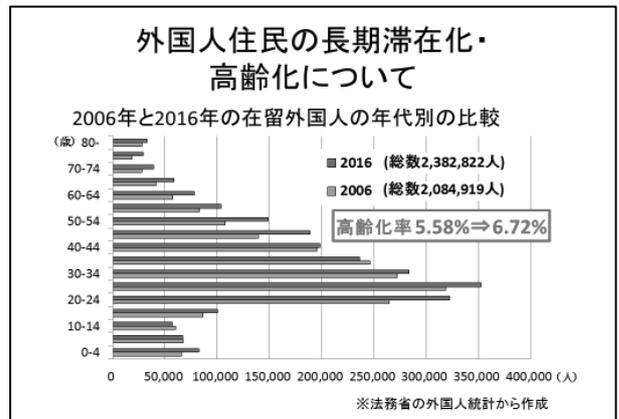
ものづくり産業のまち

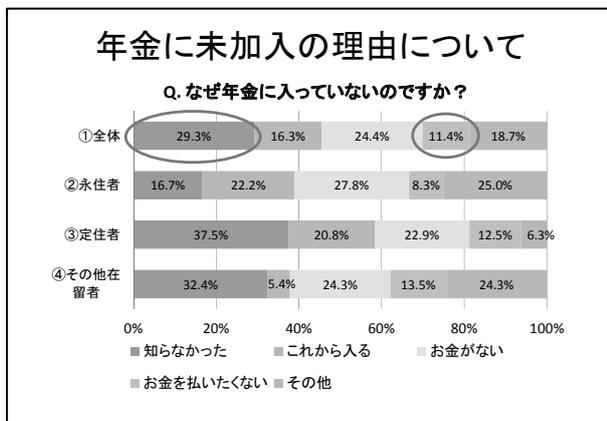
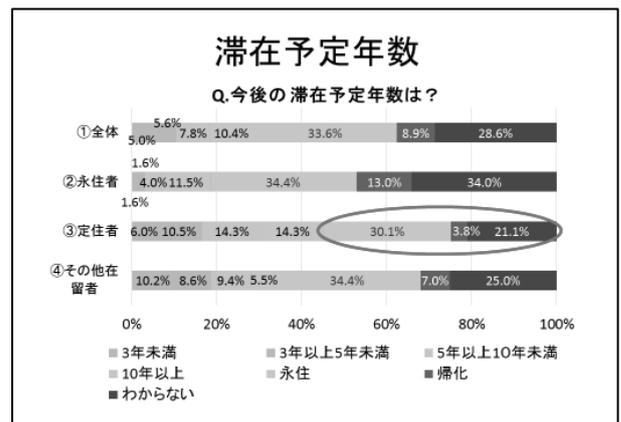
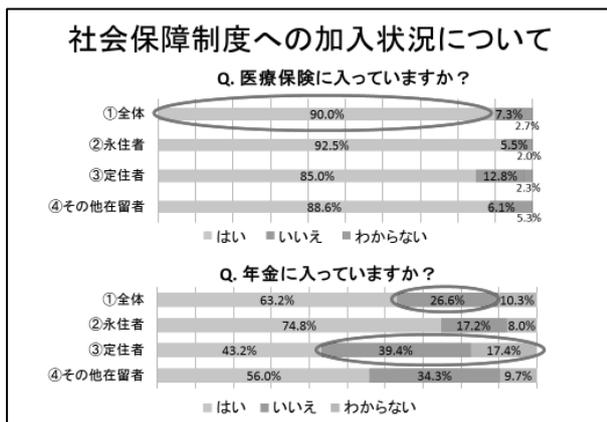
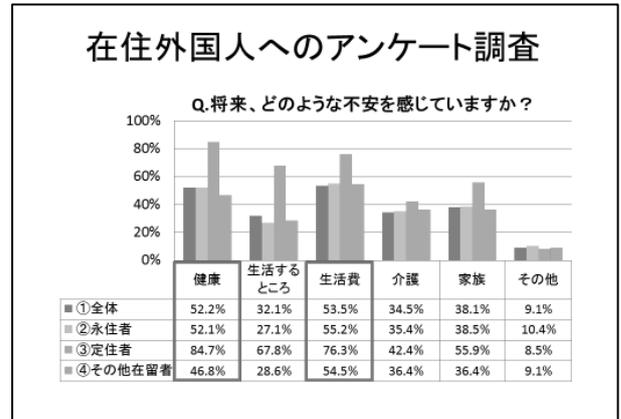
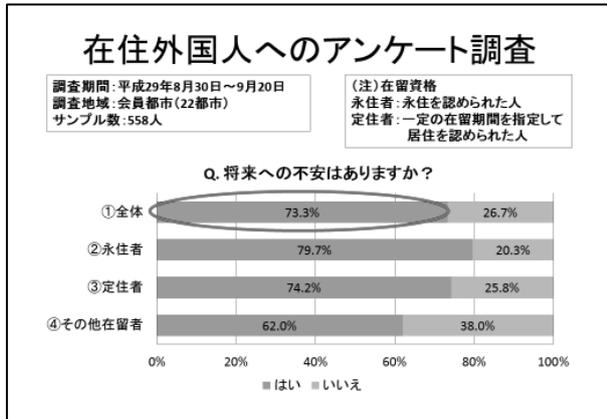
ラグビーワールドカップ™2019の開催

WE LOVE とよた

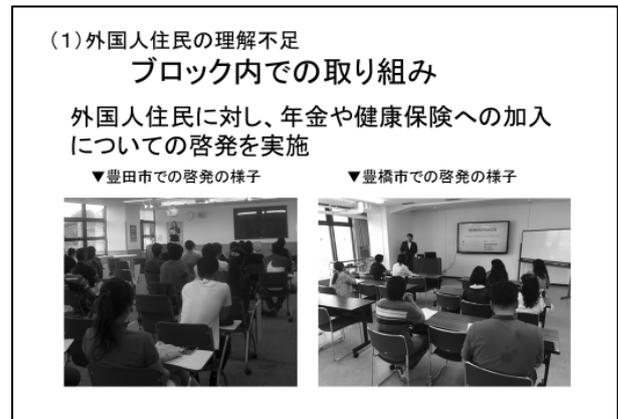
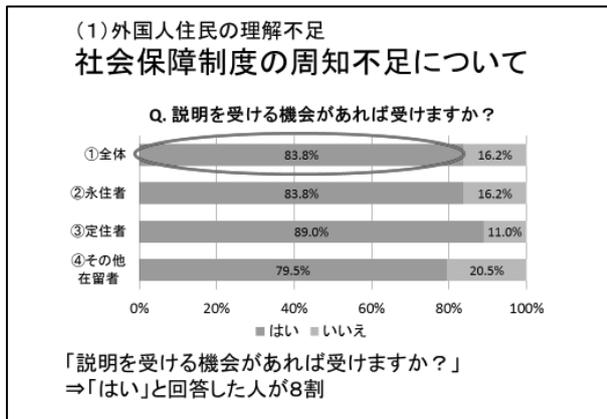
市域の約7割が森林

都市の国際化

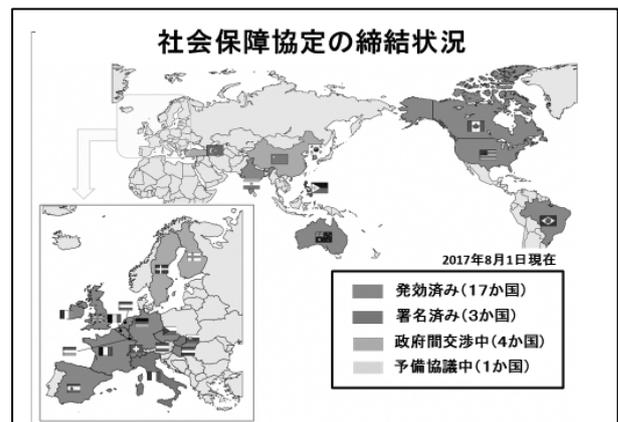




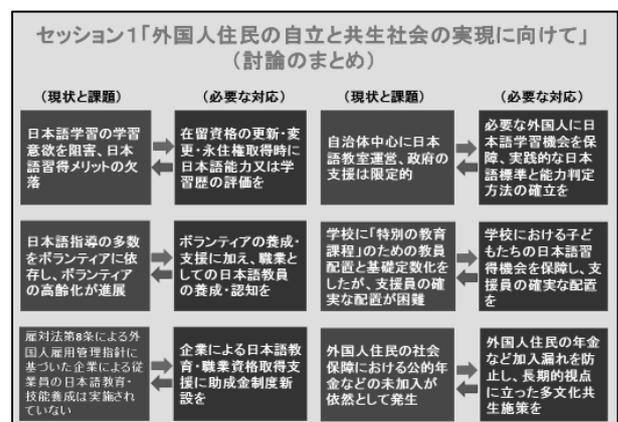
- ### 課題
- 外国人住民の理解不足**
 - 外国人住民の「言葉の壁」
 - 国や地方自治体の周知不足
 - 通訳職員・相談員の不足
 - 加入促進に向けた環境整備**
 - 年金の加入状況の正確な実態把握ができていない
 - 社会保障協定の締結国が少ない



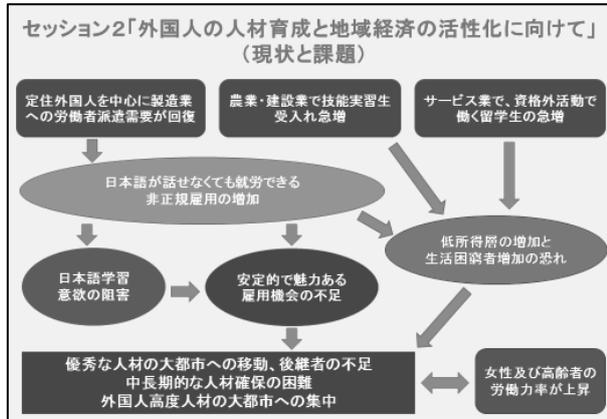
- 課題**
- (1) 外国人住民の理解不足
- ・外国人住民の「言葉の壁」
 - ・国や地方自治体の周知不足
 - ・通訳職員・相談員の不足
- (2) 加入促進に向けた環境整備
- ・年金の加入状況の正確な実態把握ができていない
 - ・社会保障協定の締結国が少ない



- 国への提言**
1. 年金への加入を在留資格(期限)の変更・更新の条件とする
 2. 国の機関に通訳職員を配置し、自治体の通訳職員の雇用や人材育成における支援を行う
 3. 社会保障協定の締結を促進する



<セッション2>



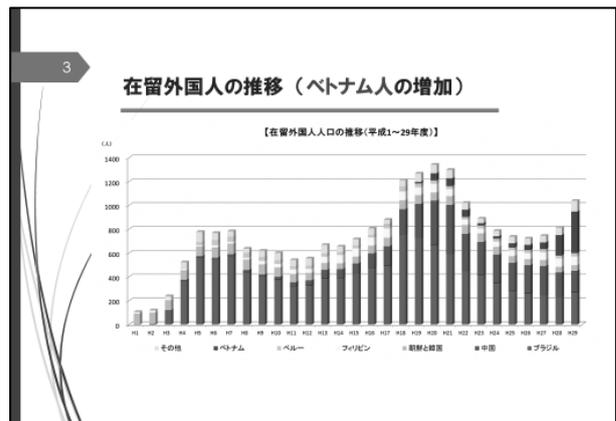
1 外国人集住都市会議 津会議 2017
総社市の多文化共生施策

総社市長 片岡 聡一

2 総社市の在留外国人の状況

(1) 総社市の人口
総人口:68,516人 平成29年11月1日現在
(対前年度 +347人)
うち在留外国人 1,160人(対前年度 +207人)
(総人口に占める割合 1.69%(対前年度 +0.29%)
うちベトナム人 469人(対前年度 +185人)
(対前年度 +40.4%)
(在留外国人に占める割合 36.1%)

(2)在留資格別内訳
ベトナム出身者は「技術実習生」
南米出身者は「定住者」「永住者」及びその配偶者



4 企業誘致の成功による雇用の拡大

シノブフーズ 平成25年5月操業開始
モンテル 平成26年9月操業開始
大黒天物産 平成27年5月操業開始

5 多文化共生施策①
地域コミュニティ等との連携

○総社市地域コミュニティ連絡協議会との
合同主催の多文化共生イベントの開催
○地域社会での自立した外国人住民たち
によるコミュニティづくり (H22.7設立)

6

多文化共生施策②
日本語教室の実施(文化庁委託事業)



7

多文化共生施策③
ハローワークとの協定(就労支援ルーム)

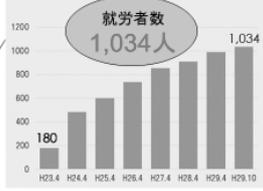
ハローワーク内にポルトガル語通訳を配置(H23. 7)



8

ハローワークとの協定 関連施策
障がい者千五百人雇用

すべての人が
共に生きていく社会へ



就労者数
1,034人

障がい者の
生き方が変わる



9

現状・課題について

様々な業種・職種で人手不足

地方では...

- ・若年層の大都市への流出
- ・地場産業の後継者不足が深刻化

外国人が多種多様な資格を習得するためのサポートをお願いしたい。
→企業ニーズに対応
就職率のアップ

10

国への投げかけについて

- ▶ 都道府県が、サービスの資格(介護、看護、理容・美容資格など)の取得を支援できるよう、国は外国人向けの職業訓練拡充のための財政支援や、定住外国人の職業選択の幅を広げるための支援を進めるべきである。

11



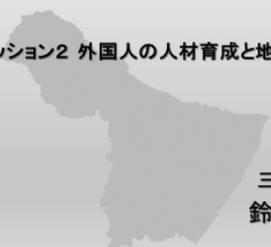
総社市
多文化共生

<http://www.facebook.com/city.soja.tabunka>

鈴鹿市
SAGAMI CITY

外国人集住都市会議津会議2017

セッション2 外国人の人材育成と地域経済の活性化に向けて



三重・滋賀・岡山ブロック
鈴鹿市長 末松 則子

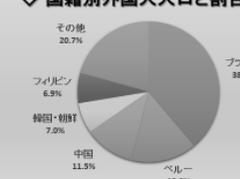
鈴鹿市
SAGAMI CITY

1 鈴鹿市における外国人の状況

◇ 外国人人口と比率 (平成29年10月末現在)

総人口	うち外国人人口	比率
200,882 人	7,993 人	3.98 %

◇ 国籍別外国人人口と割合 (平成29年10月末現在)



国名	人口
ブラジル	3,106 人
ペルー	1,201 人
中国	918 人
韓国・朝鮮	562 人
フィリピン	553 人
その他	1,653 人

鈴鹿市
SAGAMI CITY

婚姻届を提出する市役所で誓う 届け出挙式



鈴鹿市
SAGAMI CITY

2 鈴鹿市の多文化共生推進事業



鈴鹿市
SAGAMI CITY

3 鈴鹿市における「就労」に関する取組み

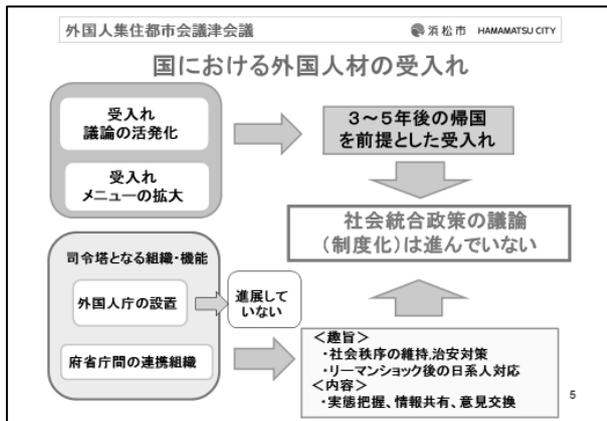
- ◇ ハローワーク・鈴鹿地域職業訓練センターとの情報交換
- ◇ 外国人を雇用する中小企業への聞き取り調査
- ◇ 市内私立大学との留学生に関する情報交換
- ◇ 第三国定住難民受入事業「就労」に関する勉強会
- ◇ 外国人を対象とした起業セミナーの実施



鈴鹿市
SAGAMI CITY

4 外国人の就労面における課題

- ◇ 人材派遣などの非正規雇用が依然として多数を占めている
- ◇ 留学生を取巻く状況が日本での就職・就労を難しくしている



外国人集住都市会議津会議 HAMAMATSU CITY

国への投げかけ

《外国人材の受入れについて》

- ・「未来投資戦略2017」
- ・技能実習適正化法・改正入管法の施行
- ・日系4世の就労資格制度導入検討 など

◎ 期間を限定した還流型だけではなく、長期滞在を視野に入れた社会統合政策が必要



外国人集住都市会議 津会議2017

三重・滋賀・岡山ブロック

ぼんぼこちゃん にんじゃえもん

滋賀県甲賀市 副市長 正木 仙治郎
Masaki Senjiro

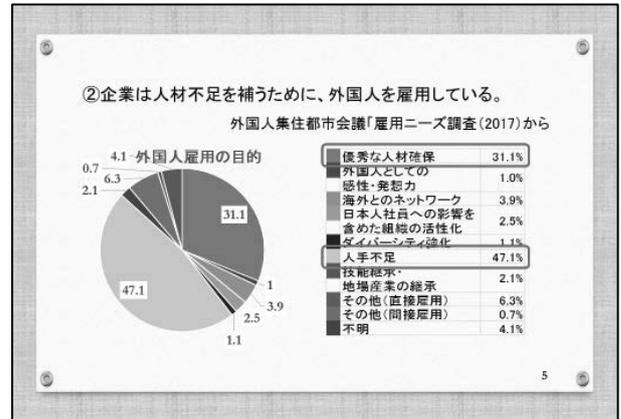
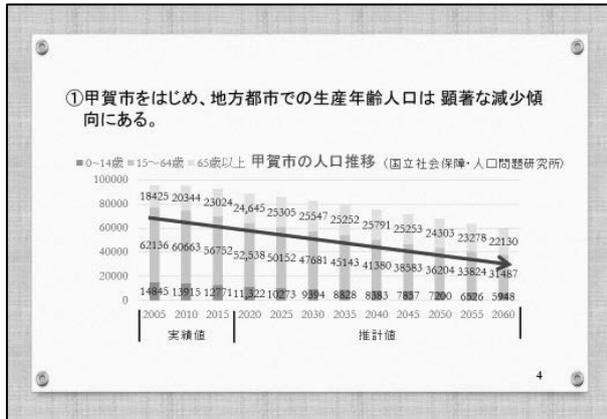
甲賀市の概要

市町村合併 平成16年10月 旧甲賀郡7町のうち、6町が合併して誕生

面積 481.62km² (滋賀県全体の12%)

産業 日本遺産 忍者・信楽焼ダブル認定、信楽焼と茶のまち
県内の製造品出荷額 第1位(9年連続)
第2次産業就業人口構成 第32位、従業員1人当りの製造品出荷額 第97位
(都市データバンク2017年版 東洋経済)





現状から見えてくる内容(1)

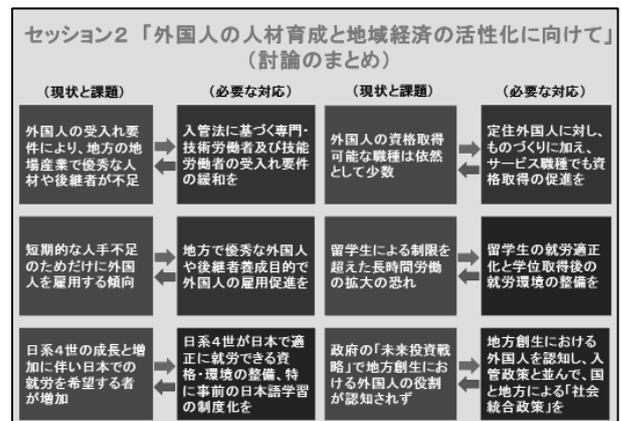
- ▶労働力の確保は、企業の死活問題につながる極めて重要な課題である。
- ▶若年層の都市部への流出、大学進学率の向上が中間技能人材不足(需給のミスマッチ)を加速している。
- ▶外国人高度人材を積極的に受入れているが、都市部への人口流出を加速させるにとどまり、地方都市の活性化にはつながっていない。

現状から見えてくる内容(2)

- ▶現在の二分化された外国人材の受入れ制度では、地方経済に必要な技能や技術を有する人材の確保は困難である。
- ▶今後、外国人雇用法が労働市場や地方経済で果たす役割を考えれば、出入国管理行政、特に在留資格制度について見直す必要がある。

国への投げかけ

- 出入国管理法の受け入れ要件の緩和、また、高度人材のポイント制を地方経済の活性化につながるよう見直すこと。
- 一定の職業資格を取得した者や、中間技能人材を受け入れる在留資格を創設すること。



<事例発表>

多文化共生をめざして
~壁をこわそう架け橋になろう 私達ができること~

MIFILCO 副代表
アンダーヤ ジョーイ ララ



笑顔
人



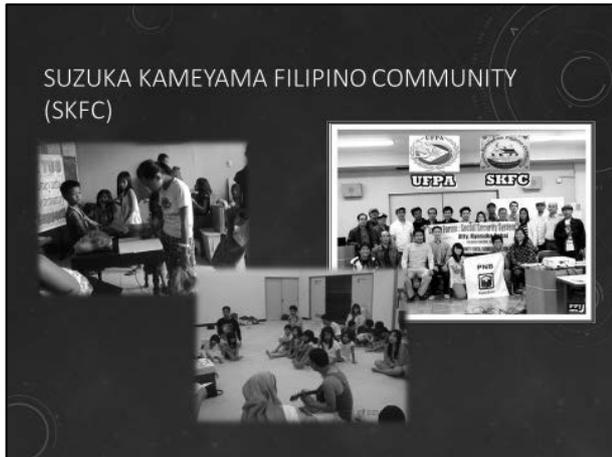
FAILURE OF EDUCATION HUMAN TRAFFICKING
SHORTENED LIFE-SPANS
GLOBAL WARMING RIGHTS
DISCRIMINATION WATER WARS
ECONOMIC FLUCTUATIONS HUMANITARIAN EMERGENCIES
MENTALLY INFIRM PHYSICALLY INFIRM
MARGINALIZATION ENVIRONMENTAL CHANGES
ETHNIC DISEASE
PREMATURE SEXUAL EXPERIMENTATION PHYSICALLY INFIRM
DISCRIMINATION ENVIRONMENTAL CHANGES ETHNIC DISCRIMINATION
SHORTENED LIFE-SPANS LOWLY EDUCATED
ENVIRONMENTAL CHANGES EMOTIONAL DEPRIVATION
MALNUTRITION CHILDHOOD DELINQUENCY
HUMAN DISPLACEMENT ENVIRONMENTAL CHANGES RIGHTS
SOCIAL DISORDER
PREMATURE EXPERIMENTATION STEREOTYPING SEXUAL EXPLOITATION EATING DISORDERS
CHILDHOOD DELINQUENCY WATER WARS RIGHTS MALNUTRITION
DYSFUNCTIONAL FAMILIES UNEMPLOYED THE ELDERLY LOWLY EDUCATED

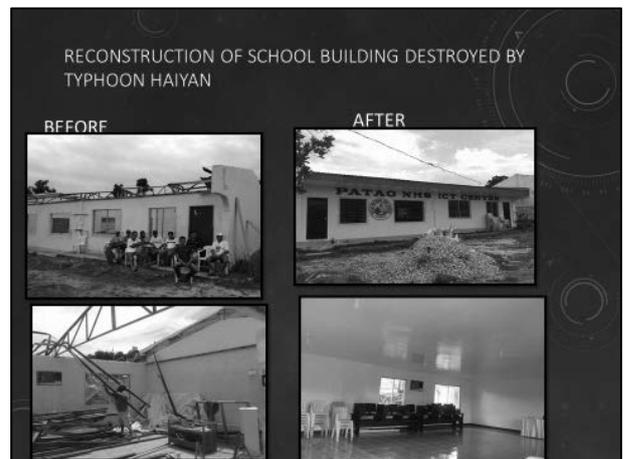
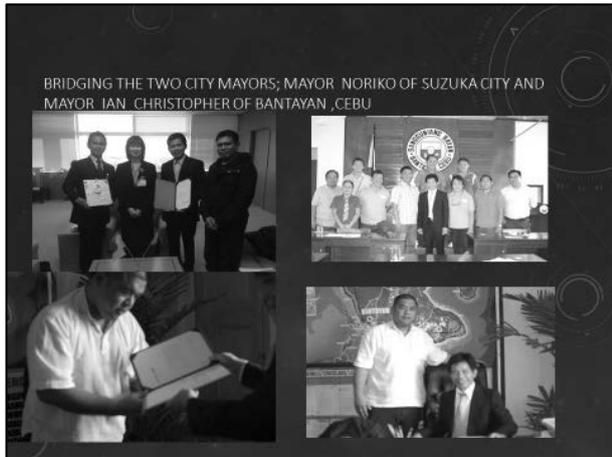




-
- 主な活動
1. 多文化共生
(We are One Human Family)
 2. 教育セミナー&ワークショップ
(Man should Be Guided By Moral Principles)
 3. ボランティア活動 (清掃活動)
(Create an Ethical society through Living for the Sake of Others) "Service for Peace"
 4. 交流会
(Family summer camp) The Family is a School of Love
 5. 国際理解
(International Cooperation is Essential for Peace Building)
 6. チャリティー (Charity concert, scholarship)
 7. スポーツ活動 (sports fest, basketball league, cycling)









外国人集住都市会議 津会議 2017 報告書

2018年（平成30年）4月発行

編集・発行 外国人集住都市会議
<http://www.shujutoshi.jp/>

事務局 津市 市民部 市民交流課

電話 059-229-3102

外国人集住都市会議
津会議2017
報告書